林野庁令和５年度当初予算事業
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業のうち

都市における木材需要の拡大事業報告書

令和７年３月

一般社団法人全国木材組合連合会

報告書目次

第１章　　事業の目的と概要 ・・・・・・・・・・1

1.1　事業の目的 ・・・・・・・・・・ 1

1.2　事業の概要 ・・・・・・・・・・ 1

第２章　　実施内容 ・・・・・・・・・・ 2

2.1　委員会 ・・・・・・・・・・ 2

2.1.1　構成メンバー ・・・・・・・・・・ 2

2.1.2　開催内容 ・・・・・・・・・・ 2

2.2　都市木利用拡大宣言事業 ・・・・・・・・・・ 4

2.2.1　目的 ・・・・・・・・・・ 4

2.2.2　事業内容 ・・・・・・・・・・ 5

2.2.3　事業の成果 ・・・・・・・・・7

2.3　都市における木材需要拡大事業 ・・・・・・・・・・13

2.3.1　目的 ・・・・・・・・・・13

2.3.2　事業内容 ・・・・・・・・・・13

2.3.3　事業申請における審査 ・・・・・・・・・・25

2.3.4　現地審査 ・・・・・・・・・・26

2.3.5　交付申請における審査 ・・・・・・・・・・26

2.3.6　事業の成果 ・・・・・・・・・・28

＜参考１＞　様式　都市木利用拡大宣言事業 ・・・・・・・・・・39

＜参考２＞　様式　都市木材需要拡大事業 ・・・・・・・・・・46

＜参考３＞　現地調査報告書の写真等（抜粋） ・・・・・・・・・115

第１章　事業の目的と概要

1.1　事業の目的

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用を高めるための取組を進めていくことが必要となっている。

このため、本事業では、木質耐火部材等を利用した耐火・準耐火建築物等の建築、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な木材製品の利用、内装への木材製品の活用、木製サッシの導入等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図るため、木質耐火部材等を使用した実証的な取組を支援することとした。

1.2　事業の概要

都市部での木材需要の拡大を目的に以下の項目を実施した。

（１）委員会の設置

事業の実施方針の策定のため、学識経験者で構成される委員会の設置

（２）都市木利用拡大宣言事業

工務店等木材の実需者や発注者における、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用の推進の機運を高めるため、「都市木利用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者の拡大を図る。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、見える化を図る。

（３）都市木材需要拡大事業

都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等、JAS 構造材、内装の木質化、木製サッシの利用実証の取組を支援する。

第２章　実施内容

2.1　委員会

事業実施に当たって、事業内容の諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会を設置した。

2.1.1　構成メンバー

（１）令和５年度

〇委員長

林	知行	秋田県立大学	名誉教授

〇委員

稲山	正弘	東京大学　大学院農学生命科学研究科	教授
青木	謙治	東京大学　大学院農学生命科学研究科	准教授

（青木委員は稲山委員の後任として第２回委員会から参画）

立花	敏	筑波大学　生命環境系森林資源経済学研究室	准教授
黒田	尚宏	公益社団法人　日本木材加工技術協会	参与
河合	誠	一般社団法人　日本ＣＬＴ協会	顧問
山田	誠	一般社団法人 建築性能基準推進協会	研究員

（２）令和６年度

〇委員長

立花	敏	京都大学　大学院農学研究科　森林科学専攻	教授

〇委員

青木	謙治	東京大学　大学院農学生命科学研究科	教授
林	知行	京都大学　生存圏研究所	特任教授
黒田	尚宏	公益社団法人　日本木材加工技術協会	参与
河合	誠	一般社団法人　日本ＣＬＴ協会	顧問
山田	誠	一般社団法人　建築性能基準推進協会	

2.1.2　開催内容

（１）令和５年度

〇第１回企画運営委員会

日　時：令和５年７月 11 日（火）14：00～15：30

場　所:Web 会議

出席者: 林委員長、青木委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

議　題：令和５年度建築用木材の転換促進支援事業について

令和５年度 JAS 構造材実証支援事業及び都市における木材需要の拡大事業に

ついて

１） 令和５年度建築用木材の転換促進支援事業について

①「建築用木材の転換促進支援事業」（R４補正）の事業概要、②令和５年度建築用木材の転換促進支援事業の実施状況、③建築用木材の転換促進支援事業助成金公募要領（第２次募集）、④令和５年度事業スケジュールについて、報告・審議を行った。

２） 「JAS 構造材実証支援事業」（R４補正）外について

令和５年度実施 「都市における木材需要の拡大事業」（R５当初、R４繰越）及び「JAS 構造材実証支援事業」（R４補正）の事業概要比較表について報告・審議を行った。

○第２回企画運営委員会

日 時：令和６年３月 19 日(火)10：30～12：00

場 所：Web 会議

出席者：林委員長、青木委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

議 題：令和５年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

令和６年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

１） （R４補正）建築用木材の転換促進支援事業、（R４補正）JAS 構造材実証支援事業、（R４繰越）都市における木材需要の拡大事業、（R５当初）都市における木材需要の拡大事業について

①事業申請期間、②交付申請締切、③応募件数、審査結果等について説明し、承認された。

２） （R５補正）JAS 構造材実証支援事業、（R５繰越）都市における木材需要の拡大事業、（R５補正）花粉症対策木材利用促進事業について

①登録期間予定、②交付申請締切予定、③事業概要・予算等について説明し、承認された。なお、４月に開催予定のＲ６年度第１回企画運営委において、公募要領等について説明することとした。

（２）令和６年度

○第１回企画運営委員会

日 時：令和６年７月３日（火）14：00～16：00

場 所: Web 会議

出席者: 立花委員長、黒田委員、河合委員

議　題：JAS 構造材実証支援事業の公募結果について
都市における木材需要の拡大事業の本年度の実施について
花粉症対策木材利用促進事業の本年度の実施について

１）　JAS 構造材実証支援事業の公募結果外について
(R５補正)「JAS 構造材実証支援事業」の公募状況及び(R６当初、R５繰越)令和６年度実施　「都市における木材需要の拡大事業」の事業概要比較表について説明・報告・審議を行った。

２）　令和６年度花粉症対策木材利用促進事業について
①（R５補正)「花粉症対策木材利用促進事業」の事業概要、②（R５補正)「花粉症対策木材利用促進事業」の実施状況、③花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領案について、説明・審議を行った。

○第２回企画運営委員会
日　時：令和７年３月 19 日(火)14：00～16：00
場　所：Web 会議
出席者：立花委員長、林委員、黒田委員、河合委員
議　題：令和６年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について
令和７年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

１)(R５補正) JAS 構造材実証支援事業、(R５補正)「花粉症対策木材利用促進事業」、(R５繰越) 都市における木材需要の拡大事業、(R６当初) 都市における木材需要の拡大事業の実施状況について
①事業申請期間、②交付申請締切、③応募件数、審査結果、④採択事例、⑤事業報告書案等について説明し、承認された。

２)(R６補正) JAS 構造材実証支援事業、(R６補正) 花粉症対策木材利用促進事業、(R６繰越) 都市における木材需要の拡大事業について
①事業申請期間予定、②交付申請締切予定、③事業概要・予算、④公募要領変更の主な検討事項等について説明し、承認された。また、４月又は５月に開催予定のＲ７年度第１回企画運営委において、公募要領等について説明することとした。

2. 2　都市木利用拡大宣言事業

2.2.1　目的

工務店等木材の実需者や発注者における、これまで木材利用が低位であった都市部や

非住宅分野において木材利用の推進の機運を高めるため、「都市木利用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者を拡大すると共に、宣言を行った事業者を登録・公表し、見える化を図ることを目的とする。

2.2.2　事業内容

都市木利用拡大宣言事業は、木材の利活用に積極的な施主、設計者、施工者、木材関係事業者等の木造建築物の施工関係者を対象として、都市部や非住宅分野における木材の活用拡大を目的とした宣言および目標を立てていただき、それを当連合会が設置するホームページで公開することにより、各事業者間の需給マッチングを支援するものである。

登録事業者に登録申請する場合には、下記の申請書等を提出するものとした。

① 「都市木利用拡大宣言登録申請書及び付表」（参考１の図 2.2.2-1～図 2.2.2-3）

② 誓約書（参考１の図 2.2.2-4）

③ 提出者の概要が判る書類（株主総会資料、会社概要等）

申請書等の提出期間は、令和５年度においては 2023 年６月５日から 2024 年 3 月 22 日まで、令和６年度においては 2024 年 6 月 24 日から 2025 年 3 月 21 日までを募集期間とした。

参考１の図 2.2.2-1 に示すとおり活用宣言は都市部等において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大等を今後どのようにしていくか等について宣言し、具体的な目標は宣言内容を具体的にどのように実現していくかを 3 年後の目標を記入していただくこととしている。

この目標については、令和 6 年度募集では 3 か年目標として各年度に具体的な数値目標を設定することとした。

また、6 年度実施の「都市における木材需要拡大事業」の必須要件とした。

事務局は、これらの内容を確認し、宣言事業者として適当だと判断した申請者を登録し、その内容について都市における木材需要の拡大事業のホームページで公開を行った。

登録後は、参考１の図 2.2.2-5 の宣言様式４号を作成していただき、自社のホームページに掲載、もしくは印刷して事務所に掲示していただくことにしている。

申請書類作成作業を円滑に進めていただくため、参考１の図 2.2.2-6～2.2.2-9 のとおり記入例を作成し、ホームページで公開を行った。

また、宣言事業者一覧をホームページで公開した。

都市木利用拡大宣言事業者一覧

宣言事業者一覧

供給事業者を検索する

利用事業者を検索する

宣言事業者番号	事業者名	業種	取扱木材製品等	宣言
C0001	有限会社松建築設計事務所	設計者		都市建築物に木材をちょこっと自由に使える社会を目指します！
C0002	株式会社東野材木店	流通業 設計者、施工者、その他（木部メンテナンス/木部リバイバル	機械等級区分構造用製材(JAS)、構造用集成材(JAS)、内装材、木製窓（サッシ）	木のチカラで人々を幸せに。
C0003	株式会社星野建築事務所	設計者、施工者		都市に木構造によるデザイン性のある耐震耐火建築物を提供します

2.2.3　事業の成果

令和 7 年 3 月 21 日時点で 124 社追加登録があり、総数で 207 社となった。

追加登録は以下のとおり。

表 2.2.3-1　令和 6 年度追加宣言登録者一覧

宣言事業者No.	事業者名	都道府県	市区町村	宣言
C0084	株式会社アメニティジョイハウス	千葉県	船橋市	JAS構造材利用率アップ
C0085	株式会社KANAE	兵庫県	神戸市	JAS構造材で都市の木造化促進！！
C0086	株式会社エヌエスハウジング	東京都	中野区	JAS構造材での都市の木造推進！
C0087	ライフデザイン・カバヤ株式会社	岡山県	岡山市	人に優しい「木」の特徴を最大限に活かした木造建築物を推進いたします。
C0088	株式会社シー・エス・ランバー	千葉県	千葉市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0089	二宮木材株式会社	栃木県	那須塩原市	JAS構造材が当たり前になることを目指して！
C0090	青山ホーム株式会社	新潟県	新潟市	JAS構造材で都市の木材推進！！
C0091	株式会社甲谷建設	北海道	札幌市	JAS構造材で都市の木造化を推進します。
C0092	株式会社ケーティアイ建設工業	大阪府	大阪市	JAS構造材でアパートを建築し安心安全な住まいを提供いたします。
C0093	太平ハウジング株式会社	岐阜県	可児市	JAS構造材を使用した木造建築推進
C0094	株式会社ケーテック	岩手県	盛岡市	JAS構造材を活用した都市の木造化促進
C0095	株式会社日建ホームズ	愛知県	一宮市	クリーンウッド法に適合したJAS構造材の非住宅への採用を拡大して行きます。
C0096	株式会社佐野製材所	静岡県	静岡市	木に包まれた空間の創造
C0097	京葉エステート株式会社	千葉県	船橋市	JAS構造材で都市の木造化の拡大！
C0098	株式会社ストローブ	北海道	札幌市	大都市の生活を、耐火木造建築で快適な住環境を提供します
C0099	株式会社アキヤマ	静岡県	静岡市	都市建築物におけるJAS構造材利用促進により、サスティナブルな都市環境を育成することに寄与する！
C0100	朝日建設株式会社	新潟県	新潟市	JAS構造材の活用で市街地中心部の木造化を推進します。
C0101	遠田建設株式会社	千葉県	市川市	JAS構造材で都市における地球温暖化の緩和を目指します。

C0102	株式会社ホームテック	東京都	町田市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0103	株式会社丸産技研	神奈川県	横浜市	木に包まれた快適空間の創造
C0104	株式会社 AJライフデザイン	千葉県	船橋市	JAS構造材利用率アップ！
C0105	ジョジョクリエイツ株式会社	東京都	中央区	耐火・準耐火の木造建築の施工倍増　技術で拓く木造耐火建築！
C0106	株式会社オオナリプランニング	神奈川県	横浜市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0107	株式会社アートクラフト	埼玉県	川越市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0108	株式会社シー・エス・ホーム	千葉県	千葉市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0109	株式会社沢田工務店	愛知県	半田市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0110	株式会社ecoaハウス	北海道	千歳市	JAS構造材で「無垢ファースト設計」を宣言いたします。
C0111	田中工業株式会社	鳥取県	鳥取市	JAS構造材で都市の木造化推進を図り利用率の向上を目指します。
C0112	株式会社TASK	北海道	函館市	JAS構造材の利用効率向上を目指します！
C0113	株式会社YAZAWA LUMBER	東京都	立川市	JAS構造材の利用を積極的に行います。
C0114	パナソニックリビング中四国株式会社	広島県	広島市	耐火・準耐火の非住宅木造建築の施工数の大幅増
C0115	新日本ホームズ株式会社	福岡県	北九州市	JAS構造材を利用した都市での木造建築を進めていく。
C0116	株式会社SeOmi	滋賀県	栗東市	JAS構造材で都市の木造化推進に貢献します
C0117	尾﨑林産工業株式会社	京都府	綴喜郡井手町	無垢内装材のことならお任せください！
C0118	株式会社タイセイ	京都府	綴喜郡井手町	木のぬくもりで快適な空間をご提案します！
C0119	ボラテック株式会社	埼玉県	越谷市	JAS構造材を積極的に活用し、非住宅分野での木材需要拡大を図ります
C0120	ボラテック富士株式会社	静岡県	富士市	JAS構造材を積極的に活用し、非住宅分野での木材需要拡大を図ります
C0121	ボラテック西日本株式会社	滋賀県	甲賀市	JAS構造材を積極的に活用し、非住宅分野での木材需要拡大を図ります
C0122	ボラテック東北株式会社	宮城県	加美郡加美町	JAS構造材を積極的に活用し、非住宅分野での木材需要拡大を図ります
C0123	ボラテック九州株式会社	佐賀県	唐津市	JAS構造材を積極的に活用し、非住宅分野での木材需要拡大を図ります
C0124	株式会社岡本銘木店	大阪府	吹田市	都市の木造建築物に対してJAS構造材の利用拡大！！
C0125	株式会社成建	神奈川県	川崎市	横浜川崎エリア中心に住宅を提供する一企業として、JAS構造材を積極的に使用し、より安心な住宅、町づくりに助力いたします。

C0126	アキツ工業株式会社	大阪府	大阪市	都市部の中・大規模建物を木造建物にし、木の未来を広げる準耐火(耐火)木造建築を増やす！！
C0127	ou2株式会社	東京都	江東区	東京において木造耐火構造提案企画NO1になる コンクリート住宅9割の沖縄においてJAS構造材住宅を普及させる
C0128	三井ホーム株式会社	東京都	江東区	JAS構造材を利用し木造マンション倍増
C0129	株式会社ベターホーム	大阪府	吹田市	JAS構造材で都市の木造化推進 木に包まれた快適空間の創造
C0130	株式会社いなほ工務店	兵庫県	尼崎市	無垢内装材を使用した心地よい暮らしを提案し続けます！
C0131	株式会社アートホーム	北海道	北見市	JAS構造材で木造化の推進に努めます
C0132	アーキ・マコト株式会社	大阪府	大阪市	非木造の大型建築計画を木造でプレゼン！！
C0133	小野建設株式会社	静岡県	三島市	JAS構造材で都市部の木造化推進とカーボンニュートラル化促進
C0134	株式会社小野工務店	愛知県	豊橋市	木材を積極的に活用し、「住みやすい」「働きやすい」「安心できる」木造建築物を、デザイン・設計・施工を通じ推進します！
C0135	株式会社重川材木店	新潟県	新潟市	JAS構造材で信頼の建築をささえます。
C0136	有限会社野﨑建設工業	千葉県	八街市	JAS構造材で都市の木造推進
C0137	株式会社貴重企画	福岡県	久留米市	確かな信頼のJAS構造材を活用し確かな技術で都市における木造化を推進します
C0138	大和財託株式会社	東京都	渋谷区	自社施工物件のJAS構造材利用率拡大を目指す
C0139	マツシマ林工株式会社	徳島県	徳島市	・高品質のプレカット部材をお届け致します。 ・JAS構造材でのプレカットはお任せ下さい。
C0140	株式会社ウッド・ストラクチャー	茨城県	古河市	・高品質のプレカット部材をお届け致します。 ・JAS構造材でのプレカットはお任せ下さい。
C0141	近鉄不動産株式会社	大阪府	大阪市	木質構造材の利用拡大、木造非住宅建物の普及促進に努めます。
C0142	株式会社創建	静岡県	袋井市	JAS構造材で都市の木造化推進！！
C0143	株式会社アイ建設	神奈川県	横浜市	JAS構造材で都市の木造化推進
C0144	株式会社おひさま不動産	千葉県	香取郡多古町	JAS構造材で都市の木造化推進
C0145	株式会社ZIRITZ	東京都	千代田区	JAS構造材で都市の木造化推進
C0146	株式会社ジーク	大阪府	大阪市	JAS構造材で顧客に喜びを、住環境の改善を行います
C0147	株式会社杉本組	三重県	四日市	設計・施工にあたり、JAS構造材・CLTを用いた構造と内装材・木製窓の使用を積極的に採用します。
C0148	O・K corporation株式会社	東京都	中央区	JAS構造材で都市の木造化推進
C0149	三菱地所ウッドビルド株式会社	千葉県	千葉市	非木造建築物の木造・木質化推進に貢献します！！

C0150	株式会社HLC	愛知県	名古屋市	JAS構造材で都市の木造化推進！！
C0151	スターツCAM株式会社	東京都	中央区	JAS構造材で都市の木造化を推進します。
C0152	株式会社TAKEMATSU	熊本県	熊本市	非住宅のJAS構造材利用普及に努める。
C0153	株式会社Same Picture Company	神奈川県	三浦郡葉山町	国産の木を使った日本の風土気候に合う建築をつくる
C0154	株式会社じょうてつ	北海道	札幌市	JAS構造材の利用推進を目指します！
C0155	株式会社山口建設	栃木県	足利市	JAS構造材で都市の木造化推進！
C0156	北見第一木材株式会社	北海道	北見市	都市部・非住宅におけるJAS製材の利用拡大に努めます
C0157	株式会社セルビーハウジング	兵庫県	赤穂市	JAS構造材を使用して、デザインだけでなく、高気密・高断熱・高耐震など、高性能の住宅を提供します
C0158	山万株式会社	東京都	中央区	木に包まれた快適空間の創造
C0159	株式会社総合設計	北海道	帯広市	JAS構造材で非住宅物件の推進を図る
C0160	中部ホームサービス株式会社	愛知県	豊橋市	JAS構造材の利用と内装材仕上げ材を利用した耐火・準耐火木造建築物の部材供給、建設支援を推進します。
C0161	石友ウッドビルディング株式会社	石川県	野々市	非住宅分野においてJAS構造材利用の推進と機運を高め、木材産業や建築業等の事業者の拡大を図ります。
C0162	株式会社アイバン	徳島県	吉野川市	営業活動（基礎施工）時の発注者への御用聞き及び木材を利用した追加工事の提案、木製看板の使用・提案
C0163	株式会社エボティ	徳島県	吉野川市	営業活動（電気施工）時の発注者への御用聞き及び木材を利用した追加工事の提案、木製看板の使用・提案
C0164	株式会社セレクトホーム	兵庫県	神戸市	JAS構造材で都市の木造化推進！ 木に包まれた快適空間の創造！
C0165	株式会社グッド住マイル	北海道	帯広市	JAS構造材で木造建築物の施工倍増！
C0166	株式会社ハウゼ	神奈川県	横浜市	JAS構造材　利用率維持
C0167	飛栄建設株式会社	北海道	札幌市	木造非住宅建築物にJAS構造材を積極的に活用します
C0168	株式会社佐藤製材工場	北海道	斜里郡斜里町	建築物の木質化によりJAS構造材の普及に努力します
C0169	株式会社三幸住研	大阪府	豊中市	非住居建築を鉄質から木質へ【SDGｓ】
C0170	株式会社吉住工務店	兵庫県	丹波市	非住宅木造建築の推奨・提案をしていきます！
C0171	CLIFF Design株式会社	大阪府	大阪市	事業主に木造の良さをアピールし木材利用の拡大に努めます
C0172	株式会社シガウッド	滋賀県	長浜市	JAS構造材の常時取り扱いと普及拡大に取り組んでいきます
C0173	株式会社鳥羽建設	群馬県	高崎市	耐火・準耐火の木造建築の施工倍増

C0174	エステート住宅産業株式会社	栃木県	宇都宮市	JAS構造材利用率向上に努めます
C0175	株式会社東海・ビルド	愛知県	名古屋市	JAS構造材で都市の木造化を推進します！
C0176	株式会社空間デザイン一級建築士事務所	静岡県	静岡市	当社は木造ファースト設計を致します
C0177	株式会社山長商店	和歌山県	田辺市	JAS機械等級区分構造用製材なら(株)山長商店！
C0178	株式会社太陽ホーム	北海道	河東郡音更町	JAS構造材で都市の木造化を推進いたします。
C0179	有限会社石牧建築	静岡県	浜松市	地域材を活かした木造建築・空間の創造 総合的な木造建築の担い手として都市の木造化を推進
C0180	株式会社スタジオCoCo-Li	千葉県	船橋市	JASの構造材を最大限活用した住まいづくりを推進します。
C0181	有限会社プラザハウス	北海道	釧路市	JAS構造材利用率をアップします。
C0182	エイベルホーム株式会社	北海道	恵庭市	JAS構造材で信頼の建築を支えます。
C0183	株式会社坂詰製材所	新潟県	阿賀野市	JAS構造材の増産と普及に努めます。
C0184	坂井建設株式会社	新潟県	長岡市	JAS構造材で信頼の建築を支えます
C0185	株式会社中東	石川県	能美市	耐火・準耐火の建築物の普及・利用拡大を推進します。
C0186	生和コーポレーション株式会社	東京都	千代田区	当社は木造（2x4）の集合住宅を拡販しており、性能担保としてJAS構造材の利用は必須と考え、建物ベースとして推進いたします。
C0187	株式会社Wise Forma	岐阜県	瑞穂市	木のぬくもりを感じる唯一無二の家づくり
C0188	丸喜株式会社齋藤組	青森県	青森市	地域木材と自社大工の力で木造建築を増やします！
C0189	株式会社大之木ダイモ	広島県	呉市	木まじめな家
C0190	友和産業株式会社	北海道	室蘭市	木造建築物の準耐火構造促進を宣言します。
C0191	合同会社エス・エー・シー	静岡県	島田市	木に包まれた生活をご提供いたします
C0192	古郡ホーム株式会社	埼玉県	深谷市	都市部の非住宅建物をJAS構造材の利用により木造化推進！
C0193	ケイエイツー株式会社	宮崎県	北諸県郡三股町	JAS構造材で安心できる木造建築を目指します！
C0194	有限会社松永和廣設計事務所	静岡県	静岡市	木造による快適な大空間の提案を促進します
C0195	株式会社入倉工務店	埼玉県	川越市	都市部におけるJAS構造材を用いた準耐火木造建築物の施工を推進してまいります！！
C0196	株式会社スカイ	静岡県	磐田市	JAS構造材のプレカット加工はお任せください
C0197	今井産業株式会社	島根県	江津市	耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！

C0198	株式会社アーバン三越	新潟県	長岡市	木に包まれた快適空間の提供を拡大 JAS構造材で木造化推進
C0199	株式会社角繁	秋田県	秋田市	JAS構造材で非住宅分野での需要拡大を図ります。
C0200	株式会社エーティーエム建築	奈良県	奈良市	JAS構造材を住宅・非住宅どちらも積極的に利用し木造化を進めます
C0201	大和ハウス工業株式会社	大阪府	大阪市	非住宅分野において、木造の耐火・準耐火建築物の普及に努めます
C0202	株式会社セレクト	茨城県	つくば市	都市の木材利用で地域温暖化対策！
C0203	株式会社オノコム	愛知県	豊橋市	店舗や事務所、工場など鉄骨造が主流の現状を変革するために、環境にもコストにも配慮した木造建築を推進します！
C0204	株式会社スガノ	広島県	広島市	広島都市木造トップランナー！当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、以下の3ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。
C0205	株式会社尼崎工務店	大阪府	堺市	JAS構造材を普及の促進に邁進いたします。
C0206	大舘建設株式会社	静岡県	熱海市	JAS構造材で都市の木材化推進を目指します。
C0207	有限会社クエストワークス一級建築士事務所	東京都	墨田区	木を使ってすべての命が輝く豊かな場をつくります

2.3　都市における木材需要拡大事業

2.3.1　目的

本事業では、建築事業者等に地域の先例となる建築物の構造部分等に木質耐火部材等を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築の構造部分等にJAS構造材（機械等級区分構造用製材、２×４工法構造用製材、ＣＬＴ、構造用集成材、構造用LVL）を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い内装部材に木材製品を利用すること、非木質系資材が太宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる木製サッシを導入することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただくことにより、都市部における木材の需要拡大を目的とする。

2.3.2　事業内容

（１）事業対象者

都市木材需要拡大事業に申請できる者は、第６に定める都市木材需要拡大事業の対象物件において木材製品を利用する施工者であって、以下の全ての要件を満たす者とした。

ア 都市木利用拡大宣言事業又はJAS構造材活用宣言事業の宣言事業者であること（※R6事業においては、都市木利用拡大宣言事業で宣言事業者であって、当該事業への申請年度を初年度とする３か年目標を有する者であること。）

イ （※R6事業のみ）木材SCM(サプライチェーンマネージメント)支援システム「もりんく」（https://molink.jp/）の登録者であること。

ウ事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

エ 都市木材需要拡大事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

オ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第３項に定める建設業者であり、かつ申請に係る対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第３条第１項に定める許可を受けた者であること。

ただし、当該許可が不要な物件の場合は、この限りではない。

キ （※R6事業のみ）自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去５年以内にこれらに該当したことがある者（以下「反社会的勢力」といいます。） ではないこと。

ク （※R6事業のみ）過去３か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業において、補助金等の返還命令を受けた者でないこと。

ケ 木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請をする場合については、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知（以下「建築確認申請等」という。）において都市木材需要拡大事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から都市木材需要拡大事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象物件の工事に当たって、建築確認申請等を要さない場合は工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること（※R6 事業では当該但し書きを削除)。

コ （※R6 事業のみ）JAS 構造材の申請をする場合については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html）による炭素貯蔵量の算定又は、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者。

サ 都市木材需要拡大事業を同年度に３棟以上（※）申請する者にあっては、３棟目の都市木材需要拡大事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録を受けていること。なお、木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請に係る物件において内装材又は木製サッシの区分に係る申請を同一の物件で行う場合、その棟数は１とする。

シ 都市木材需要拡大事業を同年度に３棟以上申請する者にあっては、サに加え、次のいずれかの要件を満たすものとする。

（ア） 木材 SCM（サプライチェーンマネージメント）支援システム「もりんく」
(https://molonk.jp/)の登録者（※R6 事業においては（実証事業において、JAS 構造材の供給者が「もりんく」の登録者であり、対象となる JAS 構造材について、「もりんく」の「JAS 等構造材」へ製品登録していること。）

（イ）山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した JAS 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。

（ウ）「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条の建築物木材利用促進協定に基づく協定締結者。（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。）

（エ）建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者である建築主との共同申請をする者

（オ）JAS 構造材以外の区分に係る申請をする場合については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html）による炭素貯蔵量の算定又は、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者

ス 3 階以下（※R6 事業においては４階未満）の共同住宅及び長屋（以下「低層集合住宅等」という。）を対象物件として申請しようとする者にあっては、申請の対象となる物件が１棟以内であり、かつ、同一年度内に他の低層集合住宅等について本事業による助成を受

ける予定がないこと。

※（※R6 事業のみ）都市木材需要拡大事業を、同年度に最上階から数えて４以上のすべての階が助成対象（利用の区分が木質耐火部材等又は JAS 構造材のものに限る。）となる建築物であって地上４階以上の建築物を含めて申請する者にあってはシの「３棟以上申請する者」を「４棟以上申請する者」に読み換えるものとする。

（２）対象とすることができる物件

都市木材需要拡大事業の対象とすることができる建築物（仮設建築物を除く）は、木材製品を利用するものであって、次の要件を全て満たす物件とする。なお、内装材（内装材利用面積が 10 ㎡を超えるものに限る。）又は木製サッシのみの木材製品を利用する場合も同様とする。

ア 建築主が国でないもの。

イ 表 2.3.2-1（※R6 事業は表 2.3.2-2）に掲げる用途のもの。

ウ 建築物において基礎より上部の部分において本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料により確認できる場合はこの限りでない。

エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの。

オ 木質耐火部材等及び JAS 構造材の区分の対象とする物件にあっては、新築及び増改築する部分の床面積の合計（非木造部分を除く。）が 10 ㎡を超えるものであるもの。

カ 木質耐火部材等及び内装材の区分の対象とする物件は、耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であるもの。

キ JAS 構造材の区分の対象とする物件は、構造部の柱、梁桁など指定する部位で JAS 構造材を使用した建築物であるもの。

ク （※R6 事業のみ）低層共同住宅等については延床面積 500 ㎡を超えるもの又は３階建て以上の建築物であるものに限る。

表 2.3.2-1　建築確認申請の区分による助成対象建築物

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数		
		4階以上	4階未満	
一戸建ての住宅	09010	○	×	※1
長屋	09020	○	○	※2
共同住宅	09030	○	○	※2
寄宿舎	09040	○	○	
下宿	09050	○	○	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	09060	○	×	※1
幼稚園	09070	○	○	
小学校	09080	○	○	
義務教育学校	09082	○	○	
中学校、高等学校又は中等教育学校	09090	○	○	
養護学校、盲学校又は聾学校	09100	○	○	
大学又は高等専門学校	09110	○	○	
専修学校	09120	○	○	
各種学校	09130	○	○	
幼保連携型認定こども園	09132	○	○	
図書館その他これに類するもの	09140	○	○	
博物館その他これに類するもの	09150	○	○	
美術館その他これに類するもの	09152	○	○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	09160	×	×	※3
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	09170	○	○	
保育所その他これに類するもの	09180	○	○	
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	09190	○	○	
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	09192	○	○	
児童福祉施設等（建令19-1に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	09210	○	○	
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	09220	○	○	
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	09230	○	○	
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	09240	○	○	
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	09250	○	○	
病院	09260	○	○	
巡査派出所	09270	○	○	
公衆電話所	09280	○	○	
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	09290	○	○	
地方公共団体の支庁又は支所	09300	○	○	
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	09310	○	○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	09320	○	○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	09330	△	△	※4
工場（自動車修理工場を除く。）	09340	○	○	
自動車修理工場	09350	○	○	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	09360	○	○	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	09370	○	○	
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	09380	○	○	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	09390	○	○	
ホテル又は旅館	09400	○	○	
自動車教習所	09410	○	○	
蓄舎	09420	○	○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	09430	○	○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	09438	○	○	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	09440	○	○	
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	09450	○	○	
食堂又は喫茶店	09452	○	○	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	09456	○	○	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	09458	○	○	
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	09460	○	○	
事務所	09470	○	○	
映画スタジオ又はテレビスタジオ	09480	○	○	
自動車車庫	09490	○	○	

自転車駐車場	08500	○	○	
倉庫業を営む倉庫	08510	○	○	
倉庫業を営まない倉庫	08520	○	○	
劇場、映画館又は演芸場	08530	○	○	
観覧場	08540	○	○	
公会堂又は集会場	08550	○	○	
展示場	08560	○	○	
料理店	08570	○	○	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	○	○	
ダンスホール	08590	○	○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×	※3
卸売市場	08610	○	○	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	○	○	
農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	○	○	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	○	○	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650	○	○	
その他	08990	△	△	※5

※1　４階未満の戸建て住宅、兼用住宅及び事業用併用住宅は本事業の対象としません。
※2　本事業の対象となりますが、１事業者あたり上限値があります。
※3　本事業の対象としません。
※4　国の施設は対象としません。
※5　個別に相談して下さい。
※6　仮設建築物は本事業の対象としません。

表 2.3.2-2　建築確認申請の区分による助成対象建築物（※R6 事業）

別表　助成対象建築物

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数		
		4階以上	4階未満	
一戸建ての住宅	08010	○	×	
長屋	08020	○	△	※1
共同住宅	08030	○	△	※1
寄宿舎	08040	○	△	※1
下宿	08050	○	△	※1
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×	
幼稚園	08070	○	○	
小学校	08080	○	○	
義務教育学校	08082	○	○	
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	○	○	
養護学校、盲学校又は聾学校	08100	○	○	
大学又は高等専門学校	08110	○	○	
専修学校	08120	○	○	
各種学校	08130	○	○	
幼保連携型認定こども園	08132	○	○	
図書館その他これに類するもの	08140	○	○	
博物館その他これに類するもの	08150	○	○	
美術館その他これに類するもの	08152	○	○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	※2
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	○	○	
保育所その他これに類するもの	08180	○	○	
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190	○	○	
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192	○	○	
児童福祉施設等（建令19-1に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210	○	○	
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220	○	○	
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	○	○	
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	○	○	
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	○	○	
病院	08260	○	○	
巡査派出所	08270	○	○	
公衆電話所	08280	○	○	
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	08290	○	○	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	○	○	
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	○	○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	△	△	※3
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○	
自動車修理工場	08350	○	○	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	○	○	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370	○	○	
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380	○	○	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390	○	○	
ホテル又は旅館	08400	○	○	

※1　4階未満については、延べ床面積500㎡超又は３階建て以上については宣言事業者ごとに1件に限り対象とします。
（建築確認申請書第６面【5.構造計算の区分】に該当するものに限る）

※2　本事業の対象としません。

※3　国の施設は対象としません。

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数		
		4階以上	4階未満	
自動車教習所	08410	○	○	
畜舎	08420	○	○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	○	○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	○	○	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440	○	○	
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450	○	○	
食堂又は喫茶店	08452	○	○	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、書屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	○	○	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	○	○	
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460	○	○	
事務所	08470	○	○	
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	○	○	
自動車車庫	08490	○	○	
自転車駐車場	08500	○	○	
倉庫業を営む倉庫	08510	○	○	
倉庫業を営まない倉庫	08520	○	○	
劇場、映画館又は演芸場	08530	○	○	
観覧場	08540	○	○	
公会堂又は集会場	08550	○	○	
展示場	08560	○	○	
料理店	08570	○	○	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	○	○	
ダンスホール	08590	○	○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×	※2
卸売市場	08610	○	○	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	○	○	
農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	○	○	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	○	○	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650	○	○	
その他	08990	△	△	※4

※2　本事業の対象としません。

※4　個別に相談して下さい。

※5　仮設建築物は本事業の対象としません。

（３）助成対象となる木材製品の利用

助成対象となる木材製品の利用の範囲は、利用の区分ごとに以下に定めたものとし、助成対象となる木材製品は、クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを実証事業者が書面により確認したものとする。

Ⅰ 木質耐火部材等

木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築する場合（建築確認申請等を提出するものに限る。）の木質耐火部材等の利用を対象とする。

Ⅱ JAS 構造材

木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築する場合（建築確認申請等を提出するものに限る。）の JAS 構造材の利用を対象とし、助成対象となる要件及び助成対象となる木材（以下「助成対象木材」という。）は、以下に定めたものとする。

ア 助成対象となる要件

助成を受けようとする建築物において、次の①から③までのいずれかを満たすこと。

① 機械等級区分構造用製材が、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されること。

② ２×４工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 又は CLT が構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されること。

③ （※R6 事業のみ）保存処理材の全部または一部が、構造耐力上主要な部分の土台等に使用されることを必須とする。

イ 助成対象木材

助成対象木材は、Ⅱアの助成対象となる要件を満たした階（以下「助成対象階」という。）で使用する JAS 構造材を対象とする。

Ⅲ 内装材

（２）のカに定める要件を満たす建築物の新築、増築、改築、修繕等する場合の内装材の利用を対象とする。

Ⅳ 木製サッシ

建築物の新築、増改築、修繕等する場合の木製サッシの利用を対象とする。

表 2.3.2-2　事業の組み合わせの可否について

事業の組み合わせの可否について

組み合わせ	可否	備　考
1 木質耐火部材等＋2 JAS構造材	×	公募要領第６
1 木質耐火部材等＋3 内装材	○	公募要領第７
1 木質耐火部材等＋4 木製サッシ	○	公募要領第７
1 木質耐火部材等＋3 内装材＋4 木製サッシ	○	公募要領第７
2 JAS構造材＋3 内装材	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第５の６
2 JAS構造材＋4 木製サッシ	○	公募要領第７
2 JAS構造材＋3 内装材＋4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第５の６
3 内装材＋4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第５の６

（４）助成金額

助成金の額は以下のⅠからⅣまでの利用の区分ごとに規定するものとし、区分ごとに①、②、③（Ⅰ木質耐火部材等の区分にあっては①と②）を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

ただし、助成額の上限は、Ⅰ木質耐火部材等及びⅡJAS 構造材の区分にあっては、１棟の都市木材需要拡大事業に対して、15,000,000 円を上限とするが、延床面積の合計 1,000 ㎡（R6 事業は 3,000 ㎡）以上の建築物の場合、または助成対象となる階が最上階から数えて４以上の建築物は 30,000,000 円を上限とする（Ⅲ内装材又はⅣ木製サッシの区分に係る助成を併用する場合を含む。）。

また、Ⅲ内装材の区分にあっては、１棟の都市木材需要拡大事業に対して 10,000,000 円を上限とし、Ⅳ木製サッシの区分にあっては、１棟の都市木材需要拡大事業に対して 1,000,000 円を上限とする。

Ⅰ　木質耐火部材等

ア 燃えしろ製材を活用した建築物

製材品の厚みにより燃えしろを確保することで必要な準耐火性能等を満たす建築物

① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階

の木造又は混構造に係る床面積の合計に 14,200 円（R6 事業は 13,600 円）／㎡を乗じた金額

② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 14,200 円（R6 事業は 13,600 円）／㎡を乗じた金額

イ その他

ア以外の方法により必要な耐火性能または準耐火性能等を満たす建築物

① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 12,500 円（R6 事業は 11,900 円）／㎡を乗じた金額

② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 12,500 円（R6 事業は 11,900 円）円／㎡を乗じた金額

ウ CLT を利用した建築物

CLT を利用した建築物で必要な耐火・準耐火性能等を満たすものについては、ア、イの規定にかかわらず、次の算定によることができる。なお、ア又はイの助成金と併用することはできない。

① 事業申請時に申告する利用予定の CLT の材積の合計に 170,000 円（R6 事業は 16,000 円）／㎥を乗じた金額

② 交付申請時に申告する利用した CLT の材積の合計に 170,000 円（R6 事業は 16,000 円）／㎥を乗じた金額

Ⅱ JAS 構造材

ア 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、（３）イで規定する助成対象階で使用予定の構造用製材、２×４工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材の材積に 66,000 円（R6 事業は 60,000 円）／㎥を乗じた金額及び CLT の材積の合計に 140,000 円（R6 事業は 130,000 円）／㎥を乗じた金額に、助成対象階で使用予定の構造用合板、構造用パネルの調達費に１/２を乗じた額を加算した金額。

イ 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、（３）イで規定する助成対象階で使用した構造用製材、２×４工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL の材積に 66,000 円（R6 事業は 60,000 円）／㎥を乗じた金額及び CLT の材積の合計に 140,000 円（R6 事業は 130,000 円）／㎥を乗じた金額に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に１/２を乗じた額を加算した金額。

ウ 交付申請を行う構造用製材、２×４工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 及び CLT の調達費に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に１/２を

乗じた額を加算した金額。

Ⅲ 内装材

ア 事業申請時に申告する、壁及び天井に係る内装材利用面積に 11,000 円／㎡を乗じた金額及び床に係る内装材利用面積に 7,000 円／㎡を乗じた金額を加算した金額

イ 交付申請時に申告する、壁及び天井に係る内装材利用面積に 11,000 円／㎡を乗じた金額及び床に係る内装材利用面積に 7,000 円／㎡を乗じた金額を加算した金額

ウ 交付申請時に申告する、壁、天井及び床に係る内装材の調達費

Ⅳ 木製サッシ

ア 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に１窓当たり 60,000 円を乗じた金額

イ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に１窓当たり 60,000 円を乗じた金額

ウ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費（窓ガラスに係る金額を含めることも可とする。）に１/２を乗じた金額

※ 助成対象となる物件について、木質耐火部材等に係る助成と JAS 構造材に係る助成を併用して受けることができないものとする。

※ 上記の規定にかかわらず、都市木材需要拡大事業において採択した事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、個々の都市木材需要拡大事業に係る助成金の額を調整することがある。

（５）事業の流れ

事業の流れは、図 2.3.2-1 のとおりである。

事業の募集は、募集期間の前倒し措置は取らないこととし、募集内容の公表：令和６年７月２６日、事業申請期間：令和６年７月３１日～８月９日、交付申請締切：令和６年１１月２９日として１回行った。ただし、4 階建て以上の建築物については締め切りを１２月１０日まで延長することとした。

① 実証事業者は、公募開始から事業を開始（木材発注や材料指示等）することができる。

② 実証事業者は、様式１号の事業申請を締め切り日までに事務局へ提出する。

③ 事務局は、申請受付後内容を確認した上で様式２号の受付書を発行する。

④ 事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式３号の結果通知書の発行を行う。

⑤ 建て方終了後、事務局は、一部実証事業者を対象として助成対象となる木材製品に

ついての使用状況の確認を行う。

⑥　助成対象木材の施工完了後、実証事業者は様式６号の交付申請を締め切り日までに事務局へ提出する。

⑦　事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式７号の決定通知書の発行を行う。

⑦　実証事業者は様式９号の請求書を事務局へ提出する。

⑧　事務局は助成金の支払いを行う。

図 2.3.2-1　事業の流れ

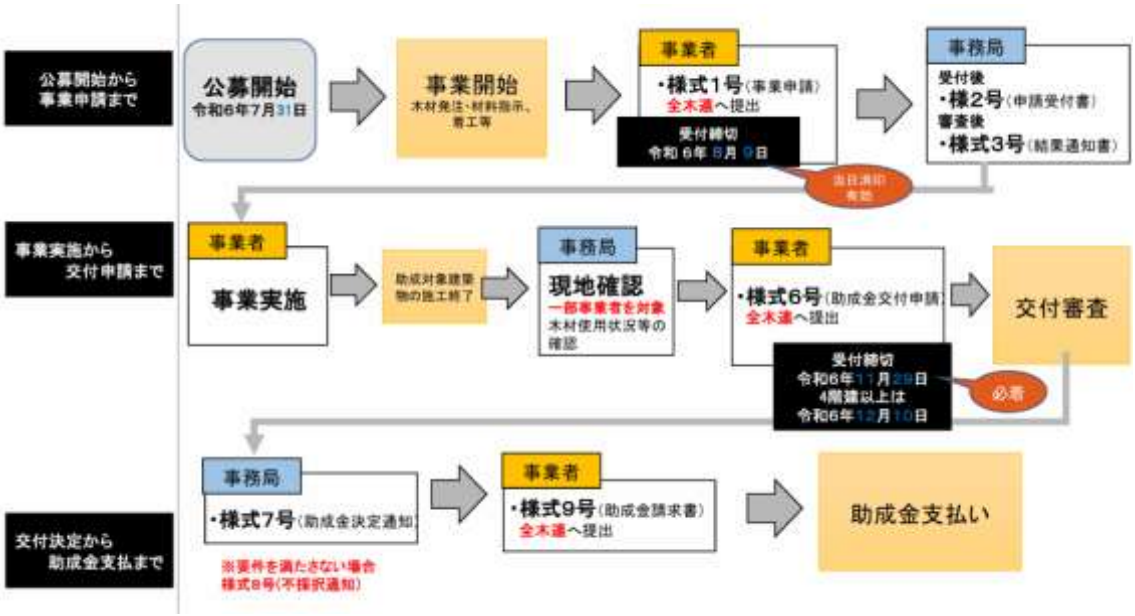

2.3.3　事業申請における審査

（１）事業申請書様式

事業申請者は、都市木材需要拡大申請書（様式１号)、都市木材需要拡大事業に係る確認及び同意書、環境負荷低減のチェックシート・宣言の３か年目標及びもりんくの登録者であることを示す資料並びに下記の書類一式を書面により提出するものとした。

提出書類は下記のとおりである。

ア 申請の区分ごとの様式１号に示す付属資料（図面、建築確認申請、事業許可証、工程表等）

イ 申請物件に使用される申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等

ウ 助成金振込先に関する資料

エ 施工者として確認できる者から都市木材需要拡大事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合は、委譲書等権利の委譲を受けたことがわかる資料

オ 3棟目以上の申請を行う場合、クリーンウッド法に基づく登録を受けていることを証明する資料

カ 3棟目以上の申請を行う場合、オに加え、以下のいずれかの要件を満たす資料

① 山元素材生産事業者と安定供給協定を締結していることを証明する資料

② 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 38 号）の協定締結者であることを証明する資料

③ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請とわかる資料

④ JAS 構造材の供給者が「もりんく」登録者であり、対象となる JAS 構造材について「もりんく」の「JAS 等構造材」へ製品登録していることがわかる資料

⑤ 「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」による炭素貯蔵量の算定又は、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定資料

キ 共同申請する場合、様式１号（共同申請）

ア、キ以外の事業申請書等の様式（参考２：図 2.3.3-1～図 2.3.3-14）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

（２）事業申請書記載例

事業申請の書類手続きを円滑に進めるため、事業申請書の記載例を作成し（別添データ資料：事業説明書 PDF)、ホームページに公表した。

（３）事業申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、実証事業の採択を決定した。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の２段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図 2.3.3-15～図 2.3.3-18（参考２）に、書類内容についてのチェックシートを図 2.3.3-19～図 2.3.3-22（参考２）に示す。

審査後、事務局は、図 2.3.3-23（参考２）の審査結果通知書（様式３号）を実証事業申請者に通知した。

2.3.4　現場審査

全木連は、公募要領に基づき、必要に応じて実証事業の対象物件を確認することができる。

（１）現地確認チェックリスト

現地確認チェックリストなどを図 2.3.3-24～図 2.3.3-27（参考２）に示す。

2.3.5　交付申請における審査

（１）交付申請書様式

１）実証事業者は、事業完了後、都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式６号）と以下に挙げる資料を添付して、事業が完了した日から起算して１か月を経過した日又は令和６年 11 月 29 日（金）必着のいずれか早い期日までに事務局に提出していただくこととした。

ただし、利用区分が木質耐火部材等又は JAS 構造材で地上４階建て以上の建築物については令和６年 12 月 10 日（火）必着とした。

ア　都市木材需要拡大事業で得られた、木質耐火部材等、JAS 構造材、内装材、木製サッシの区分ごとの木材製品の利用に関する情報等をまとめた報告書（様式６号-２）

イ　助成対象の木材製品の利用が種類ごとに明瞭に色分けされ判別することが可能な図面

ウ　交付金額の査定に必要となる資料（契約書等で木材製品の購入価格や加工費運搬費等の内訳が判別できるもの）

エ　工事記録写真

オ　木質耐火部材等の区分（内装材又は木製サッシの区分を併用する場合を含む。）については、公募を開始した日付以降に工事の着工がなされたことを証明する資料（発注書、指示書等）。また、JAS 構造材、内装材又は木製サッシの区分（内装材及び木製サッシの区分については、木質耐火部材等の区分を併用する場合も含む。）については、公募を開始した日付以降に木材製品の調達がなされたことを証明する資料（発注書、指示書等）

カ　建築確認申請等を行った場合は、建築確認申請等に係る確認済証の写し

キ　事業申請時以降に建築確認申請等の計画の変更を行った場合は、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による計画変更確認申請書又は同法第 18 条第２項の規定による計画変更通知書の写し

ク　助成対象物件の木材製品の種類、規格、使用量等が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）

ケ　内装材及び木製サッシの区分にあっては、仕上げに使用した木材製品の種類、品質規格（内装材）、窓枠の木材製品の種類、寸法等の仕様等が示された資料（製品カタログ、取扱説明書の写し等）

コ　３棟以上申請しようとする場合にあっては、当該規定に示された条件を満たしていることを証明する資料

サ　助成対象木材がクリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面

アの交付申請書の様式及び報告書等（参考２：図 2.3.5-28～図 2.3.5-39）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

（２）交付申請書記載例

交付申請の書類手続きを円滑に進めるため、交付申請書の記載例を作成し（別添データ資料：事業説明書 PDF）、ホームページに公表した。

（３）交付申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って交付申請書の審査を行った。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の２段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図 2.3.3-40～図 2.3.3-43（参考２）に、書類内容についてのチェックシートを図 2.3.3-44～図 2.3.3-47（参考２）に示す。

審査後、事務局は、審査結果通知書（様式７号）を実証事業申請者に通知した。（参考２：図 2.3.3-48）

2.3.6　事業の成果

（１）実証物件の件数等の分析

本事業は、令和６年度に一部予算を繰り越したため、令和５年度と令和６年度において実証事業の支援を行った。令和５年度の事業実施は、６件、助成額10,216千円となった。内訳として木質耐火部材１件581千円、JAS構造材３件9,459千円、内装材１件116千円、木製サッシ１件60千円となっている。

また、令和６年度の事業実施では、件数、助成額が、33件、137,389千円（JAS構造材31件133,227千円、内装材１件3,162千円、木製サッシ１件1,000千円）で、令和５年度実施分と令和６年度実施分の合計で39件、147,605千円（木質耐火部材１件581千円、JAS構造材34件142,686千円、内装材２件3,278千円、木製サッシ２件1,060千円）となった。

全39件について、県別の件数を見ると、大阪が10件、北海道と東京が７件となっており北海道と都市圏に件数が集中している。

また用途別に見ると、共同住宅が13件、戸建て住宅（４階建て）と長屋、寄宿舎がそれぞれ１件で住宅系が全物件39件の４割を占めている。そのほかでは事務所が５件、老人ホームと飲食店が４件となっており、今後は非住宅での活用に向けた取り組みが必要といえる。

県別実績

県	助成件数	県	助成件数
北海道	7	岐阜	1
群馬	1	静岡	1
千葉	3	愛知	1
東京	7	大阪	10
新潟	3	兵庫	3
福井	1	長崎	1
		合計	39

用途別実績

用途	助成件数	用途	助成件数
共同住宅	13	水産物の養殖場	1
長屋	1	店舗	1
寄宿舎	1	飲食店	4
戸建て住宅（4 階建て）	1	葬儀所	1
老人ホーム	4	事務所	5
保育園	1	倉庫	3
簡易宿所	2	集会所	1
		総計	39

（２）実証報告の分析

実証事業者から、実証事業で得られた部材使用等に関する利点や不利、要望についての報告を受けた。以下はその結果についてまとめたものである。

【ア　木質耐火部材】

助成件数が１件であるため、分析に至らなかったが、報告内容を取りまとめると以下のとおりである。

Ⅰ　建築物に係る基礎的情報

１　建築物の用途　　：店舗 1 件

２　防火地域等　　：防火地域

３　構造設計ルート　　：限界耐力計算

４　主要構造部の構造：準耐火構造（４５分）

５　建築基準法第 21 条・27 条の適用等

　　建築基準法第 21 条・27 条の適用を受けない

６　建築基準法第 61 条の適用　：準耐火建築物

７　階ごとの構造　：　軸組工法

Ⅱ　施工業者の施工実績

１　助成事業者の年間施工棟数

施工事業者の年間施工棟数は５棟

２　助成事業者の耐火構造又は準耐火構造の施工実績

助成事業者のこれまでの耐火構造の施工実績は０で準耐火構造の施工実績は０棟

Ⅲ　使用した耐火部材

助成件数が１件で、耐火部材等は燃えしろ設計・構造用集成材が使用されていた。

採択理由は、強度も強く、スパンを飛ばせることができるため集成材を採用したとなっている。

Ⅳ　アンケート結果

① 耐火・準耐火構造において木造を選択することの優位な部分

・万が一火災が起きても、延焼を遅らせることができる。

② 耐火・準耐火構造において木造を選択することの不利な部分

・石膏ボード等を用いて被覆するためコスト面がかかる。

③ 木質耐火部材を採用した理由

・強度も強く、スパンを飛ばせることができるため集成材を採用した。

④ 設計時の課題とその課題解決の対応

・無垢材を被覆することで意匠性が下がる。コストもかかる

⑤ 都市木事業に申請した動機

・設計事務所から進められたので申請した。

⑥ 今後の木造の耐火・準耐火構造建築物の施工に向けた取組方針とその理由

今後の取組み方針	理　　由
積極的に取り組みたい	・積極的に取組むことにより会社の対応力、認知度が上がる。

【イ　JAS 構造材】アンケートの概要

JAS 構造材の助成を受けた事業実施者からのアンケートの概要を以下に記載する。設問により回答数が異なるが、事業実施 34 件のうち 34 件の回答数となっている。

① JAS 構造材を利用したメリット（回答 34 件）イエス 28 件(82%)　ノー6 件(18%)

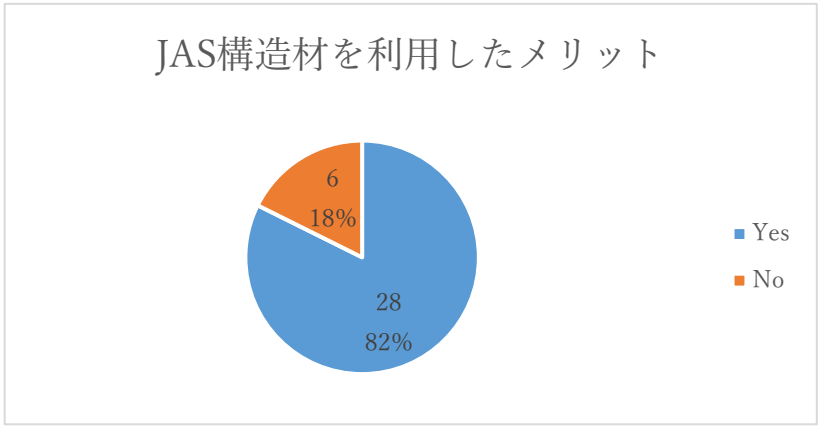

② JAS 構造材利用のメリットがイエスの理由（回答 28 件）

- 品質が良い　20 件(23%)
- 寸法精度が良い　10 件(11%)
- 施工性が良い　10 件(11%)
- 構造安全性が高い　22 件(25%)
- 信頼性が高い　22 件(25%)
- コストパフォーマンス　1 件(1%)
- その他　2 件(2%)

③ 工事費と木材費用

○工事費のうち木工事費（木材費含む）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A　1 万円以上 2 万円未満	6	18%
B　2 万円以上 3 万円未満	15	44%
C　3 万円以上 5 万円未満	7	21%
D　5 万円以上 10 万円未満	6	18%
E　10 万円以上	0	0%
合計	34	100%

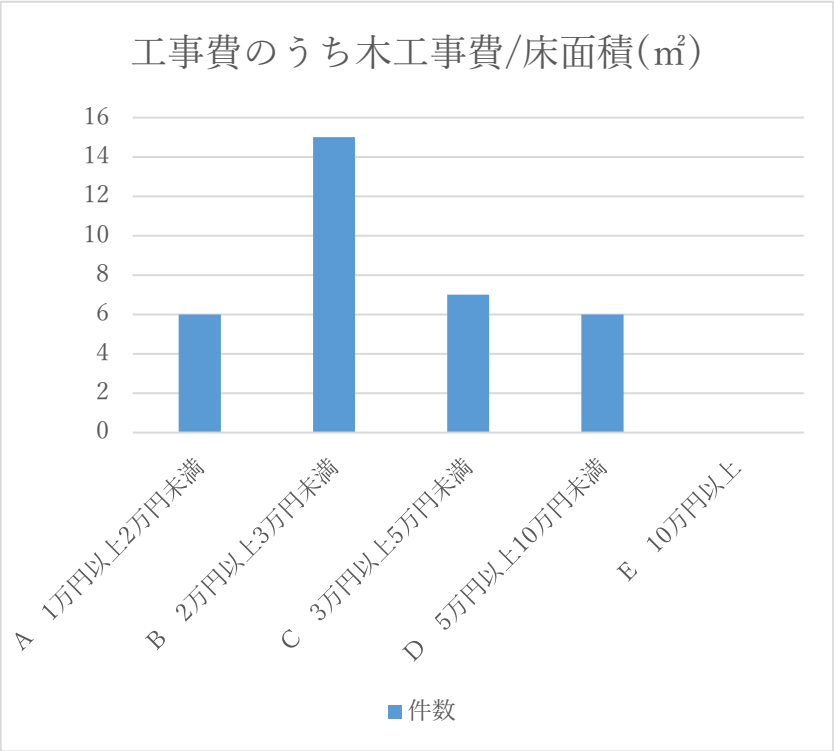

○木工事費のうち木材費（JAS 構造材）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A　5 千円以上 1 万円未満	2	6%
B　1 万円以上 2 万円未満	25	74%
C　2 万円以上 3 万円未満	5	15%
D　3 万円以上 5 万円未満	1	3%
E　5 万円以上	1	3%
合計	34	100%

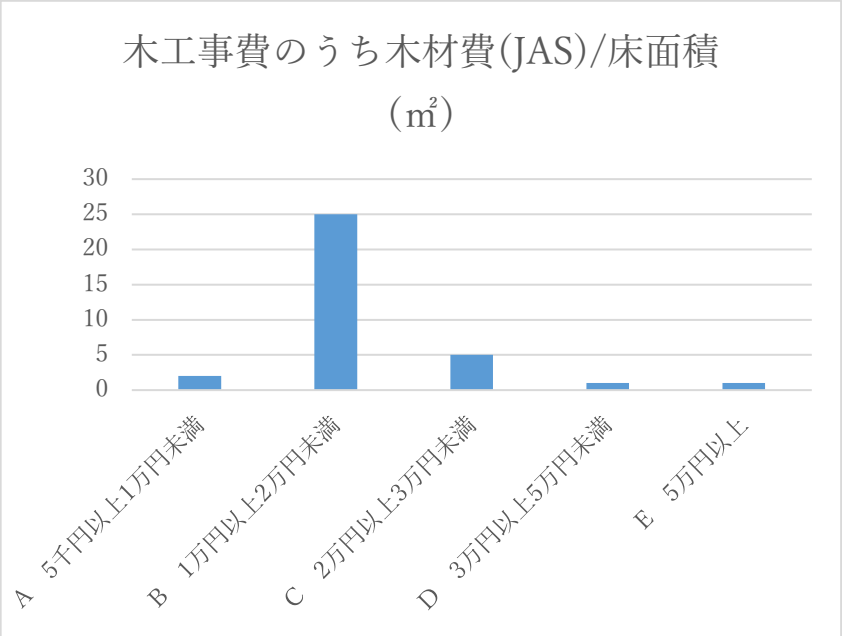

○木工事費のうち木材費（JAS 構造材以外）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A 1 千円未満	7	21%
B 1 千円以上 3 千円未満	7	21%
C 3 千円以上 5 千円未満	10	29%
D 5 千円以上 1 万円未満	7	21%
E 1 万円以上 1.5 万円未満	2	6%
F 1.5 万円以上	1	3%
合計	34	100%

④ 今後の JAS 構造材への希望や期待（回答 34 件）

- 安定供給 6 件(18%)
- 補助事業の拡大・簡素化 4 件(12%)
- 価格安定・コストダウン 15 件(44%)
- 品質向上・安定確保 10 件(29%)
- JAS マークの表示方法（大きく、統一） 1 件(3%)
- JAS 材の普及 1 件(3%)
- 国産材の利用拡大 2 件(6%)
- その他・特になし 6 件(18%)

⑤ JAS 構造材の調達

調達については。既存の取引先である地元木材店やプレカット工場から調達しており、調達に苦労することは無い。

○供給業者を探す苦労

回答	件数
とても苦労した	0
やや苦労した	2
どちらともいえない	0
あまり苦労しなかった	9
苦労しなかった	23

○どのように業者を見つけたか

回答	件数
既存取引先	31
取引先からの紹介	4
本事業のホームページ	0
その他インターネット	0
その他	1

○供給業者の業種

回答	件数
JAS 製材工場	10
地元材木店	2
プレカット工場	21
商社等流通業者	13
その他	0

⑥ JAS 材と JAS 材以外との価格比較

価格については、機械等級区分と目視等級区分ごとに調査した。

機械等級区分では JAS 材が高いが 7 割を占めているが、目視等級区分は２割にとどまっている。

（機械等級区分）

回答	件数

JAS 材の方が高い	10
変わらない	1
JAS 材の方が低い	0
比較していない	3

（目視等級区分）

回答	件数
JAS 材の方が高い	2
変わらない	2
JAS 材の方が低い	0
比較していない	5

⑦ JAS 材と JAS 材以外との納期比較

納期については機械等級区分と目視等級区分ごとに調査した。

機械等級区分も目視等級区分も変わらないが概ね半数を占めており、納期に大きな差は無い。

（機械等級区分）

回答	件数
JAS 材の方が長い	5
変わらない	7
JAS 材の方が短い	0
比較していない	2

（目視等級区分）

回答	件数
JAS 材の方が長い	0
変わらない	4
JAS 材の方が短い	0
比較していない	5

⑧ JAS 構造材の今後の利用（回答 34 件）

回答	件数
とても利用したい	27
やや利用したい	7
どちらともいえない	0

あまり利用したくない　　0
利用したくない　　0

【ウ　CLT】

今回の事業実施においてCLTを助成対象として使用した事業はなかった。

【エ　内装材】

内装材は飲食店１件、共同住宅１件の計２件事業実施があり、内装材を選択した理由としては、施主の意向や室内の質感の向上を上げており、メリットとして自然素材を利用していることによる空間の落ち着きや温かみの体感の他、共同住宅では入居率向上への期待が上げられた。

デメリットの回答は無く２件とも今後も内装木材の利用を希望している。

① 内装に木材を選択した理由
・施主の意向
・突板フロアの質感が良い

② 木材利用のメリット
○イエス　２件
・室内空間の落ち着き、温かみの体感
・入居率の向上が期待できる（共同住宅）
○ノー　０件

③ 木材利用のデメリット
○イエス　０件
○ノー　２件

④ 今後の内装木質化に対する希望や期待
・自然素材である木材は、人が過ごす空間に用いることで温かみのある、また体にも優しい商品ですのでぜひ皆様に使っていただきたい。
・お手入れしやすいデザイン性の高い製品が増えればよいと思う。

⑤ 施工中の内装木質化に対する普及の取組
・設計事務所、お施主には、天然木に関心の高い方が多いので口コミ等で広がっていくよう心がけている。
・施行中の内覧の際に自然の質感でよい商品を使っていると説明している。

⑥ 供給業者を探すのに苦労したか
・苦労しなかった　　１件
・あまり苦労しなかった　　１件

⑦ 業者を見つけた方法

・既存取引先　　１件
・その他インターネット　　１件

⑧ 内装木材と非木質系内装材の価格比較
・変わらない　　１件
・比較していない　　１件

⑨ 内装木材と非木質系内装材の納期の比較
・変わらない　　２件

⑩ 今後、他物件での内装木材の利用
・とても利用したい　　１件
・利用したい　　１件

【オ　木製サッシ】

木製サッシは飲食店１件、共同住宅１件の計２件事業実施があり、木製サッシを選択した理由やメリットとして、施主の意向や断熱、気密性、意匠性の良さを上げている一方で、デメリットとしてアルミや複合サッシに比べ価格が高いことを上げている。２件とも今後も木製サッシの利用を希望している。

① 木製サッシを選択した理由
・お施主の意向　　１件
・断熱、気密性、意匠性が良いため　１件

② 木製サッシ利用のメリット
○イエス　２件
・自然素材、天然無垢木材を使う、今回は建物正面の窓ということもあり、アクセントにもなり、有効であった。
・断熱性能の向上
○ノー　０件

③ 木製サッシ木材利用のデメリット
○イエス　１件
・アルミサッシ、複合サッシに比べ価格が高い
○ノー　　１件

④ 今後の木製サッシに対する希望や期待
・自然素材の、木製製品が耐久性の高い商品が出ることで普及して活性化することを期待している。
・供給スピード。

⑤ 供給業者を探すのに苦労したか
・苦労しなかった　　２件

⑥ 業者を見つけた方法

・既存取引先　　１件

・その他インターネット　　１件

⑦ 木製サッシと非木質系サッシの価格比較

・高い　　２件

比較した種類　アルミ、樹脂

⑧ 木製サッシと非木質系サッシの納期の比較

・長い　　２件

⑨ 木製サッシと非木質系サッシの納期の比較

・長い　　２件

⑩ 木製サッシの今後利用

・とても利用したい　　１件

性能、デザイン性も良く、グループ会社で木製サッシを制作しているため。

・どちらともいえない　　１件

予算に余裕があれば利用したいが、現時点では難しい。

コストが改善されれば利用したい。

（3）実証報告の分析と改善方法

木質耐火部材の助成は 1 件であったため分析には至らなかったが、燃えしろ設計の集成材を使用しており、採用理由として強度も強くスパンを飛ばせることを上げている。

内装材については、施主の意向や自然素材を利用していることによる質感の向上などが上げられ、デメリットの回答は無かった。

また、木製サッシについて、施主の意向や断熱、気密性、意匠性の良さを上げている一方で、デメリットとしてアルミや複合サッシに比べ価格が高いことを上げている。

これに対して事業実施件数で太宗を占める JAS 構造材については 34 件助成し 34 件の回答を得た。JAS 構造材利用のメリットがあるとの回答は 8 割を占め、品質が良いこと、構造安全性が高いこと、信頼性が高いことなどが上げられている。

JAS 材と JAS 材以外の材との価格比較や納期比較については、機械等級区分では、価格は JAS 材の方が高いが 7 割を占めていいたが、目視等級区分では 2 割にとどまっている。納期については機械等級区分も目視等級区分も「変わらない」が概ね半数を占め、納期の差は無い。

また、今後の JAS 構造材への希望や期待として、価格安定やコストダウン、品質も向上安定を望む意見が上位を占めた。

＜参考１＞都市木利用拡大宣言事業様式

図 2.2.2-1　都市木利用拡大宣言登録申請書の様式　1

（宣言様式 1）

令和　年　月　日

都市木利用拡大宣言　登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

住　　所：
会 社 名：
代表者名：

□新規申請	□登録内容変更・目標の更新　No. ※宣言No.を右に記入

宣言

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、以下の３ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

３ヶ年目標

１年目（令和　　年度）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２年目（令和　　年度）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３年目（令和　　年度）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ（https://www.toshimokuzai.jp）で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

図 2.2.2-2　都市木利用拡大宣言登録申請書の様式　2

（宣言様式 1）

都市木利用拡大宣言事業者　登録申請書（付表）

1．基本情報（必須）

事業者名　※			
代表者名			
住所	〒　－		
連絡先	TEL:	FAX:	
申請担当 部署・氏名			
申請担当 書類送付先	〒　－		
申請担当 連絡先	TEL:	FAX:	
申請担当 連絡先	E-Mail:		

2－1．都市木利用拡大供給事業者企業情報　□

※木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名　※		
連絡先　※	TEL:	FAX:
	E-Mail:	
業種（選択）　※	□製材業　□木材市場業　□流通業　□プレカット業 □その他（　　）	
主に取り扱っている都市木材需要拡大事業関連木材製品等（複数選択可）　※	□木質耐火部材（耐火部材の種類：　　） □機械等級区分構造用製材（JAS）□枠組壁工法構造用製材（JAS） □構造用集成材（JAS）　□ＬＶＬ（JAS）　□ＣＬＴ（JAS） □内装材　□木製窓（サッシ）	
対応樹種　※		
対応可能地域（県名）注 2　※		
合法木材供給事業者　※	登録 No.	
CW 法の登録木材関連事業者　※	登録 No.	
森林認証制度 CoC 認定取得者　※	登録 No.	
その他 PR　※		

2－2．都市木利用拡大利用事業者企業情報　□

※木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名　※		
連絡先　※	TEL:	FAX:
	E-Mail:	
業種（選択）　※	□建築物発注者　□設計者　□施工者 □その他（　　）	

図 2.2.2-3　都市木利用拡大宣言登録申請書の様式　3

（宣言様式 1）

主に利用する都市木材需要拡大事業関連木材製品等（複数選択可）	□木質耐火部材（耐火部材の種類：　　） □機械等級区分構造用製材（JAS）□枠組壁工法構造用製材（JAS） □構造用集成材（JAS）　□ＬＶＬ（JAS）　□ＣＬＴ（JAS） □内装材　□木製窓（サッシ）
対応可能地域（県単位）　※	
CW 法の登録木材関連事業者　※	登録 No.
森林認証制度 CoC 認定取得者　※	登録 No.
その他 PR　※	

（注１）※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

（注２）対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

図 2.2.2-4　誓約書

（宣言様式２）

誓　約　書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野　康則　殿

私は、「都市木利用拡大宣言事業者」の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

令和　　年　　月　　日

【申請者】
住　所　：
会社名等：
代表者名：　　印

記

１．私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領（以下「要領」という。）に規定する資格要件を満たし、都市部を中心とした木材利用の拡大に努めます。

２．私は、以下に示す者ではありません。
（１）　法人（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年 法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている。
（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

３．私が登録申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

図 2.2.2-5　拡大宣言（宣言事業者自社掲示用）

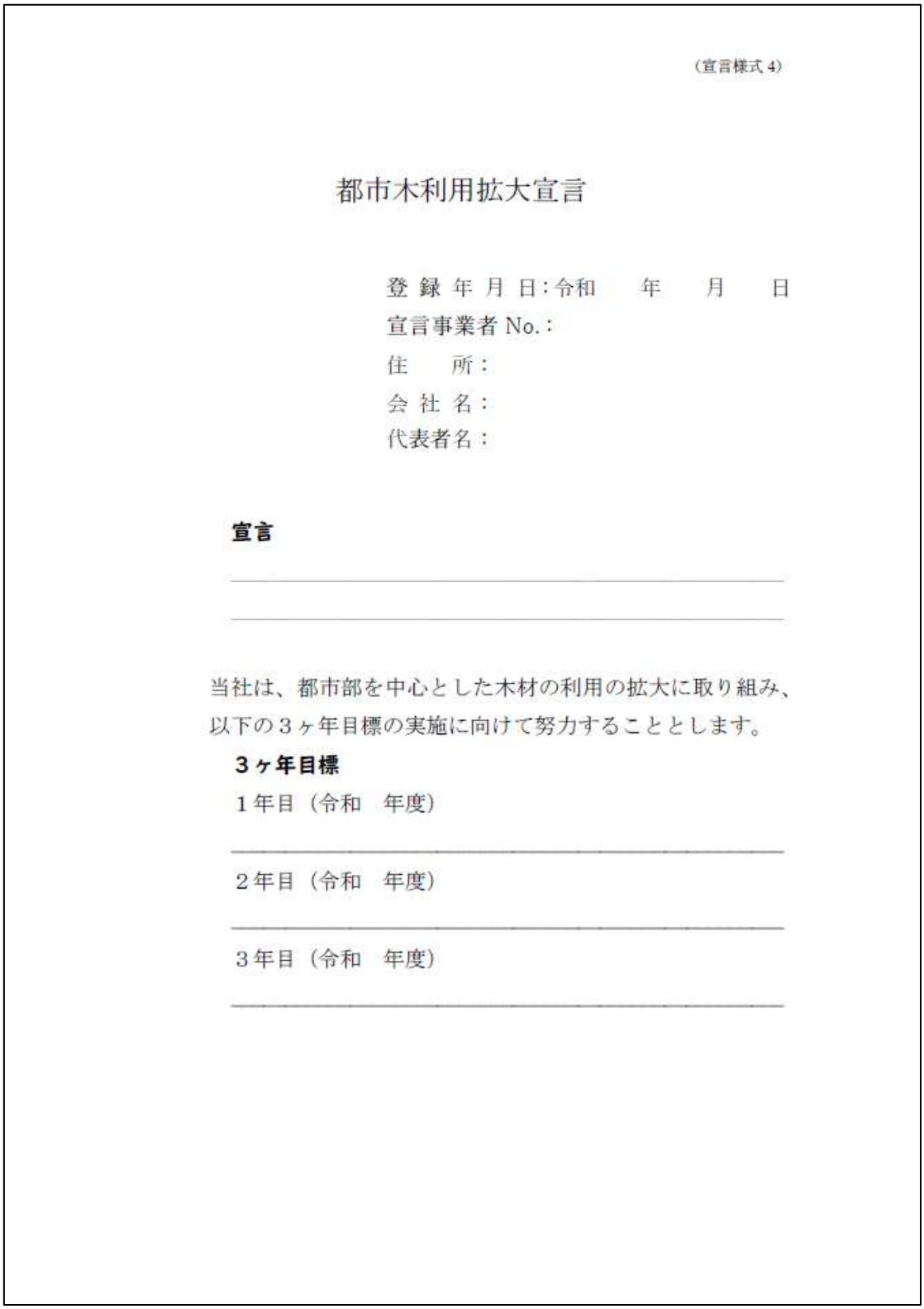

（宣言様式 4）

都市木利用拡大宣言

登 録 年 月 日：令和　　年　　月　　日
宣言事業者 No.：
住　　所：
会 社 名：
代表者名：

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、以下の３ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

３ヶ年目標

１年目（令和　年度）

２年目（令和　年度）

３年目（令和　年度）

図 2.2.2-6　都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例①

図 2.2.2-7　都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例②

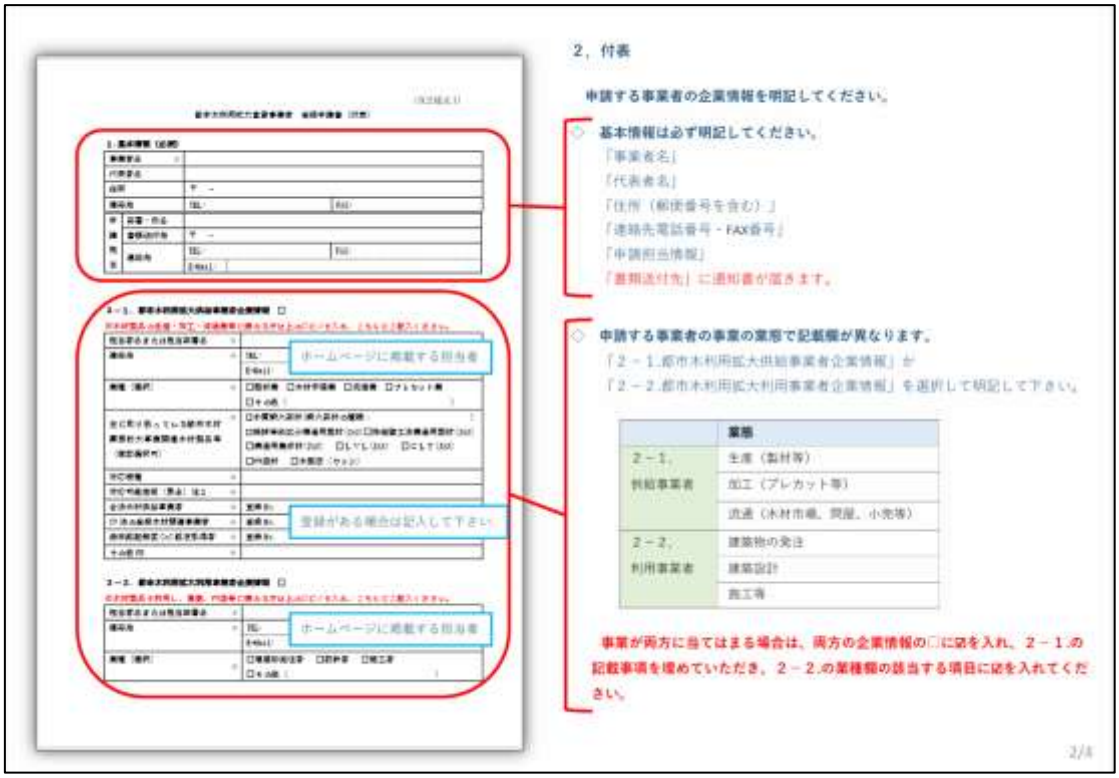

図 2.2.2-8　都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例③

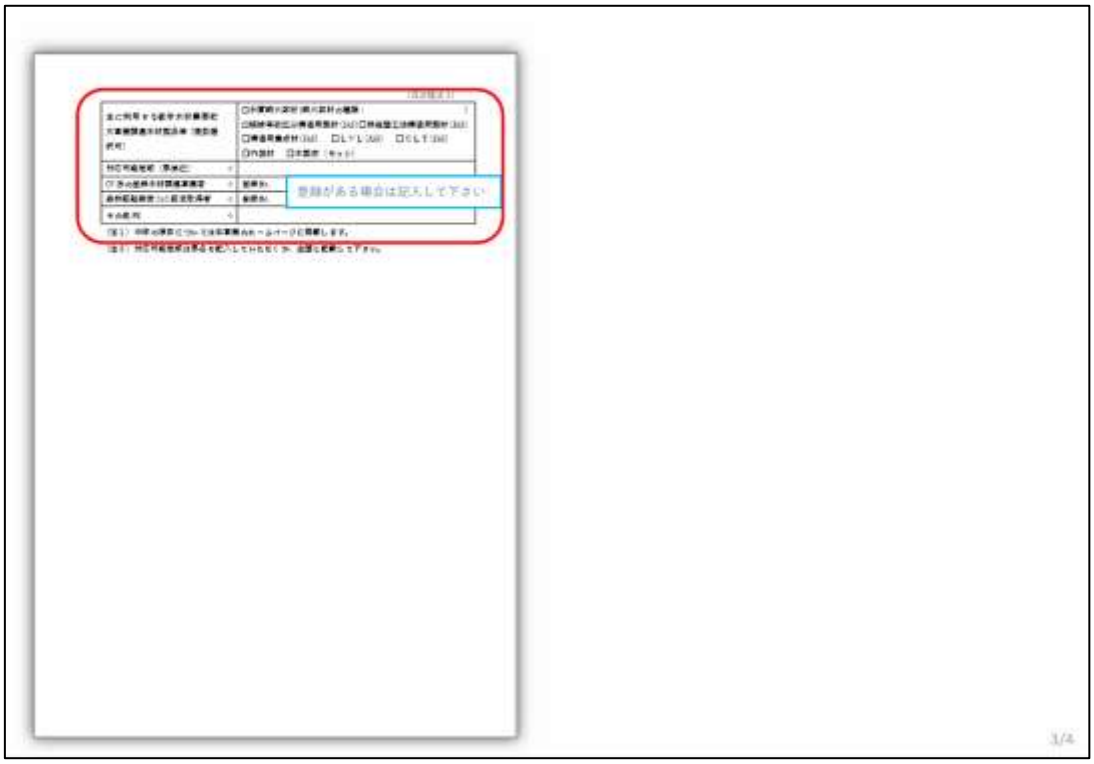

図 2.2.2-9　拡大宣言（宣言事業者自社掲示用）の記入例④

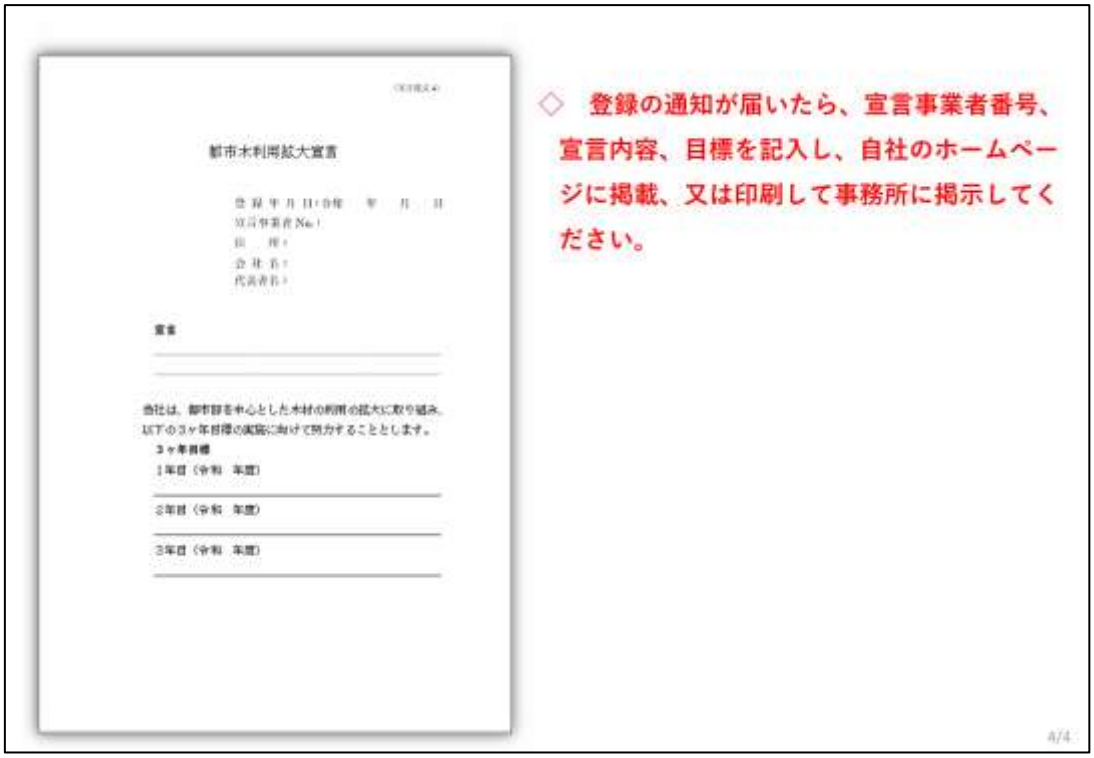

＜参考２＞都市木材需要拡大事業

図 2.3.3-1　様式１号（木質耐火部材等）

様式1号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業申請書（木質耐火部材等）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

※都市木利用拡大宣言の登録番号

※
宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について都市木材需要拡大事業（木質耐火部材等）に申請します。

【物件の概要】

1．物件の名称	
2．物件の所在地	
3．事業担当者の所属・氏名	
4．事業担当者の連絡先	〒 住所: Tel:　Fax:　E-mail:
5．建築確認申請等の物件の用途	用途番号:　用途:
6．建築物の区分	□ 耐火建築物 □ 準耐火建築物
7．物件の階数	地上　階　地下　階 うち助成対象　地上　階　地下　階
8．床面積	建築確認申請等の延べ面積　㎡ うち助成対象（公募要領第７-１-(1)-アに係るもの）の床面積の合計　㎡ うち助成対象（公募要領第７-１-(1)-イに係るもの）の床面積の合計　㎡
9．階別木質耐火部材等の種類	※採用する全ての耐火部材等に☑を入れる。 利用階 □ 燃えしろ設計・構造用製材　(　階) □ 燃えしろ設計・構造用集成材　(　階) □ 燃えしろ設計・ＣＬＴ　(　階) □ 燃えしろ設計・その他の木材製品（木材製品の種類：　）(　階) □ 耐火被覆・ＣＬＴ（被覆材の種類：　）(　階) □ 耐火被覆・その他（被覆材の種類：　）(　階)
10．ＣＬＴの利用材積	㎥
11．助成対象部分の施工完了予定月	令和　年　月　[□ 上 □ 中 □ 下]　旬ころ ※工事工程表を添付すること

図 2.3.3-2　様式 1 号（JAS 構造材）

様式1号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業申請書（JAS構造材）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

※都市木利用拡大宣言の登録番号

※
宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について都市木材需要拡大事業（JAS構造材）に申請します。

【物件の概要】

1．物件の名称	
2．物件の所在地	
3．事業担当者の所属・氏名	
4．事業担当者の連絡先	〒 住所: Tel:　　Fax:　　E-mail:
5．建築確認申請等の物件の用途	用途番号:　　用途:
6．物件の階数	地上　　階　　地下　　階 うち助成対象　地上　　階　　地下　　階
7．延べ床面積	建築確認申請の延べ床面積　　㎡
8．JAS構造材の種類	※指定する構造部に使用するJAS構造材のすべての品目に☑を入れる。 □ 機械等級区分構造用製材 □ 枠組壁工法構造用製材（枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む） □ 構造用集成材 □ 構造用単板積層材（ＬＶＬ） □ 構造用合板 □ 構造用パネル □ 直交集成板（ＣＬＴ） □ 保存処理材
9．助成対象木材の明細	別紙1のとおり
10．助成対象木材の建て方完了予定月 ※工事工程表を添付すること	令和　　年　　月　［□ 上 □ 中 □ 下］　旬ころ

図 2.3.3-3　様式 1 号（内装材）

様式1号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業申請書（内装材）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

※　　※都市木利用拡大宣言の登録番号
宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について都市木材需要拡大事業（内装材）に申請します。

【物件の概要】

1．物件の名称	
2．物件の所在地	
3．事業担当者の所属・氏名	
4．事業担当者の連絡先	〒 住所: Tel:　　Fax:　　E-mail:
5．申請要件の確認	□ 耐火建築物　　□ 準耐火建築物
6．建築確認申請等の物件の用途	用途番号:　　用途:
7．助成事業に係る床面積	㎡
8．内装材利用面積（内装木質化に限る）	
うち助成対象	壁又は天井　　㎡ 床　　㎡ 合計　　㎡
9．使用する木材製品の種類	使用する木材製品のすべての品目に☑を入れる。 □ 製材　□ 集成材　□ ＣＬＴ　□ ＯＳＢ □ 合板　□ ＬＶＬ　□ フローリング　□ その他（木材製品の種類：　　）
10．助成対象部分の施工完了予定月	令和　　年　　月　［□ 上　□ 中　□ 下］　旬ころ ※工事工程表を添付すること

図 2.3.3-4　様式 1 号（木製サッシ）

様式1号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業申請書（木製サッシ）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

※都市木利用拡大宣言の登録番号

※
宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について都市木材需要拡大事業（木製サッシ）に申請します。

【物件の概要】

1．物件の名称	
2．物件の所在地	
3．事業担当者の所属・氏名	
4．事業担当者の連絡先	〒 住所: Tel:　　Fax:　　E-mail:
5．建築確認申請等の物件の用途	用途番号:　　用途:
6．助成事業に係る床面積	㎡
7．木製サッシの使用量	調達予定の木製サッシの数　　窓 木製サッシを取付ける開口部の合計面積　　㎡
8．使用する木材の種類	※カタログ、仕様書等で樹種や木材製品の種類がわかれば記入してください。
9．助成対象部分の施工完了予定月	令和　　年　　月　［□上 □中 □下］旬ころ ※工事工程表を添付すること

図 2.3.3-5　様式 1 号別添-1（木質耐火部材）

別添-1

都市木材需要拡大事業に係る確認及び同意書（木質耐火部材）

令和　　年　　月　　日

（事業申請者の名称及び代表者氏名）

名　称　：

代表者氏名：　　様

（建築主の住所・氏名等）

住 所 ：

氏 名 ：　　㊞

物件の名称：

（建築確認申請書の物件名）

1．事業申請者が都市木材需要拡大事業に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の本事業の補助対象部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック　□

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名：

補助金等の交付の主体：

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2．1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック　□

3．全木連が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック　□

4．全木連が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック　□

図 2.3.3-6　様式 1 号別添-1（JAS 構造材）

別添-1

都市木材需要拡大事業に係る確認及び同意書（JAS構造材）

令和　　年　　月　　日

（事業申請者の名称及び代表者氏名）

名　称　：

代表者氏名：　　様

（建築主の住所・氏名等）

住 所 ：

氏 名 ：　　㊞

物件の名称：

（建築確認申請書の物件名）

1．事業申請者が都市木材需要拡大事業に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の本事業の補助対象部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック □

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名：

補助金等の交付の主体：

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2．1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック □

3．全木連が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック □

4．全木連が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック □

図 2.3.3-7　様式 1 号別添-1（内装材）

別添-1

都市木材需要拡大事業に係る確認及び同意書（内装材）

令和　　年　　月　　日

（事業申請者の名称及び代表者氏名）

名　称　：

代表者氏名：　　様

（建築主の住所・氏名等）

住所：

氏名：　　㊞

物件の名称：

（建築確認申請書の物件名）

1．事業申請者が都市木材需要拡大事業に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の本事業の補助対象部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック □

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名：

補助金等の交付の主体：

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2．1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック □

3．全木連が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック □

4．全木連が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック □

図 2.3.3-8　様式 1 号別添-1（木製サッシ）

別添-1

都市木材需要拡大事業に係る確認及び同意書（木製サッシ）

令和　　年　　月　　日

（事業申請者の名称及び代表者氏名）

名　称　：

代表者氏名：　　様

（建築主の住所・氏名等）

住 所 ：

氏 名 ：　　㊞

物件の名称：

（建築確認申請書の物件名）

1．事業申請者が都市木材需要拡大事業に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の本事業の補助対象部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック □

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名：

補助金等の交付の主体：

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2．1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック □

3．全木連が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合は右にチェック □

4．全木連が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック □

図 2.3.3-9　様式 1 号別添-2（各事業共通様式）（※R6 事業のみ）

別添-2

環境負荷低減の取組に関するチェックシート（各事業共通様式）

令和　　年　　月　　日

助成対象者名

以下の環境負荷低減の取組を実施します。

項　目 番号	環境負荷低減に向けた取組	チェック欄	
		実施する	該当なし
(1) 適正な施肥			
①	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	□	☑
(2) 適正な防除			
②	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	□	☑
(3) エネルギーの節減			
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□	－
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	□	－
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	□	－
(4) 悪臭及び害虫の発生防止			
⑥	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□	☑
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分			
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□	－
⑧	資源の再利用を検討	□	－
(6) 生物多様性への悪影響の防止			
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	□	□
⑩	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□	□
(7) 環境関係法令の遵守等			
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	□	－
⑫	関係法令の遵守	□	－
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□	－
⑭	※機械等を扱う業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	□	□
⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	□	－

（注）　上記に記載された取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックして下さい。
※が記載されている項目は、当該事業では該当しないので、あらかじめ該当しない旨にチェックしています。
なお、すべての項目においてチェックが確認されない場合、本事業の助成対象に該当しません。

図 2.3.3-10　様式 1 号-別紙 1（JAS 構造材のみ）

様式1号-別紙１

助成対象木材の明細

事業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

物件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．木材使用量　　単位：㎥（小数点以下切り捨て整数止め）

区　　分	総　量		うち国産材	
物件に使用する全ての木材の総量		㎥		㎥
パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量		㎥		㎥

２．助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量　　単位:㎥（小数点以下5位切り捨て）

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の使用量の合計	JAS構造材のうち国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材（機械等級）									
構造用製材（目視等級）									
2×4構造用製材									
構造用集成材									
構造用ＬＶＬ									
保存処理材									
直交集成板（ＣＬＴ）									
構造用合板									
構造用パネル									
							JAS構造材使用量計		

構造用製材（目視等級）は、当該階の構造部に機械等級区分構造用製材と併用する場合に限り計上できる。

３．事業申請時に算定する助成金額

（１）算定額　　単位:㎥（小数点以下5位切り捨て）,円

	JAS構造材の種類	JAS構造材の使用量の合計	単　価	材積×単価	単価による金額計①		①+②
単価による金額	構造用製材（機械等級）		60,000				
	構造用製材（目視等級）						
	2×4構造用製材						
	構造用集成材						
	構造用ＬＶＬ						
	保存処理材						
	小　計						
	直交集成板（ＣＬＴ）		130,000				

調達費による金額	JAS構造材の種類	調達費の予定額					調達費の1／2②
		木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計	
	構造用合板						
	構造用パネル						
	小　計						

（２）上限額　　助成対象建築物の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物に該当　しない　　上限額　15,000,000　円

（３）事業申請時に算定する助成金額

（１）算定表の①+②で算出した額。（ただし上限額を超える場合は上限額とする。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（千円未満切り捨て）

図 2.3.3-11　様式１号（木質耐火部材）チェック表

※添付する付属資料チェックシート
□に✔を入れる。

1. □ 様式１号、別添１（同意書）及び別添２（環境負荷低減チェックシート）

2. □ 宣言の3ヶ年目標を事前に設定(更新)　※登録情報ページの印刷物を提出

3. □ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者であることを示す資料(事業者基本情報ページの印刷物)

4. □ 申請物件に使用される申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等

5. □ 工事工程表

6. □ 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し　※有効期限内のもの

7. □ 対象物件に係り建築確認申請等を行っている場合は、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による確認申請書（計画の変更を行っている場合は確認申請書及び計画変更確認申請書）又は同法第18条第２項の規定による計画通知書（計画の変更を行っている場合は計画通知書及び計画変更通知書）一式の写し（本申請受付印のあるもの）※確認申請書は1面～6面必須

8. □ 助成対象に係る木質耐火部材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図

9. □ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料

（以下、３棟以上申請する者）

10. □ クリーンウッド法等の登録証明書の写し

11. ※次の５つのいずれかの資料（様式第１号の表内の「13. ３棟以上を申請する者」の（２）で選択した項目に該当するもの）

□ ①公募要領第４の８に基づく様式第1号（共同申請）及び安定供給協定の締結等の事実を示す資料

□ ②都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結
（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。）

□ ③建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

□ ④申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者であることが確認できる書類

□ ⑤「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html）による炭素貯蔵量の算定や、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者（計画時点での算定資料を提出）

図 2.3.3-12　様式 1 号（JAS 構造材）チェック表

※添付する付属資料チェックシート
□に✔を入れる。

1. □ 様式１号、別紙１、別添１(同意書) 及び別添２(環境負荷低減チェックシート)

2. □ 宣言の3ヶ年目標を事前に設定(更新)　※登録情報ページの印刷物を提出

3. □ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者であることを示す資料(事業者基本情報ページの印刷物)

4. □ 調達費算定表(事業申請データ入力シート・データ出力シートの印刷物を提出)
Excelシート『調達費算定表』をinfo@toshimokuzai.jp宛メールで別途送付。

5. □ 申請物件に使用される申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等（JAS構造材の品目名、材積、金額等が部材ごとに記載されているもの）
※調達費算定のもとになった資料

6. □ 工事工程表

7. □ 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し　※有効期限内のもの

8. □ 対象物件に係り建築確認申請等を行っている場合は、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による確認申請書（計画の変更を行っている場合は確認申請書及び計画変更確認申請書）又は同法第18条第２項の規定による計画通知書（計画の変更を行っている場合は計画通知書及び計画変更通知書）一式の写し（本申請受付印のあるもの）
※確認申請書は1面～6面必須

9. □ 助成対象に係るJAS構造材が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図

10. □ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料

（以下、３棟以上申請する者）

11. □ クリーンウッド法等の登録証明書の写し

12. ※次の4つのいずれかの資料（様式第１号の表内の「12. ３棟以上を申請する者」の（２）で選択した項目に該当するもの）

□ ①公募要領第４の８に基づく様式第1号（共同申請）及び安定供給協定の締結等の事実を示す資料

□ ②都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結
（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。）

□ ③建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

□ ④申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者であることが確認できる書類

図 2.3.3-13　様式１号（内装材）チェック表

※添付する付属資料チェックシート
□に✔を入れる。

1. □ 様式１号、別添１（同意書）及び別添２（環境負荷低減チェックシート）

2. □ 宣言の3ヶ年目標を事前に設定(更新)　※登録情報ページの印刷物を提出

3. □ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者であることを示す資料(事業者基本情報ページの印刷物)

4. □ 申請物件に使用される申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等

5. □ 工事工程表

6. □ 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し　※有効期限内のもの

7. □ 対象物件に係り建築確認申請等を行っている場合は、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による確認申請書（計画の変更を行っている場合は確認申請書及び計画変更確認申請書）又は同法第18条第２項の規定による計画通知書（計画の変更を行っている場合は計画通知書及び計画変更通知書）一式の写し（建築物の用途、耐火・準耐火建築物等の区分を証明するもの）
※確認申請書は本申請受付印のあるもので、1面～6面必須

8. □ 内装仕上げに使用する木材製品が確認できるカタログ、仕様書等（製材品以外）

9. □ 助成対象に係る内装材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図等

10. □ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料

（以下、３棟以上申請する者）

11. □ クリーンウッド法等の登録証明書の写し

12. ※次の５つのいずれかの資料（様式第１号の表内の「12. ３棟以上を申請する者」の（２）で選択した項目に該当するもの）

□ ①公募要領第４の８に基づく様式第1号（共同申請）及び安定供給協定の締結等の事実を示す資料

□ ②都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結
（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。）

□ ③建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

□ ④申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者であることが確認できる書類

□ ⑤「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html）による炭素貯蔵量の算定や、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者（計画時点の算定資料を提出）

図 2.3.3-14　様式１号（木製サッシ）チェック表

※添付する付属資料チェックシート
□に✔を入れる。

1. □ 様式１号、別添１（同意書）及び別添２（環境負荷低減チェックシート）

2. □ 宣言の3ヶ年目標を事前に設定(更新)　※登録情報ページの印刷物を提出

3. □ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者であることを示す資料(事業者基本情報ページの印刷物)

4. □ 工事工程表

5. □ 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し　※有効期限内のもの

6. □ 対象物件に係り建築確認申請等を行っている場合は、建築基準法第６条第１項若しくは同法第６条の２第１項の規定による確認申請書（計画の変更を行っている場合は確認申請書及び計画変更確認申請書）又は同法第18条第２項の規定による計画通知書（計画の変更を行っている場合は計画通知書及び計画変更通知書）一式の写し（本申請受付印のあるもの）建築確認申請等のない場合は、建築物の用途が確認できる資料等を添付
※確認申請書は1面～6面必須

7. □ 使用する予定の木製サッシのカタログ、仕様書など製品の品質・仕様等が確認できる資料

8. □ 助成対象に係る窓の取付予定個所を示す建築物の配置図、平面図、立面図等の図面（助成対象部分に色付け）

9. □ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料

（以下、３棟以上申請する者）

10. □ クリーンウッド法等の登録証明書の写し

11. ※次の５つのいずれかの資料（様式第１号の表内の「11．３棟以上を申請する者」の（２）で選択した項目に該当するもの）

□ ①公募要領第４の８に基づく様式第1号（共同申請）及び安定供給協定の締結等の事実を示す資料

□ ②都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結
（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。）

□ ③建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

□ ④申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者であることが確認できる書類

□ ⑤「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html）による炭素貯蔵量の算定や、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者（計画時点の算定資料を提出）

図 2.3.3-15　（木質耐火部材）事務局用事業申請チェック表

R6都市木材需要拡大事業（耐火部材）　事務局用チェック表

事業№：＿＿＿＿＿＿　　書類確認（　　）

事業者名：　　-

	提出書類有・無	チェック内容		確認 ○-×	確認結果	指摘事項
1	□ 様式2号	様式2号を発行している				
2	□ 様式1号	申請日付の記載があり、公募開始日以降の日付である				
		宣言No.の記載があるか(申請前の登録に限る)				
	□ 宣言3か年目標の更新	宣言の3か年目標が更新されている（HP書面添付がある）				
		物件名・物件住所は建築確認申請書と同じ	第二面 9.備考/第三面 1と照合			
		助成対象部分の施工完了予定月が交付申請締切り前	11/29、4F以上は12/10			
		工事工程表が提出されている				
		建築物の延べ面積は正しいか	建築確認申請第三面 11と照合			
		建築物の階数は正しいか	建築確認申請第三面 13と照合			
		物件は、耐火・準耐火の建築物に該当するか	建築確認申請第四面 5と照合			
		助成対象となる階数は正しいか	建築確認申請第五面と照合			
		12.の「9」以外の回答が全て「はい」である				
		「9」がいいえの場合、「10、11、12」が記入されている				
	□ もりんの登録情報	「もりんく」の登録事業者である（申請日以前の登録でＨＰ情報等の添付がある）				
3	□ 申込件数3件以上	クリーンウッド法の登録事業者である(No.の記載がある)				
		及び下記いずれか				
		①「もりんく」の登録事業者であることが確認できる書類				
		②山元との安定供給協定工場との共同申請	・安定供給協定に関する資料の添付がある			
		③「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく協定締結者				
		④建築木材利用促進協定を締結した賛同事業者である建築主との共同申請				
		⑤炭素貯蔵量算定や、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者				
4	□ 要件の確認及び同意書	公募開始お知らせ以降の日付	7/26			
		日付は申請日（様式1号）以前				
		施工主（建築主）は建築確認申請第2面の「1.建築主」と同じである				
		同意書に施工主[住所・会社名・代表者名・押印]ある	法人は会社印or代表者印			
		事業申請者情報が記入されている				
		物件の名称が建築確認申請と同じ				
		コピーである	（原本の場合は要返却）			
		補助金名、補助金等の主体に記載がある場合、証拠書類の添付がある				
		回答チェックが全て「はい」				
7	□ 見積書・木拾い表	宛先が購買先から申請者宛である				
		日付は申請日（様式1号）以前				
8	□ 建築業または大工工事業の許可証のコピー	建設業許可証の期限、申請者名義	許可開始日の場合は開始から5年以内			
		種類は建築工事業もしくは大工工事業が含まれている				
		期限が間近の場合は更新手続きの書類が添付されている				
9	□ 建築確認申請書	確認申請受領印(本受付)がある (書類に日付がない場合は受領書等が必要)	NG:仮受書、事前審査願い等 OK:引受承諾書、Web受付完了画面コピー等、審査機関からの領収書はOKIが要確認			
		受付日付は申請日(様式1号)以前である				
		第一面から第六面まである				
		第三面 8.主要用途が対象物件である				
		事業申請者と「第二面 6.工事施工者 」が同じ				
		※未定・異なる場合はいずれかの提出要 ・施工者選定・変更届 ・工事請負契約書等	※請負契約書等の締結日に注意！申請日前			
10	□ 図面（平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図）	図面上に木材の色分けがある	色分けがない場合は指摘			
11	□ 振込口座情報	振込口座の情報及びその情報が確認できる通帳の該当ページのコピー				
		口座情報が様式1号の申請者と相違がない				
		様式に記入の口座名称及びフリガナが口座の写しの通り				

図 2.3.3-16　（JAS 構造材）事務局用事業申請チェック表

R6都市木材需要拡大事業（JAS）　事務局用チェック表

事業No.：＿＿＿＿＿＿　　書類確認（　　）

事業者名：　　-

	提出書類有・無	チェック内容		確認 ○・×	確認結果	指摘事項
1	□ 様式2号	様式2号を発行している				
2	□ 様式1号	申請日付の記載があり、公募開始日以降の日付である				
		宣言No.の記載がある(申請前の登録に限る)				
	□ 宣言3か年目標の更新	宣言の3か年目標が更新されている（HP書面添付がある）				
		物件名・物件住所は建築確認申請書と同じ	第2面-9.備考を確認			
		助成対象木材の建て方完了予定月が交付申請締切り前	11/29、4F以上は12/10			
		工事工程表が提出されている				
		11.の「9」以外の回答が全て「はい」である				
		「9」がいいえの場合、「10、11、12」が記入されている				
	□ もりんくの登録情報	「もりんく」の登録事業者である（申請日以前の登録でＨＰ情報等の添付がある）				
3	□ 申込件数3件以上	クリーンウッド法の登録事業者である(No.の記載、登録証明書がある)				
		及び下記いずれか				
		①「もりんく」の登録事業者であることが確認できる書類				
		②山元との安定供給協定工場との共同申請	-安定供給協定に関する資料の添付がある			
		③「脱炭素社会の実現に資する等の目的の建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく協定締結者				
		④建築木材利用促進協定を締結した宣言事業者である建築主との共同申請				
4	□ 受付の確認及び同意書	公募開始お知らせ以降の日付	7/26			
		日付は申請日（様式1号）以前				
		施工主（建築主）は建築確認申請第2面の「1.建築主」と同じである				
		同意書に施工主の(住所・会社名・代表者名・押印）がある	法人は会社印or代表者印			
		事業申請者情報が記入されている				
		物件の名称が建築確認申請と同じである				
		コピーである	(原本の場合は要返却)			
		補助金名、補助金等の主体に記載がある場合、証拠書類の添付がある				
		回答チェックが全て「はい」				
5	□ 様式1号別紙 助成対象木材の明細	記入漏れがなし、算定表と金額が同じ				
6	□ 調達費算定表	Excelデータの提出	①算定表フォルダを確認 ②info@メール確認:「業No.屋名-事業No.-事業者名-物件名」で保存			
		紙データ				
		申請者名、物件名が入力されている				
7	□ 見積書・木拾い表	宛先が調達先から申請者宛				
		日付は申請日（様式1号）以前				
		JAS構造材名称(種類)・材積・金額が記載されている				
		算定表と矛盾していない				
		発注済みの場合、発注書表書きが添付されている	日付は公募開始日以降			
8	□ 建設業または大工工事業の許可証のコピー	建設業許可証の期限、申請者名義	許可開始日の場合は開始から5年以内			
		種類は建築工事業もしくは大工工事業が含まれている				
		期限が間近の場合は更新手続きの書類が添付されている				
9	□ 建築確認申請書	確認申請受領印(本受付)がある (書類に日付がない場合は受領書等が必要)	NG:仮受書、事前審査願い等 OK:引受承諾書、Web受付完了画面コピー等、審査機関からの領収書はOKだが要確認			
		受付日付は申請日(様式1号)以前である				
		第一面から第六面まである				
		第三面 8.主要用途が対象物件である				
		事業申請者と「第二面 6.工事施工者 」が同じ				
		※未定・異なる場合はいずれかの提出要 ・施工者選定・変更届 ・工事請負契約書等	※請負契約書等の締結日に注意！申請日前			
10	□ 図面（平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図）	図面上に木材の色分けがある	色分けがない場合は別掲			
		JAS構造材名称(種類)が記載されている				
11	□ 振込口座情報	振込口座の情報及びその情報が確認できる通帳の該当ページのコピー				
		口座情報が様式1号の申請者と相違がない				
		様式に記入の口座名称及びフリガナが口座の写しの通り				

図 2.3.3-17　（内装材）事務局用事業申請チェック表

R6都市木材需要拡大事業（内装材）　事務局用チェック表

事業№：＿＿＿＿＿＿　　書類確認（　　）

事業者名：

	提出書類有・無	チェック内容	確認 ○-×	確認結果	指摘事項
1	□ 様式2号	様式2号を発行している			
2	□ 様式1号	申請日付の記載があり、公募開始日以降の日付である			
		宣言No.の記載がある(申請前の登録に限る)			
	□ 宣言3ヵ年目標の更新	宣言の3ヵ年目標が更新されている（HP画面添付がある）			
		物件名・物件住所は建築確認申請書と同じ　第二面 9.備考/第三面 1と照合			
		助成対象部分の施工完了予定月が交付申請締切り前　11/29，4F以上は12/10			
		工事工程表が提出されている			
		物件は、耐火・準耐火の建築物に該当する　建築確認申請第四面 5と照合			
		11.の「9」以外の回答が全て「はい」である			
		「9」がいいえの場合、「10，11，12」が記入されている			
	□ もりんくの登録情報	「もりんく」の登録事業者である（申請日以前の登録でＨＰ情報等の添付がある）			
3	□ 申込件数3件以上	クリーンウッド法の登録事業者である(No.の記載がある)			
		及び下記いずれか			
		①「もりんく」の登録事業者であることが確認できる書類			
		②山元との安定供給協定工場との共同申請　・安定供給協定に関する資料の添付がある			
		③「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく協定締結者			
		④建築木材利用促進協定を締結した登録事業者である建築主との共同申請			
		⑤炭素貯蔵量算定や、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者			
4	□ 要件の確認及び同意書	公募開始お知らせ以降の日付　7/26			
		日付は申請日（様式1号）以前			
		施工主（建築主）は建築確認申請第2面の「1.建築主」と同じである			
		同意書に施工主[住所・会社名・代表者名・押印]ある　法人は会社印or代表者印			
		事業申請者情報が記入されている			
		物件の名称が建築確認申請と同じ			
		コピーである　(原本の場合は要返却)			
		補助金名、補助金等の主体に記載がある場合、証拠書類の添付がある			
		回答チェックが全て「はい」			
7	□ 見積書・木拾い表	宛先が請求先から申請者宛である			
		日付は申請日（様式1号）以前である			
		発注済みの場合、発注書表書きが添付されている　日付は公募開始日以降			
8	□ 建築業または大工工事業の許可証のコピー	建設業許可証の期限、申請者名義　許可開始日の場合は開始から5年以内			
		種類は建築工事業もしくは大工工事業が含まれている　単独申請なら内装仕上工事業でOK			
		期限が間近の場合は更新手続きの書類が添付されている			
9	□ 建築確認申請書	確認申請受領印(本受付)がある (書類に日付がない場合は受領書等が必要)　NG:仮受書、事前審査願い等 OK:引受承諾書、Web受付完了画面コピー等、審査機関からの領収書はOKだが要確認			
		受付日付は申請日(様式1号)以前である			
		第一面から第六面まである			
		第三面 8.主要用途が対象物件である			
		事業申請者と「第二面 6.工事施工者 」が同じ			
		※未定・異なる場合はいずれかの提出要 ・施工者選定・変更届 ・工事請負契約書等　※請負契約書等の締結日に注意！申請日前			
10	□ カタログ・仕様書等(製材品以外)	対象製品が確認できる			
11	□ 求積表(面積表)	申請部分の部屋面積、各仕上面積が確認できる			
12	□ 図面（平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図）	図面上に木材の色分けがある　色分けがない場合は指摘			
13	□ 振込口座情報	振込口座の情報及びその情報が確認できる通帳の該当ページのコピー			
		口座情報が様式1号の申請者と相違がない			
		様式に記入の口座名称及びフリガナが口座の写しの通り			

図 2.3.3-18　（木製サッシ）事務局用事業申請チェック表

R6都市木材需要拡大事業（木製サッシ）　事務局用チェック表

事業№：＿＿＿＿＿＿　　書類確認（　　）

事業者名：　　-

	提出書類有・無	チェック内容		確認○・×	確認結果	指摘事項
1	□ 様式2号	様式2号を発行している				
2	□ 様式1号	申請日付の記載がある				
		宣言No.の記載がある(申請前の登録に限る)				
	□ 宣言3か年目標の更新	宣言の3か年目標が更新されている（HP書面添付がある）				
		物件名・物件住所は建築確認申請書の物件名と同じ	第二面 9.備考/第三面 1と照合			
		助成対象部分の施工完了予定月が交付申請締切り前	11/29、4F以上は12/10			
		10.の「9」以外の回答が全て「はい」である				
		「9」がいいえの場合、「10、11、12」が記入されている				
	□ もりんくの登録情報	「もりんく」の登録事業者である（申請日以前の登録でＨＰ情報等の添付がある）				
3	□ 申込件数3件以上	クリーンウッド法の登録事業者である(No.の記載がある)				
		及び下記いずれか				
		①「もりんく」の登録事業者であることが確認できる書類				
		②山元との安定供給協定工場との共同申請	・安定供給協定に関する資料の添付がある			
		③「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく協定締結者である				
		④建築木材利用促進協定を締結した賛同事業者である建築主との共同申請				
		⑤炭素貯蔵量算定や、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定を行う者				
4	□ 要件の確認及び同意書	公募開始お知らせ以降の日付	7/25			
		日付は申請日（様式1号）以前				
		施工主（建築主）は建築確認申請第2面の「1.建築主」と同じである				
		同意書に施工主[住所・会社名・代表者名・押印]がある	法人は会社印or代表者印			
		事業申請者情報が記入されている				
		物件の名称が建築確認申請と同じ				
		コピーである	(原本の場合は要返却)			
		補助金名、補助金等の主体に記載がある場合、証拠書類の添付がある				
		回答チェックが全て「はい」				
7	□ 見積書・木拾い表	宛先が調達先から申請者宛である				
		日付は申請日（様式1号）以前				
8	□ 建築業または大工工事業の許可証のコピー	建設業許可証の期限、申請者名義	許可開始日の場合は開始から5年以内			
		種類は**建築工事業**もしくは**大工工事業**が含まれている	単独申請なら**躯体工事業**でOK			
		期限が間近の場合は更新手続きの書類が添付されている				
9	□ 建築確認申請書	確認申請受領印(本受付)がある (書類に日付がない場合は受領書等が必要)	NG:仮受書、事前審査通い等 OK:引受承諾書、Web受付完了画面コピー等、審査機関からの領収書はOKだが要確認			
		受付日付は申請日(様式1号)以前				
		第一面から第六面まである				
		第三面 8.主要用途が対象物件である				
		事業申請者と「第二面 6.工事施工者 」が同じ				
		※未定・異なる場合はいずれかの提出要 ・施工者選定・変更届 ・工事請負契約書等	※請負契約書等の締結日に注意！申請日前			
10	□ カタログ・仕様書等(製材品以外)	対象製品が確認できる				
11	□ 求積表(面積表)	木製サッシ開口部分				
12	□ 図面（平面図、立面図、配置図）	助成対象部分がわかるように色付けがされている	色分けがない場合は指摘			
13	□ 振込口座情報	振込口座の情報及びその情報が確認できる通帳の該当ページのコピー				
		口座情報が様式1号の申請者と相違がない				
		様式に記入の口座名称及びフリガナが口座の写しの通り				

図 2.3.3-19　（木質耐火部材）事業申請審査用チェック表

R6年8月Ver0

R6 都市木(耐火部材)事業申請書チェックシート

受付No.　　A6　-0　　申請者:　　物件名:

記入者(　　□済)(　　□済)　最終チェック者(　　□済)

※欄:　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「ー」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定※	Wチェック※	補足チェック 問題点・指摘事項	最終※
チェック表	提出書類	ー	該当する全ての項目にチェックあり。対応する書類の添付あり。				
様式1号	申請日付	宣言登録リスト	活用宣言の登録日以降で、7月31日～8月9日である。				
	宣言事業者No.	宣言登録リスト	活用宣言登録リストの番号と符合している。			3か年目標を有する者である	
	申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載された工事業者である。			・委託の場合: 委託書チェック欄へ	
		建設業の許可	助成に係る工事の許可を受けた登録事業者で、登録者と有効期間が適切。			・建築工事業 ・その他(　　)	
	1. 物件名	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。国主体の事業でない。				
	2. 所在地		第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する。				
	3,4.事業担当	ー	申請した会社に所属し、住所、連絡先が正しく記入される。				
	5. 用 途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面(建築物別)第五面(階別)も確認	
			08160(宗教施設)、08600(個室付浴場業等)のどちらでもない				
			3階建て以下の08010(一戸建ての住宅)又は08060(住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの)でない				
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m2以下かつ2階建て以下でない。			※構造計算上の延べ床面積であるため、棟別の延べ床面積で判断する。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m2超え又は3階建てであり、1件目の申請である。			※延べ床面積500m2超え又は3階建ては一者あたり1件まで。2件目以降は申請不可。	
			税務署、警察署、保育所又は消防署その他これらに類するもので、国の施設ではない。			※国の施設は対象外	
			事務所(展示場)は、竣工後5年間の間は①用途を変えない、②建物を維持する、③他者に譲渡しないことを申請者に確認する。				
			「その他」の場合は、上席に相談する。				
	6.建築物の区分	確認申請書	第四面【5.主要構造部】のチェックと一致し、耐火／準耐火建築物である。				
			第四面【6.法21条、27条の規定】【7.法61条の規定】いずれかの規定を受ける。どちらも適用されない場合、条例等により耐火／準耐火建築物としている。			・条例等の規定がある場合は、根拠法文の写しを添付する。	
	7. 階 数	確認申請書	第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する。木造部分となる助成対象の階も正しい。				

様式1号	8. 床面積	確認申請書面積表	第三面【11.延べ面積】 申請部分の床面積と一致。 木造部分＞10㎡			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。	
			木構造部の燃えしろ製材または耐火被覆等による耐火／準耐火建築物の助成対象階の床面積の合計が正しい。			□ 燃えしろ製材/集成材/CLT □ 耐火被覆	
	9.木質耐火部材等の種類	確認申請書図面・リスト	燃えしろ／耐火被覆の別と木構造材のチェック、被覆材の種類の記載が正しい。				
			利用階が、正しく記載されている。				
	10.CLTの利用材積	見積書・木拾い表	材積明細で集計された値と一致する。				
	11.施工完了予定月	確認申請書	書類受付日以降、11月29日以前である。 旬の欄にチェックあり。			採択結果通知日以前に完了しない。 4階建て以上： 12月10日まで	
	12.申請の要件を満たす確認情報等	―	1～9、14～18の全てのチェックに「はい」が記入されている。			・項9で「いいえ」の場合、次項もチェック ・CLTを助成対象としている場合は、他のZEH補助事業と被っていないか確認する。	
		―	9で「いいえ」が選択されている場合、10の助成対象者が選択され、11または12で「はい」が記入されている。				
		助成金が含まれていないことを確認できる資料	11、12に「はい」が記入されている場合は、助成金が含まれていないことが確認できる資料が添付されているか。			・助成金が含まれてないことが明確であるか確認する。	
		―	3階建て以下の共同住宅及び長屋が対象物件である場合には、13に「はい」が記入されている。				
	13. 3棟以上を申請する者	CW法登録認定証	(1)クリーンウッド登録番号、登録日の記載があり、認定書と整合する。				
		証明する書類	(2)①～⑤のいずれかにチェックが入れてあり、証明する資料が添付されている。				
	14.共同申請者の有無	―	「あり」では、様式1号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3棟以上の申請： CW法の登録事業者に加え、「もりんく」ほかの要件の一つを満たす	
委譲書	記載内容押印	様式1号	委譲書の締結者、工事名が正しく委譲元の押印がある。			・申請者が施工することが判る書類(工事受注書等)の添付。	
添付資料	チェックシート	―	提出された書類にチェックがある。				
様式1号別添1	建築主の住所・氏名等	確認申請書	第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致し、押印がある。			日付：申請書の提出日以前である。	
	1～4	―	1～4の全ての「はい」にチェックが入っている。			・地方公共団体単独補助事業で国の補助が含まれていないことを示す場合には証拠書類の提出が必要。	
建築確認申請書	表紙	―	受付印または引受書があること			・確認申請書 第1面～6面がある。	
	建築主	―	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			(基礎から上部の部分に国から助成を受けていない)	
別添2環境負荷低減の取組に関するチェックシート	日付、助成対象者名	―	・申請日以前の日付であること。 ・申請者名であること。				
	チェック欄	―	③～⑤、⑦、⑧、⑪～⑬、⑮については、「実施する」にチェックが記入されていること。				
		―	①、②、⑥、⑨、⑩、⑭については、「実施する」「該当なし」のいずれかにチェックが記入されていること。				

見積書	鑑・明細	様式1号	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積日が適切である。				
			燃えしろ構造材、CLT：名称、JAS種類、数量、材積が適切に記載されている。				
			木質耐火部材、被覆材の名称、数量、材積が適切に記載されている。				
			木材、被覆材の各部材が揃っている。 確認申請(第四面)【13】、【14】、【15】			□もえしろ木材　□木構造材　□CLT □壁・天井被覆材(PB等)　□断熱材 □屋根　□外壁　□軒裏　□その他(　　)	
		－	申請者もしくは現場に納品する業者がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者等であるか。			・クリーンウッド法の登録木材関連事業者、森林認証の認定取得事業者、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者のいずれかであることを申請者に確認する。	
工事工程表	－	－	JAS構造材、耐火被覆材の施工期間が明示されている。				
	－	－	工事着手(根伐り)が公募開始7月31日以降で計画されている。				
	－	－	審査期間内に助成対象の建て方が完了する恐れがないこと。				
もりんくの登録者であることを示す資料	－	－	事業者基本情報のページの印刷物が提出されていること。			・業種は問わない。	
梁伏図軸組図	構 造	－	主要構造部が木構造であることが確認できる。				
	助成階	様式1号	助成対象の階が正しい。混構造の場合は木造部が正しく確認できる。			助成階：□1階　□2階　□3階　□4階　□5階	
面積表	助成床面積	様式1号	助成階の各階床面積が確認でき、正しく記入されている。				
区画図	凡例および図面表記	様式1号 確認申請書	(準)耐火構造が図示されている。				
立面図			外壁、屋根の(準)耐火構造が示されている。				
矩計図			各部の(準)耐火構造が示されている。				
詳細リスト	(準)耐火仕様	各図	各部の(準)耐火構造が記載される。				
一般図(平面・立面)	図面表記	様式1号	3階建以下の場合、居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない。 (平面図で部屋名も確認)。			・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。	
配置図		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。				
備考							

図 2.3.3-20　（JAS 構造材）事業申請審査用チェック表

令和6 年8月 Ver 3.00

都市木材需要拡大事業申請書（JAS構造材）チェックシート

受付No.　A　-0　　物件名：

記入者（　　）（　　）最終チェック者（　　）

※欄：　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「ー」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定※	Wチェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正後※
チェック表	提出書類	ー	該当する全ての項目にチェックあり。 対応する書類の添付あり。				
様式1号	申請日付	宣言登録リスト	活用宣言の登録日以降で、8月9日以前の日にちである。				
	宣言事業者No.	宣言登録リスト	活用宣言登録リストの番号と符合すること。			・JAS構造材活用宣言事業の登録番号は無効	
	申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。			・委任の場合： 委任書チェック欄へ ・工事届の場合：工事内容が記載された書類 （建て主との請負契約書等）の添付	
		建設業の許可	建築工事または大工工事業の登録で、登録者と 有効期間が適切。				
	1. 物件の名称	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。				
	2. 物件の所在地		第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する				
	3、4.事業担当者		第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。				
	5. 建築確認申請の物件の用途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面（建築物別）第五面（階別）も確認	
			08160（宗教施設）、08600（個室付浴場業等）のどちらでもない			・工事届では、主要用途44,46国家公務でない。	
			3階建て以下の08010（一戸建ての住宅）又は08060（住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの）でない			・工事届では3階建以下の居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない。 ・JAS構造材を使用した階が3以下であれば対象建物とならないので注意。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m²以下かつ2階建て以下でない。			※構造計算上の延べ床面積であるため、棟別の延べ床面積で判断する。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m²超え又は3階建てであり、1件目の申請である。			※延べ床面積500m2超え又は3階建ては一者あたり1件まで。2件目以降は申請不可。	
			病院、診療所、保育所又は消防署その他これらに類するもので、国の施設ではない。			※国の施設は対象外	
			事務所（展示場）は、竣工後5年間の間は①用途を変えない、②建物を維持する、③他者に譲渡しないことを申請者に確認する。				
			「その他」の場合は、上席に相談する。				
	6. 物件の階数	確認申請書	第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する。				
	7. 延べ床面積	確認申請書	第三面【11.延べ面積】 申請部分の床面積と一致。 10㎡を超える。			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。	
	8. JAS構造材の種類	ー	対象となるJAS構造材は、構造の部位にもチェックが入っている。				
		別紙1-2	材積を計上された構造材と同じ材にチェックが入れてある。				
	10.助成対象木材の建て方完了予定日	ー	書類受付日以降、11月30日以前である。旬の欄にチェックあり。				
	11.申請の要件を満たす確認情報等	ー	1～9、13～19の全てのチェックに「はい」が記入されている。			・CLTを助成対象としている場合は、他のZEH補助事業と被っていないか確認する。	
		ー	9で「いいえ」が選択されている場合、10の助成対象者が選択され、11または12で「はい」が記入されている。				
		助成金が含まれていないことを確認できる資料	11、12に「はい」が記入されている場合は、助成金が含まれていないことが確認できる資料が添付されているか。			・助成金が含まれてないことが明確であるか確認する。	

		―	3階建て以下の共同住宅及び長屋が対象物件である場合には、11に「はい」が記入されている。				
	12. 3棟以上を申請する者	CW法登録認定証	(1)クリーンウッド登録番号、登録日の記載があり、認定書と整合する。				
		証明する書類	(2)①～④のいずれかにチェックが入れてあり、証明する資料が添付されている。				
	13.共同申請者の有無	―	「あり」では、様式1号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3件以上の申請:安定供給協定事業者や建築物木材利用協定事業者との共同申請	
委譲書	記載内容押印	様式1号	委譲書の締結者、工事名が正しく委譲元の押印がある。			・申請者が施工することが判る書類(工事受注書や契約書等)の添付。	
建築確認申請書	表紙	―	受付印または引受書があること			・確認申請書　第1面～6面がある。	
	建築主	―	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			(基礎から上部の躯体工事は国から助成を受けていない)	
調達費算定表(入力データシート)	見積書ごとの値引き率	見積書	見積書と総額、値引き額が同じ。				
	材料費(木材のみ)		助成の区分、単価、JAS品目区分が正しい。				
			見積書番号ごとに適切に仕分けされているか。				
	加工費		見積書の加工名称、加工費と一致				
	運搬費		見積書の運搬名称、運搬費と一致				
調達費算定表(出力結果シート)	見積書ごとの集計値	見積書	見積書番号ごとの材積、材料費、加工費、運搬費の合計が見積書等と整合していろ。				
	材料ごとの内訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致する。				
			材料費の合計がJASの種類ごとに一致する。				
見積書	鑑・明細	様式1号	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積日が適切。			※申請者作成の場合、証明書として発行。調達先との関係を示す資料も必要	
			申請者もしくは現場に納品する業者がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者等であるか。			・クリーンウッド法の登録木材関連事業者、森林認証の認定取得事業者、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者のいずれかであることを申請者に確認する。(確認するだけで良い)	
			品目ごとにJASであることが明記されている。			・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。	
			JASの区分が適切に表示されているか。			・機械等級製材と構造用集成材の区別、目視等級製材と機械等級製材の区別、構造用合板と構造用パネルの区別がついていない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区別が曖昧なものもあるのできちんとした表示を促す。	
			目視等級製材を構造材として助成の場合、乾燥処理材の記載あり。			・SD15　・SD20／・D15　・D20／・D25	
			部材名が適切に記載されているか。			・柱材、梁材、土台材など	
発注書	提出不要		公募開始日7月30日以前に木材発注を行っていないか確認する。			7月30日以前に発注している場合には不採択。	
様式1号 別紙1	各数値	―	記入漏れなく、正しく切り捨て				
	1.木材使用量	調達費算定表	総量が整合する。 国産材使用量が妥当である。			・林産物JASの合計＝ ・上記の国産材 ≧リスト2、3の国産材合計	
	1.木材使用量(パーティクルボード、繊維版除いた総量)	調達費算定表	パーティクルボード、繊維版(MDF)を除いた材積が記入されているか。			・パーティクルボード、繊維版を用いていない場合にはすべての木材の総量と同じ数字を入力する。	
	2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量	図面、その他	区分：助成となる階に「○」が記入されている。				
		調達費算定表	JAS構造材の使用量が、出力シートの材積と同じ				
			構造用製材(目視等級)をJAS構造材とする場合に、構造用製材(機械等級)もJAS構造材に入っているか。			・機械等級の材積がゼロの場合、目視等級に材積が入力されているとエラーメッセージが表示される。	
			国産材使用量が記入されている。				

	3.事業申請時に算定する助成金額	調達費算定表	構造用合板、構造用パネルの調達予定費が算定表と一致する。				
			事業申請時の算定額が算定表と一致する。				
様式1号	建築主の住所・氏名等	確認申請書	第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致し、押印がある。				
別紙 2	1～4	―	1～4の全ての「はい」にチェックが入っている。			・地方公共団体単独補助事業で国の補助が含まれていないことを示す場合には証拠書類の提出が必要。	
環境負荷低減の取組に関するチェックシート	日付、助成対象者名	―	・申請日以前の日付であること。 ・申請者名であること。				
	チェック欄	―	③～⑤、⑦、⑧、⑪～⑬、⑮については、「実施する」にチェックが記入されていること				
		―	①、②、⑥、⑨、⑩、⑭については、「実施する」「該当なし」のいずれかにチェックが記入されていること。				
工事工程表	―	―	JAS構造材の施工期間が明示されている。				
	―	―	JAS構造材の発注が6月17日以降で計画されている。				
	―	―	審査期間内にJAS構造材が施工完了する恐れがないこと。			・様式第3号（結果通知書）の発行前に建て方が完了する計画の場合、助成対象外。	
もりんくの登録者であることを示す資料	―	―	事業者基本情報のページの印刷物が提出されていること。			・業種は問わない。	
平面図 立面図 ・ 梁伏図 軸組図 ・ 配置図	凡例および図面表記	―	JAS構造材の区別、表記、使用箇所が明確に識別できる			凡例：・助成材の表記　・着色 構造材：・JAS　・品目　・材種 その他林産物：・JAS　・品目　・材種	
		様式1号別添	JAS構造材は、「構造耐力上主要な部分」に使われており、別添の7項にチェックのある構造部と一致している。			・土台　・柱　・梁／桁等　・小屋組 ・壁　・床版　・基礎版　・斜材(単独なら不適)	
		―	3階建以下の場合、居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない　（平面図で部屋名も確認）。			・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。	
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。				
備考							

図 2.3.3-21　（内装材）事業申請審査用チェック表

R6 都市木(内装材)事業申請書チェックシート

受付No.　A6　-0　　申請者：　　物件名：

記入者(　　□済)(　　□済)　最終チェック者(　　□済)

※欄：　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「ー」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定※	Wチェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正後※
チェック表	提出書類	ー	該当する全ての項目にチェックあり。 対応する書類の添付あり。				
様式1号	申請日付	宣言登録リスト	活用宣言の登録日以降で、7月31日～8月9日である。				
	宣言事業者No.		活用宣言登録リストの番号と符合する。			・JAS構造材活用宣言事業の登録番号は無効	
	申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の会社である。			・練認申請手続き不要なら工事契約書等で確認 ・委譲であれば委譲書チェック欄へ	
		建設業の許可	工事に必要な工事種別の登録があり、登録者と有効期間が適切。			軽微な建設工事では要練認・検討。 ・建築一式で請負額＜1500万円 ・それ以外で請負額＜500万円	
	1. 物件名	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。			・練認申請手続き不要なら、請負契約書等の物件名	
	2. 所在地		第三面 □ 【1.地名地番】または □【2.住居表示】と一致する			・練認申請手続き不要なら、請負契約書等の所在地	
	3.事業担当者の所属・氏名	ー	記入もれがなく、適切である。				
	4.事業担当者の連絡先	ー	記入もれがなく、適切である。				
	5.申請要件の確認	確認申請書	第四面【5.主要構造部】が □耐火構造、□準耐火構造(□同等性能)である。			【6.法21条、27条】、【7.法61条】どちらの規定の適用も受けない場合は、根拠の練認が必要。 ・改修など内装工事のみ：過去の練認申請書で確認。	
	6. 用 途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途：第四面(建築物別)第五面(階別)も練認 ・改修など内装工事のみ：過去の練認申請書で確認。	
			08160(宗教施設)、08600(個室付浴場業等)のどちらでもない				
			3階建て以下の08010(一戸建ての住宅)又は08060(住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの)でない				
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m2以下かつ2階建て以下でない。			※構造計算上の延べ床面積であるため、棟別の延べ床面積で判断する。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m2超え又は3階建て以上であり、1件目の申請である。			※延べ床面積500m2超え又は3階建ては一者あたり1件まで。2件目以降は申請不可。	
			税務署、警察署、保育所又は消防署その他これらに類するもので、国の施設ではない。			※国の施設は対象外	
			展示場(事務所)は、仮設でない、住宅に転用されないことを確認する。			竣工後5年間の間は、①用途を変えない、②建物を維持する、③他者に譲渡しない	
			「その他」の場合は、上席に相談する。				
	7.助成事業に係る床面積	面積表図面	内装材を施工する部屋の床面積が、面積表や求積図と合致する。				
	8.内装材利用面積	求積表図面	壁又は天井、床の面積が正しく、合計も記入されている。			・通り芯での面積でなく、施工部位の実際の面積とする。	
	9.使用する木材製品の種類	見積書カタログ	使用する全ての品目にチェックが入れてある。その他では、種類が記入あり。				
	10.施工完了予定月	ー	書類受付日以降、11月29日以前である。旬の欄にチェックあり。			・施工完了予定日以前に事業採択通知を発行可能(と思われる)。	
	11.申請の要件を満たす確認情報等	ー	1～9、13～19の全てのチェックに「はい」が記入されている。			・CLTを助成対象としている場合は、他のZEH補助事業と被っていないか練認する。	
		ー	9で「いいえ」が選択されている場合、10の助成対象者が選択され、11または12で「はい」が記入されている。				

	11続き：申請の要件の確認	助成金が含まれていないことを確認できる資料	11、12に「はい」が記入されている場合は、助成金が含まれていないことが確認できる資料が添付されているか。			・助成金が含まれてないことが明確であるか確認する。	
		—	3階建て以下の共同住宅 及び 長屋である場合、13に「はい」が記入されている。				
様式1号	12. 3棟以上を申請する者	CW法登録認定証	(1)クリーンウッド登録番号、登録日の記載があり、認定書と整合する。			・登録内容を照合できる資料	
		証明する書類	(2)①～⑤のいずれかにチェックが入れてあり、証明する資料が添付されている。			・添付資料と内容が整合する	
	13.共同申請者の有無	—	「あり」では、様式1号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3件以上の申請：安定供給協定事業者や建築物木材利用協定事業者との共同申請	
委任書	記載内容押印	様式1号	委任書の締結者、工事名が正しく委任元の押印がある。			・申請者が下請けとして施工することが判る書類(工事受注書や契約書等)の添付。	
建築確認申請書	表紙	—	受付印または引受書があること			・確認申請書 第1～6面あり。	
	建築主	—	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			・確認申請手続き不要なら、請負契約書等と照合。(基礎から上部で国から助成を受けていない)	
様式1号 別添	建築主の住所・氏名等	確認申請書	第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致し、押印がある。			・日付が申請日以前である。 ・確認申請手続き不要なら、請負契約書等と照合。	
	1～4	—	1～4の全ての「はい」にチェックが入っている。			・地方公共団体単独補助事業で、国の補助が含まれていないことを示す場合には、証拠書類の提出が必要。	
見積書	鑑・明細	様式1号 計算書	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積日が適切。				
			申請者もしくは現場に納品する業者がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者等であるか。			・クリーンウッド法の登録木材関連事業者、森林認証の認定取得事業者、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者のいずれかであることを申請者に確認する。(確認するだけで良い)	
			木材製品名が正確に記され、種類が項目9のチェック/記載と整合する。			・製品カタログと同一のものである。	
			木材そのものか、表面に天然木が使用されている製品である。				
			下地木材も助成を受ける場合、該当する明細の提出あり、内容が適正である。				
			使用面積から割り出される数量として、妥当である。				
			材料費の明細が確認できる				
			加工費の根拠が確認できる。			・工場加工のみの費用で、現場加工を含まない。	
			運搬費の根拠が確認できる。			・調達先から現場までの運送費である。	
発注書	提出不要		公募開始日7月31日より前に製品発注を行っていないか確認する。			7月31日より前に発注している場合には不採択。	
環境負荷低減の取組に関するチェックシート	日付、助成対象者名	—	・申請日以前の日付であること。 ・申請者名であること。				
	チェック欄	—	③～⑤、⑦、⑧、⑪～⑬、⑮については、「実施する」にチェックが記入されていること。				
		—	①、②、⑥、⑨、⑩、⑭については、「実施する」「該当なし」のいずれかにチェックが記入されていること。				
工事工程表	—	—	内装材の施工期間が明示されている。				
	—	—	内装材の発注が7月31日以降で計画されている。				
	—	—	審査期間内に内装材が施工完了する恐れがないこと。			・様式第3号(結果通知書)の発行前に施工が完了する場合、助成対象外。	
もりんく登録者を示す資料	—	—	事業者基本情報のページの印刷物が提出されていること。			・業種は問わない。	

仕上伏図 展開図 求積図 ・ 平面図 立面図 配置図	凡例 および 図面表記	様式1号 7.事業面積	内装木質化する部屋の寸法と面積が判る求積図がある。				
		様式1号 8.利用面積	仕上げ・下地の範囲が示される。その寸法が記載され、面積が正確である。			□ 床 □ 壁 □ 天井	
		－	仕上げの木材製品の区別、表記、使用箇所が明確に識別できる			□ 床 □ 壁 □ 天井	
		－	下地木材の種類、表記、使用箇所、割付などが明確である。			□ 床 □ 壁 □ 天井	
		－	3階建以下の場合、居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない。			（平面図で部屋名も確認） ・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。	
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。				
備考							

図 2.3.3-22　（木製サッシ）事業申請審査用チェック表

R6 都市木（木製サッシ）事業申請書チェックシート

受付No.　A6　-0　　申請者：　　物件名：

記入者（　　□済）（　　□済）　最終チェック者（　　□済）

※欄：　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「－」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定※	Wチェック※	補足チェック 問題点・指摘事項	最終※
チェック表	提出書類	－	該当する全ての項目にチェックあり。 対応する書類の添付あり。				
様式1号	申請日付	宣言登録リスト	活用宣言の登録日以降で、7月31日～8月9日である。				
	宣言事業者No.		活用宣言登録リストの番号と符合する。			・JAS構造材活用宣言事業の登録番号は無効	
	申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の会社である。			・確認申請手続き不要なら工事契約書等で確認 ・委託であれば委託書チェック欄へ	
		建設業の許可	工事に必要な工事種別の登録があり、登録者と有効期間が適切。			軽微な建設工事では要確認・検討。 ・建築一式で請負額＜1500万円 ・それ以外で請負額＜500万円	
	1. 物件名	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。			・確認申請手続き不要なら、請負契約書等の物件名	
	2. 所在地		第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する			・確認申請手続き不要なら、工事契約書等の所在地	
	3.事業担当者の所属・氏名	－	記入もれがなく、適切である。				
	4.事業担当者の連絡先	－	記入もれがなく、適切である。				
	5. 用 途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途：第四面（建築物別）第五面（階別）も確認 ・改修など建具工事のみ：過去の確認申請書で確認。	
			08160（宗教施設）、08600（個室付浴場業等）のどちらでもない				
			3階建て以下の08010（一戸建ての住宅）又は08060（住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの）でない				
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m2以下かつ2階建て以下でない。			※構造計算上の延べ床面積であるため、棟別の延べ床面積で判断する。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舎」又は「下宿」であり、延べ床面積500m2超え又は3階建て以上であり、1件目の申請である。			※延べ床面積500m2超え又は3階建ては一者あたり1件まで。2件目以降は申請不可。	
			税務署、警察署、保育所又は消防署その他これらに類するもので、国の施設ではない。			※国の施設は対象外	
			展示場（事務所）は、仮設でない、住宅に転用されないことを確認する。			竣工後5年間の間は、①用途を変えない、②建物を維持する、③他者に譲渡しない	
			「その他」の場合は、上席に相談する。				
	6.助成事業に係る床面積	面積表図面	木製サッシを施工する部屋の床面積が、面積表や求積図と合致する。				
	7.木製サッシの使用量	見積書図面計算書	窓数：調達予定の木製サッシの合計が正しく記入されている。				
			開口面積：寸法が明記された根拠資料から計算された合計が記入される。				
	8.使用する木材製品の種類	見積書カタログ	カタログ、仕様書等の樹種や木材製品の種類と一致する。			・不明の場合、その旨を記入してもらう。	
	9.施工完了予定月	－	書類受付日以降、11月29日以前である。旬の欄にチェックあり。			・施工完了予定日以前に事業採択通知を発行可能（と思われる）。	

様式1号	10.申請の要件を満たす確認情報等	―	1～9、13～19の全てのチェックに「はい」が記入されている。			・CLTを助成対象としている場合は、他のZEH補助事業と被っていないか確認する。
		―	9で「いいえ」が選択されている場合、10の助成対象者が選択され、11または12で「はい」が記入されている。			
		助成金が含まれていないことを確認できる資料	11、12に「はい」が記入されている場合は、助成金が含まれていないことが確認できる資料が添付されているか。			
		―	3階建て以下の共同住宅　及び　長屋である場合、13に「はい」が記入されている。			
	11. 3件以上を申請する者	CW法登録認定証	クリーンウッド登録番号、登録日の記載があり、認定書と整合する。			・登録内容を照合できる資料
		証明する書類	(2)①～⑤のいずれかにチェックが入れてあり、証明する資料が添付されている。			・添付資料と内容が整合する
	12.共同申請者の有無	―	「あり」では、様式1号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3件以上の申請：安定供給協定事業者や建築物木材利用協定事業者との共同申請
委譲書	記載内容押印	様式1号	委譲書の締結者、工事名が正しく委譲元の押印がある。			・申請者が下請けとして施工することが判る書類(工事受注書や契約書等)の添付。
建築確認申請書	表紙	―	受付印または引受書があること			・確認申請書　第1～6面あり。
	建築主	―	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			・確認申請手続き不要なら、請負契約書等と照合。(基礎から上部で国から助成を受けていない)
様式1号	建築主の住所・氏名等	確認申請書	第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致し、押印がある。			・日付が申請日以前である。 ・確認申請手続き不要なら、請負契約書等と照合。
別添	1～4	―	1～4の全ての「はい」にチェックが入っている。			・地方公共団体単独補助事業で、国の補助が含まれていないことを示す場合には、証拠書類の提出が必要。
見積書	値・明細	様式1号 計算書	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積日が適切。			
			申請者もしくは現場に納品する業者がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者等であるか。			・クリーンウッド法の登録木材関連事業者、森林認証の認定取得事業者、林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者のいずれかであることを申請者に確認する。(確認するだけで良い)
			木製サッシの製品名が正確に記されている。			・製品カタログと同一のものである。
			木枠で組み立てられた製品である。			・表面に天然木が使用された製品は、要確認・検討。
			数量が妥当であり、項7(窓数)と整合する。			窓数：開口部に設置する窓一式を1台と数える。
			サッシ寸法の記載があり、項7(開口部の面積)と整合する。			
			木材の樹種が記載され、項8(使用する木材の種類)と整合する。			
			木製サッシの製品価格(窓ガラス含む)の明細が確認できる			
			運搬費の根拠が確認できる。			・調達先から現場までの運送費である。
			調達費として、現場加工、取付等に係る施工費は含まない。			
発注書	提出不要		公募開始日7月31日より前に製品発注を行っていないか確認する。			7月31日より前に発注している場合には不採択。
環境負荷低減の取組に関するチェックシート	日付、助成対象者名	―	・申請日以前の日付であること。 ・申請者名であること。			
	チェック欄	―	③～⑤、⑦、⑧、⑪～⑬、⑮については、「実施する」にチェックが記入されていること。			
		―	①、②、⑥、⑨、⑩、⑭については、「実施する」「該当なし」のいずれかにチェックが記入されていること。			

工事工程表	―	―	木製サッシの施工期間が明示されている。				
	―	―	木製サッシの発注が7月31日以降で計画されている。				
	―	―	審査期間内に木製サッシが施工完了する恐れがないこと。			・様式第3号(結果通知書)の発行前に施工が完了する場合、助成対象外。	
もりんく登録者を示す資料	―	―	事業者基本情報のページの印刷物が提出されていること。			・業種は問わない。	
伏図 展開図 求積図 ・ 平面図 立面図 配置図	凡例 および 図面表記	―	木製サッシ枠の素材、種類、表記、使用箇所が明確に識別できる				
		―	ガラスの種類、厚さ、表記、割付などが明確である。				
		様式1号 7.使用面積	開口部の範囲が示されて、寸法の記載があり、面積が正しい。				
		―	3階建以下の場合、居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない　(平面図で部屋名も確認)。			(平面図で部屋名も確認) ・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。	
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。				
備考							

図 2.3.3-23　様式 3 号　都市木材需要拡大事業審査結果通知書

様式３号

令和　年　月　日

都市木材需要拡大事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　　菅野　康則

貴社より申請された都市木材需要拡大事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。

なお、都市木材需要拡大事業の実施に当たっては、「都市における木材需要の拡大事業助成金公募要領」に基づき実施願います。

（又は）

貴社より申請された都市木材需要拡大事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。

記

受　付　No.
実証事業No.
物　件　名

以上

図 2.3.3-24　（木質耐火部材）現地確認チェックリスト

R6 都市木材需要拡大事業（木質耐火部材）現地確認チェックリスト

番号 A6 -0 -

申請者:　／ 物件名:

チェック者（　　）

チェック項目		○・×・ー	判定後の措置
様式1号と現地の確認			
	申請書の物件住所と 現地の住所が合致しているか （スマホの現在地、番地の看板、周囲の環境等から判断）		×→助成対象外
	申請書の申請者と現地の建築工事確認表示板の 工事施工者名 と一致しているか		×→助成対象外
	申請時の図面と 施工現地が一致しているか （変更があれば届出がなされているか）		×→助成対象外
	申請時の図面に記載された 用途 と一致しているか		×→助成対象か要確認
	申請時の建築物の 区分（耐火／準耐火建築物） と一致しているか		×→助成対象か要確認
	申請時の図面に記載された助成対象の 規模（階数・床面積） である		×→様式1号、図面を修正
	燃えしろ設計： 階ごとの利用が申請書と一致しているか		×→様式1号、図面を修正
	燃えしろ設計： 使用されている木材が申請書と一致しているか		×→様式1号、図面を修正
	耐火被覆： 階ごとの利用が申請書と一致しているか		×→様式1号、図面を修正
	耐火被覆： 使用されている被覆の種類が申請書と一致しているか		×→様式1号、図面を修正
主要構造部における 燃えしろ部材 の利用状況の確認（木材製品、構造部位それぞれにつき下記事項を確認）			
規格等級構造用製材	使用されている階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成範囲外
	主要構造部で使われている部位に○をつける	壁・柱・床・梁・屋根・階段	○無し →助成範囲外
	部材の種類と配置が図面どおりか		×→図面を修正
	部材および燃えしろ(45/60mm)の寸法、面 が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示、強度、含水率の確認ができた部材名に○をつける	柱・床梁/桁・小屋梁/桁・階段	○無し →助成対象外
目視等級構造用製材	使用されている階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成範囲外
	主要構造部で使われている部位に○をつける	壁・柱・床・梁・屋根・階段	○無し →助成範囲外
	部材の種類と配置が図面どおりか		×→図面を修正
	部材および燃えしろ(45/60mm)の寸法、面 が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示、強度、含水率の確認ができた部材名に○をつける	柱・床梁/桁・小屋梁/桁・階段	○無し →助成対象外
構造用集成材	使用されている階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成範囲外
	主要構造部で使われている部分に○をつける	壁・柱・床・梁・屋根・階段	○無し →助成範囲外
	部材の配置が図面どおりか		×→図面を修正
	部材および燃えしろ(35/45/60mm)の寸法、面 が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示、強度の確認ができた部材名に○をチェック	柱・床梁/桁・小屋梁/桁・階段	○無し →助成対象外
構造用ＬＶＬ	使用されている階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成範囲外
	主要構造部で使われている部分に○をつける	壁・柱・床・梁・屋根・階段	○無し →助成範囲外
	部材の種類と配置が図面どおりか		×→図面を修正
	部材および燃えしろ(35/45/60mm)の寸法、面 が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示、強度の確認ができた部材名に○をチェック	柱・床梁/桁・小屋梁/桁・階段	○無し →助成対象外

構造用CLT	使用されている階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成範囲外
	主要構造部で使われている部分に○をつける	壁・床・屋根・階段	○無し →助成範囲外
	部材の種類、層構成と配置が図面どおりか		×→図面を修正
	部材および燃えしろ(35/45/60mm)の寸法、面が図面どおりか		×→図面を修正
	構造材として使用されているか(金物の種類、使われ方から判断)		×→図面を修正 または助成対象外
主要構造部における 耐火被覆材 の利用状況の確認(被覆材、構造部位それぞれにつき下記事項を確認)			
構造	主要構造部が、木構造(あるいは混構造の木構造部分)となっているか		×→図面を修正 または助成対象外
外壁	使用された階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が図面どおりか		×→助成対象外
内壁	使用された階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が図面どおりか		×→助成対象外
柱	使用された階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が図面どおりか		×→助成対象外
床	使用された階に○をつける	2階床・3階床・4階床	○無し →助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が図面どおりか		×→助成対象外
梁	使用された階に○をつける	1階・2階・3階・4階	○無し →助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が 図面どおりか		×→助成対象外
屋根	屋根葺き材は 図面通りか		×→助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が 図面どおりか		×→助成対象外
階段	使用された階に○をつける	1階 ～ 2階 ～ 3階 ～ 4階	○無し →助成対象外
	被覆材の種類・構成が 図面どおりか		×→助成対象外
	板厚、枚数が 図面どおりか		×→助成対象外

図面のチェック方法

耐火部材が確認できた箇所については図面の当該箇所に◎、表示なくても寸法や材種が適正と思われるものは○を記入。

撮るべき写真の種類

・建物の外観・内観を撮影
・建築工事確認表示板
・燃えしろ部材種ごと、耐火被覆部材ごとに1枚以上。
・燃えしろ材なら JASマーク(できれば部材種ごと)
・CLTは接合部(接合金物)も撮影。

図 2.3.3-25　（JAS 構造材）現地確認チェックリスト

R6年度（R5繰越）　都市木材需要拡大事業（JAS構造材）現地確認チェックリスト

番号：　A　　※朱書追記：交付申請書類で確認

申請者：　　／　物件名：

チェック者（　　）

チェック項目		○・×・ー	判定後の措置
様式1号と現地の確認			
	申請書の物件住所と現地の住所が合致しているか（スマホの現在地、番地の看板、周囲の環境等から判断）		×→支援対象外
	申請書の申請者と現地の建築工事確認表示板の工事施工者名と一致しているか		×→支援対象外
	申請時の図面と施工現地が一致しているか（変更があれば届出がなされているか）		×→支援対象外
	申請時の図面とおり、3階以下の建物は支援対象が住宅となっていないか		×→支援対象外
	助成対象としているすべての階でJAS構造材の使用が確認できるか？		×→支援対象外 2×4 SPF対象外
JAS構造材の利用状況の確認（概ね全体使用予定量の半数以上について下記事項について確認）			
構造用製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	機械等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	柱・梁桁・トラス・土台 その他（　　）	△→JAS証明の提出を要請
	目視等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	柱・梁桁・トラス・土台 その他（　　）	△→JAS証明の提出を要請
	目視等級は乾燥処理されたものか	柱・梁桁・トラス・土台	未乾燥材は助成対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部に使用されているか。		×→助成対象外
2×4製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正 差し替えOK
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	土台・横架材、縦枠・上下枠 頭つなぎ・根太・まぐさ その他（　　）	△→JAS証明の提出を要請 2×4 SPF対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部の壁、床、屋根のいずれかに使用されているか。		×→助成対象外
集成材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	土台・横架材、柱、縦枠・上下枠 頭つなぎ・根太・まぐさ その他（　　）	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部に使用されているか。		×→助成対象外
LVL	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	土台・横架材、柱、縦枠・上下枠 頭つなぎ・根太・まぐさ その他（　　）	△→JAS証明の提出を要請 証明書OK
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部に使用されているか。		×→助成対象外
CLT	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	層構成、寸法、材の種類が図面どおりか。		
	一部は構造材として使用されているか。（金物の種類、使われ方から判断）		×→図面を修正 または支援対象外

様式1号と現地の確認			
構造用合板	パネルの配置が図面どおりか。		交付申請写真OK
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に〇をチェック できなかった部材名に△をチェック	壁 ・床 ・屋根 1階床:材料確認OK 屋根:被覆材で隠れる	△→JAS証明の提出を要請 交付申請写真OK
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
構造用パネル	パネルの配置が図面どおりか。		
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に〇をチェック できなかった部材名に△をチェック	壁・床・屋根 その他(　　)	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正

図面のチェック方法

JAS表示の確認ができた箇所については図面の当該箇所に◎、表示がなくても寸法や材の種類が適正と思われるものについては〇を記入。

撮るべき写真の種類

・建物の外観を撮影
・建築工事確認表示板
・部材種ごとに1枚以上。
・JASマーク(できれば部材種ごと)
・CLTは接合部(接合金物)を撮影。

図 2.3.3-26　（内装材）現地確認チェックリスト

R6 都市木材需要拡大事業（内装材）現地確認チェックリスト

事業番号：　A

申請者：　　／ 物件名：

チェック者（　　）

	チェック項目	○・△・×	判定後の措置
様式1号と現地の確認			
基本情報	申請書の物件住所と現地の住所が合致しているか （スマホの現在地、番地の看板、周囲の環境等から判断）		×→支援対象外
基本情報	建築工事確認表示板の　工事名、施工者、建築主が、申請書の記載と一致しているか		×→支援対象外
基本情報	申請時の図面と　実施内容が一致しているか （変更があれば届出がなされているか）		×→支援対象外
基本情報	助成対象建物が　準耐火／耐火建築物であり、助成を受ける部分の構造が　準耐火／耐火構造であるか		×→支援対象外
内装材の利用状況の確認（概ね全体使用予定量の半数以上について下記事項について確認）			
内装材	仕上材の　各室の使用状況が、図面どおりか	天井・壁・床	○無し→対象外 △→書類を修正
内装材	それぞれの仕上材の　使用部位と　範囲が、図面どおりか	天井・壁・床	○無し→対象外 △→書類を修正
内装材	カタログの製品と一致するか。 仕上げに用いる木材製品で、表面に天然木が使用されているか	天井・壁・床	○無し→対象外 △→書類を修正
内装材	寸法、材の仕様が図面、見積書どおりか。	天井・壁・床	○無し→対象外 △→書類を修正
下地材	助成対象なら、各室の使用状況が申請書通りか （工事記録、聴取にて確認）	天井・壁・床	○無し→対象外 △→書類を修正
下地材	木材製品が使われているか（工事記録、聴取にて確認）	天井・壁・床	○無し→対象外 △→書類を修正

図面のチェック方法

内装材の確認ができた箇所については図面の当該箇所に◎、

寸法や材の種類が適正と思われるものについては○を記入。

撮るべき写真の種類

・建物の外観を撮影　　・建築工事確認表示板　　・内観（各室の全体）

・各室の使用部位ごとに1枚以上。　　・仕上材ごとに1枚以上

図 2.3.3-27　（木製サッシ）現地確認チェックリスト

R6（R5繰越） 都市木材需要拡大事業（木製サッシ）現地確認チェックリスト

事業番号：　A

申請者：　　／ 物件名：

現地確認（　　）

	チェック項目	○・△・×	判定後の措置
様式1号と現地の確認			
基本情報	申請書の物件住所と現地の住所が合致しているか （スマホの現在地、番地の看板、周囲の環境等から判断）		×→支援対象外
基本情報	建築工事確認表示板の　工事名、施工者、建築主が、申請書の記載と一致しているか		×→支援対象外
基本情報	申請時の図面と　実施内容が一致しているか （変更があれば届出がなされているか）		×→支援対象外
木製サッシの利用状況の確認（全数を下記事項について確認）			
木製サッシ	木製サッシの　使用部位　が図面どおりか		△→図面を修正 ×→支援対象外
木製サッシ	木製サッシの　数量　が図面どおりか		△→書類を修正 ×→支援対象外
木製サッシ	木製サッシ本体が、木材で作られているか		△→書類を修正 ×→支援対象外
木製サッシ	カタログ等で確認できる製品か		△→書類を修正 ×→支援対象外
木製サッシ	寸法、材の仕様が図面、見積書どおりか		△→書類を修正 ×→支援対象外

図面のチェック方法

木製サッシの確認ができ、寸法や材の種類が適正である場合、図面の当該箇所に○を記入。変更されているが助成可能なら、その箇所に△と変更後の内容を、取付確認ができない箇所には×を記入。

撮るべき写真の種類

・建物の外観／内観を撮影　　・建築工事確認表示板

・取付ある外壁／内壁面ごとに1枚以上　　・木製サッシごとに1枚以上

図 2.3.3-28　様式 6 号（木質耐火部材等）

様式６号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（木質耐火部材等）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

【物件情報】

実証事業No.		
1．物件の名称		
2．物件の所在地		
3．事業担当者の所属・氏名		
4．事業担当者の連絡先		〒 住所: Tel:　Fax:　E-mail:
5．建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号:　用途:
	実績	用途番号:　用途:
6．物件の階数	申請	地上　階　地下　階 うち助成対象　地上　階　地下　階
	実績	地上　階　地下　階 うち助成対象　地上　階　地下　階
7．床面積	申請	建築確認申請の延べ面積　㎡ うち助成対象（公募要領第7-1-(1)に係るもの）の床面積の合計　㎡ うち助成対象（公募要領第7-1-(2)に係るもの）の床面積の合計　㎡
	実績	建築確認申請の延べ面積　㎡ うち助成対象（公募要領第7-1-(1)に係るもの）の床面積の合計　㎡ うち助成対象（公募要領第7-1-(2)に係るもの）の床面積の合計　㎡
8．木質耐火部材等の種類		※採用した全ての耐火部材等に☑を入れる。

		利用階
申請	① 燃えしろ設計・構造用製材	□（　階）
	② 燃えしろ設計・構造用集成材	□（　階）
	③ 燃えしろ設計・ＣＬＴ	□（　階）
	④ 燃えしろ設計・その他の木材製品（木材製品の種類：　）	□（　階）
	⑤ 耐火被覆・ＣＬＴ（被覆材の種類：　）	□（　階）
	⑥ 耐火被覆・その他（被覆材の種類：　）	□（　階）

			利用階
実績	① 燃えしろ設計・構造用製材	□	（　　階）
	② 燃えしろ設計・構造用集成材	□	（　　階）
	③ 燃えしろ設計・ＣＬＴ	□	（　　階）
	④ 燃えしろ設計・その他の木材製品（木材製品の種類：　　）	□	（　　階）
	⑤ 耐火被覆・ＣＬＴ（被覆材の種類：　　）	□	（　　階）
	⑥ 耐火被覆・その他（被覆材の種類：　　）	□	（　　階）
9．ＣＬＴの使用材積		※CLTを使用した建築物の場合のみ記入	
事業申請時使用予定量		㎥　交付申請時の実際の使用量	㎥
10．助成対象木材の施工完了月	申請	令和　　年　　月（□上 □中 □下）旬	
	実績	令和　　年　　月（□上 □中 □下）旬	
11．共同申請者の有無　（☑印）		※「あり」の場合、「様式６号（共同申請）」に必要事項を記載し提出	
		□ あり	

【助成金の額】　　別紙１のとおり

図 2.3.3-29　様式 6 号（JAS 構造材）

様式６号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（JAS構造材）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

【物件情報】

実証事業No.		
1．物件の名称		
2．物件の所在地		
3．事業担当者の所属・氏名		
4．事業担当者の連絡先		〒 住所: Tel: Fax: E-mail:
5．建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号: 用途:
	実績	用途番号: 用途:
6．物件の階数	申請	地上 階 地下 階 うち助成対象 地上 階 地下 階
	実績	地上 階 地下 階 うち助成対象 地上 階 地下 階
7．床面積	申請	建築確認申請の延べ面積 ㎡
	実績	建築確認申請の延べ面積 ㎡
8．JAS構造の種類		※採用した全てのJAS構造材等に☑を入れる。
① 機械等級区分構造用製材		申請 □ 実績 □
② 枠組壁工法構造用製材（枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む）		申請 □ 実績 □
③ 構造用集成材		申請 □ 実績 □
④ 構造用単板積層材（ＬＶＬ）		申請 □ 実績 □
⑤ 直交集成板（ＣＬＴ）		申請 □ 実績 □
⑥ 構造用合板		申請 □ 実績 □
⑦ 構造用パネル		申請 □ 実績 □
⑧ 保存処理材		申請 □ 実績 □
9．助成対象木材の明細		別紙のとおり
10．助成対象木材の建て方完了月	申請	令和　年　月（□上 □中 □下）旬
	実績	令和　年　月（□上 □中 □下）旬
11．共同申請者の有無　（☑印）		※「あり」の場合、「様式６号（共同申請）」に必要事項を記載し提出 □ あり

図 2.3.3-30　様式 6 号（内装材）

様式６号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（内装材）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

【物件情報】

実証事業No.		
1．物件の名称		
2．物件の所在地		
3．事業担当者の所属・氏名		
4．事業担当者の連絡先		〒 住所: Tel: Fax: E-mail:
5．建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号: 用途:
	実績	用途番号: 用途:
6．助成事業に係る床面積	申請	㎡
	実績	㎡
7．内装材利用面積（内装木質化部分に限る）	申請	壁又は天井 ㎡ 床 ㎡
	実績	壁又は天井 ㎡ 床 ㎡
8．使用した内装材等の種類		※使用した全ての内装材の木材製品に☑を入れる。
① 製材		申請 □ 実績 □
② 合板		申請 □ 実積 □
③ 集成材		申請 □ 実績 □
④ ＬＶＬ		申請 □ 実績 □
⑤ ＣＬＴ		申請 □ 実績 □
⑥ フローリング		申請 □ 実績 □
⑦ ＯＳＢ		申請 □ 実績 □
⑧ その他の木材製品（木材製品の種類：　　）		申請 □ 実績 □
9．木材製品の使用量（材積）		
事業申請時使用予定量		㎥　交付申請時の実際の使用量 ㎥
10．助成対象木材の施工完了月	申請	令和　年　月（□上 □中 □下）旬
	実績	令和　年　月（□上 □中 □下）旬
11．共同申請者の有無　（☑印）		※「あり」の場合、「様式６号（共同申請）」に必要事項を記載し提出 □ あり

図 2.3.3-31　様式 6 号（木製サッシ）

様式 6 号　　令和　　年　　月　　日

都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（木製サッシ）

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　菅野　康則　殿

宣言事業者番号
会　社　名
住　所
代表者役職名・氏名

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

【物件情報】

実証事業No.		
1．物件の名称		
2．物件の所在地		
3．事業担当者の所属・氏名		
4．事業担当者の連絡先		〒 住所: Tel:　Fax:　E-mail:
5．建築確認申請の物件の用途	申請	用途番号:　用途:
	実績	用途番号:　用途:
6．助成事業に係る床面積	申請	㎡
	実績	㎡
7．木製サッシの使用量	申請	調達予定の木製サッシの数　窓 取付ける開口部の合計面積　㎡
	実績	調達した木製サッシの数　窓 取付けた開口部の合計面積　㎡
8．使用した木材の種類（任意）		※カタログ、仕様書等で樹種や木材製品の種類がわかれば記入してください。
9．助成対象木材の施工完了月	申請	令和　　年　　月（□上 □中 □下）旬
	実績	令和　　年　　月（□上 □中 □下）旬
10．共同申請者の有無　（☑印）		※「あり」の場合、「様式 6 号（共同申請）」に必要事項を記載し提出 □ あり

【助成金の額】　　別紙 4 のとおり

図 2.3.3-32　様式 6 号　別紙 1（木質耐火部材等）

別紙 1

交付申請額

1．単価の区分　　↓該当する単価にチェック

ア　燃えしろ製材を活用した建築物の場合　13,600円/㎡　□

イ　その他の場合　11,900円/㎡　□

2．助成対象の床面積に単価を乗じた金額

① 事業申請時床面積　　㎡ ×単価 ＝　　円 … (a)

② 交付申請時床面積　　㎡ ×単価 ＝　　円 … (b)

(a)、(b) を比較して低い方の金額　　円

3．ＣＬＴを利用した建築物

※ＣＬＴを利用した建築物の場合、ＣＬＴの利用材積による申請額を選択することも可能です。

① 事業申請時利用予定材積　　㎥×160,000円 ＝　　円 … (a)

② 交付申請時実際利用材積　　㎥×160,000円 ＝　　円 … (b)

(a)、(b) を比較して低い方の金額　　円

4.　延べ面積3,000m2以上、または助成対象の階数4以上に当てはまるか物件か？

上限金額　15,000,000

交付申請額（消費税抜き）　　円（千円未満切り捨て）

図 2.3.3-33　様式 6 号　別紙（JAS 構造材）

様式第6号-別紙

助成対象木材の明細及び交付申請額

事業番号：＿＿＿＿＿＿
事業者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
物件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．木材使用量　　単位：㎥（小数点以下切り捨て整数止め）

区　　分		総　量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量	申請	㎥	㎥
	実績	㎥	㎥
パーティクルボード・繊維板を除いた木材の総量	申請	㎥	㎥
	実績	㎥	㎥

2．　助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量　　単位:㎥（小数点以下5位切り捨て）

	JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の使用量の合計	JAS構造材のうち国産材使用量
		1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
事業申請	構造用製材（機械等級）									
	構造用製材（目視等級）									
	2×4構造用製材									
	構造用集成材									
	構造用ＬＶＬ									
	保存処理材									
	直交集成板（ＣＬＴ）									
	構造用合板									
	構造用パネル									
	JAS構造材使用量計									
実績	構造用製材（機械等級）									
	構造用製材（目視等級）									
	2×4構造用製材									
	構造用集成材									
	構造用ＬＶＬ									
	保存処理材									
	直交集成板（ＣＬＴ）									
	構造用合板									
	構造用パネル									
	JAS構造材使用量計									

※構造用製材（目視等級）は、当該階の構造部に機械等級区分構造用製材と併用する場合に限り計上できる。

1

3．助成金の算定額

（1）募集申請時に使用することを予定した木材による算定額　　単位:m³（小数点以下5位切り捨て），円

区　分		JAS構造材の使用量の合計	単　価	材積×単価	単価による金額計①		算定額 ①+②
単価による金額	構造用製材（機械等級）		60,000				
	構造用製材（目視等級）						
	2×4構造用製材						
	構造用集成材						
	構造用ＬＶＬ						
	保存処理材						
	小　計						
	直交集成板（ＣＬＴ）		130,000				

調達費による金額	区　分	調達費の予定額					調達費の１／２②
		木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計	
	構造用合板						
	構造用パネル						
	小　計						

（2）交付申請時に実際に使用した木材による算定額　　単位:m³（小数点以下5位切り捨て），円

JAS構造材の種類		JAS構造材の使用量の合計	単　価	材積×単価	単価による金額計①		算定額 ①+②
単価による金額	構造用製材（機械等級）		60,000				
	構造用製材（目視等級）						
	2×4構造用製材						
	構造用集成材						
	構造用ＬＶＬ						
	保存処理材						
	小　計						
	直交集成板（ＣＬＴ）		130,000				

調達費による金額	JAS構造材の種類	調達費					調達費の１／２②
		木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計	
	構造用合板						
	構造用パネル						
	小　計						

（3）実際に使用したJAS構造材の調達費による算定額

JAS構造材の種類	調達費					調達費の合計額①	算定額 ①+②
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	調達費計		
構造用製材（機械等級）							
構造用製材（目視等級）							
2×4構造用製材							
構造用集成材							
構造用ＬＶＬ							
保存処理材							
直交集成板（ＣＬＴ）							
小　計							
構造用合板						調達費の１／２②	
構造用パネル							
小　計							

（4）上限額　　助成対象の床面積の合計が3,000m²以上の建築物に該当　しない　　上限額：　15,000,000　円

（5）交付申請額

上記の表（1），（2），（3）の算定額①+②を比較し最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。ただし上限額を超える場合は上限額とする。

交付申請額　＿＿＿＿＿＿円
（千円未満切り捨て）

2

図 2.3.3-34　様式 6 号　別紙 3（内装材）

別紙 3

交付申請額

1．内装材利用面積による算出額

区　　分	施工部位	面積（㎡）	単価（円）	面積×単価	
事業申請時内装材利用面積	壁及び天井		11,000		
	床		7,000		
	合計				①
交付申請時内装材利用面積	壁及び天井		11,000		
	床		7,000		
	合計				②

2．内装材の調達費

施工部位	内　　訳	金　額	
壁及び天井	木材費（内装仕上げに利用する木材製品に限る）		
	木材加工費（工場加工に限る。現地加工費、施工費は含まない。）		
	運搬費（調達場所から施工箇所までの運賃）		
床	木材費（内装仕上げに利用する木材製品に限る）		
	木材加工費（工場加工に限る。現地加工費、施工費は含まない。）		
	運搬費（調達場所から施工箇所までの運賃）		
内装材調達費計	木材費（内装仕上げに利用する木材製品に限る）		
	木材加工費（工場加工に限る。現地加工費、施工費は含まない。）		
	運搬費（調達場所から施工箇所までの運賃）		
	合　　計		③

3．①、②、③を比較して最も低い金額　　円

但し、上限額　10,000,000 円

交付申請額（消費税抜き）　　円（千円未満切り捨て）

注：　は、自動計算されますので入力、加工、操作はしないでください。

図 2.3.3-35　様式 6 号　別紙 4（木製サッシ）

別紙 4

交付申請額

1．助成単価による算出額

①事業申請時予定した窓数	（		窓 ）	×	60,000 円	=	円
②実際に調達した窓数	（		窓 ）	×	60,000 円	=	円

2．木製サッシの調達費

ア 木製サッシの購入費		円
イ 木製サッシの購入地点から施工地までの運搬費		円
③ (ア＋イ)×1/2の金額		円

※木製サッシの調達費には施工に係る経費等は含まれません。

3．①、②、③を比較して最も低い金額　　円

但し、上限額　1,000,000 円

交付申請額（消費税抜き）　　円（千円未満切り捨て）

注：　は、自動計算されますので入力、加工、操作はしないでください。

図 2.3.3-36　様式 6 号（木質耐火部材）チェック表

提出及び添付する付属資料

提出、添付した資料の□に✓を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上、申請書と一緒に提出すること。

1. □ **都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（様式6号）本紙及び付属書類**
   - □ 様式6号本紙　　□ 様式第6号(共同申請)　※事業申請時に共同申請した場合のみ
   - □ 交付申請額（別紙1）

2. □ **都市木材需要拡大事業報告書**
   - □ 報告書（様式６号-２）　　□ Ⅲ部材情報
   - □ 部材別の木材使用割合調査(様式６号-２別紙)
   - □ 回答後、印刷物を申請書類と併せて提出
   - □ エクセルファイルに「事業申請番号_事業申請者名_物件名_様式6-2」で名前を付けinfo@toshimokuzai.jp宛に送信

3. □ **助成対象に係る木材の請求書又は領収書及びその内訳が記載された明細書**
   - □ 請求書（表書き･カガミ）　　□ 明細書

4. □ **公募を開始した日付以降に着工されたと判別することができる書類（作業指示書、日報等）**

5. □ **助成対象に係る木質耐火部材等がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料**

   事業申請者がCW法の登録事業者の場合は ①及び③ を提出、事業申請者がCW法の登録事業者でない場合は ①～④ を提出
   - □ ①合法伐採証明書　※テンプレートを使用してください　　＊ 事業申請者が作成
   - □ ②供給フロー図　　※テンプレートを使用し、見本フロー図を実態に即したものに書き換えること　＊ 事業申請者が作成
   - □ ③CW法に基づく登録木材関連事業者等の証明書･登録証の写し
     ※納品書記載の登録証等№と一致するもの
   - □ ④部材供給者から発行された納品書及びその明細書 (CW法に基づいて作成されたもの)
     ※出荷証明書と明細に加え、事業申請者が受領したことを証明する書類でも可
     ※書類に木材の合法性が確認できる文言とCW法登録番号の記載必須

6. □ **工事記録写真**
   - □ 材料荷受け時の検収写真（検収ごと）
   - □ 助成対象に係る木質耐火部材等の種類ごとの写真（種類ごとに1枚以上、耐火被覆の場合は被覆前後を撮影）
   - □ 内観写真（助成対象の各階の建て方終了時）黒板な※耐火部材の施工状態も含めて、各階全体像が判るもの
   - □ 建て方終了時に建物の全景写真（2方向から）、黒板あり、黒板なしの2種類
   - □ 工事名、撮影日時、木質耐火部材等の種類を記載した黒板と共に撮影

7. □ **確認済証の写し**

   ※事業申請時提出の建築確認申請書の内容に変更があった場合のみ、変更後の建築確認申請書一式を変更箇所にマークし提出

8. □ **申請物件の図面(実績)**　※事業申請時から変更がなくても必ず提出

   助成対象に係る木材耐火部材等を、①凡例を表示の上、②種類ごとに明瞭に色分けして判別することが可能な下記の③各図面を提出
   - □ 配置図　　□ 平面図(部屋の用途が記載されたもの)　　□ 立面図
   - □ 軸組図　　□ 梁伏せ図　　□ 木拾い表
   - □ その他　（　　）

9. □ **3件以上申請の要件として「もりんく」で申請した場合は、納入事業者が「もりんく」の「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録していることを示す書類**

10. □ **その他助成額の査定に必要な資料**

図 2.3.3-37　様式 6 号（JAS 構造材）チェック表

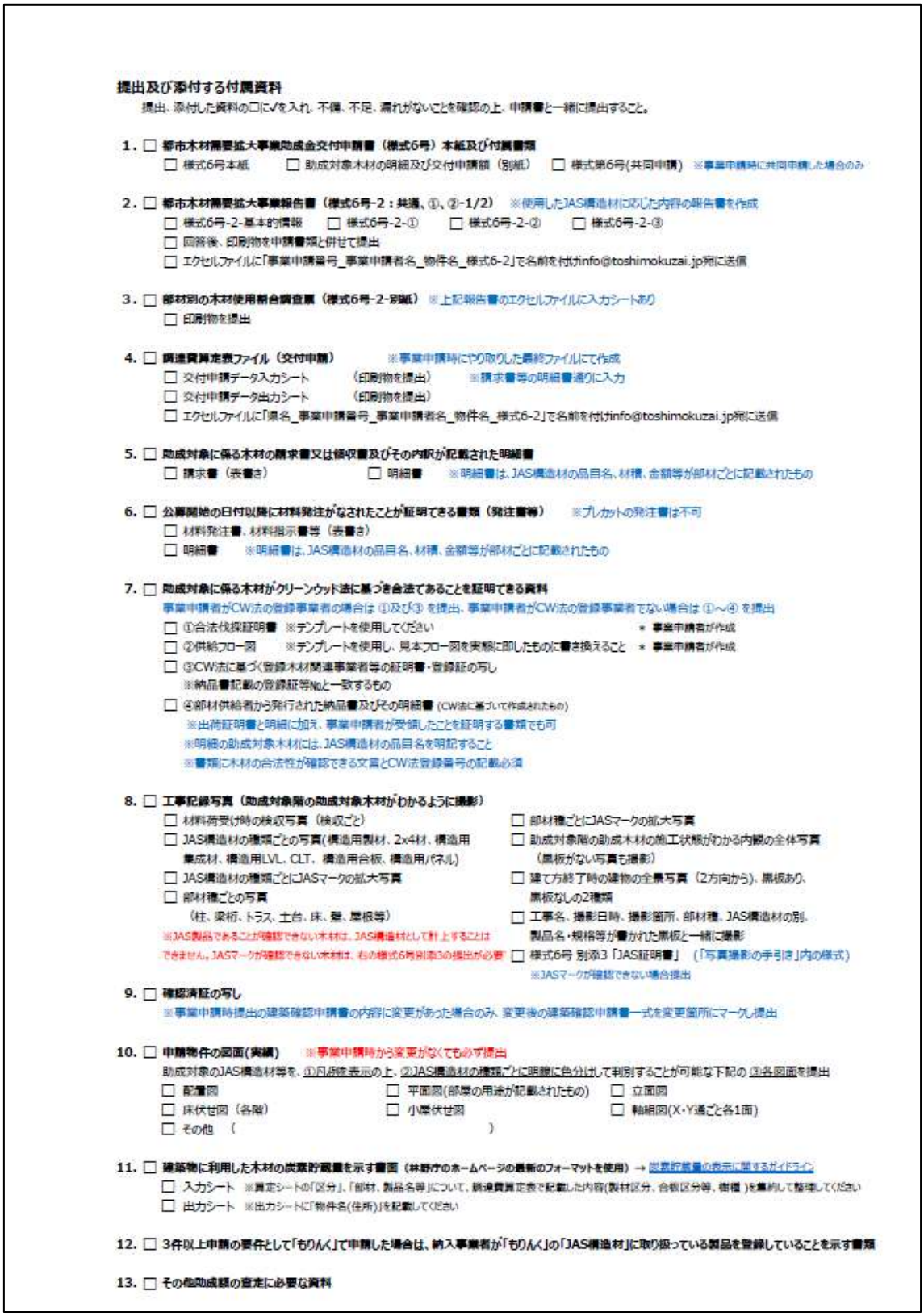

提出及び添付する付属資料

提出、添付した資料の□に✓を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上、申請書と一緒に提出すること。

1. □ **都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（様式6号）本紙及び付属書類**
   □ 様式6号本紙　□ 助成対象木材の明細及び交付申請額（別紙）　□ 様式第6号(共同申請)　※事業申請時に共同申請した場合のみ

2. □ **都市木材需要拡大事業報告書（様式6号-2：共通、①、②-1/2）**　※使用したJAS構造材に応じた内容の報告書を作成
   □ 様式6号-2-基本的情報　□ 様式6号-2-①　□ 様式6号-2-②　□ 様式6号-2-③
   □ 回答後、印刷物を申請書類と併せて提出
   □ エクセルファイルに「事業申請番号_事業申請者名_物件名_様式6-2」で名前を付けinfo@toshimokuzai.jp宛に送信

3. □ **部材別の木材使用割合調査票（様式6号-2-別紙）**　※上記報告書のエクセルファイルに入力シートあり
   □ 印刷物を提出

4. □ **請求額算定表ファイル（交付申請）**　※事業申請時にやり取りした最終ファイルにて作成
   □ 交付申請データ入力シート　（印刷物を提出）　※請求書等の明細書通りに入力
   □ 交付申請データ出力シート　（印刷物を提出）
   □ エクセルファイルに「県名_事業申請番号_事業申請者名_物件名_様式6-2」で名前を付けinfo@toshimokuzai.jp宛に送信

5. □ **助成対象に係る木材の請求書又は領収書及びその内訳が記載された明細書**
   □ 請求書（表書き）　□ 明細書　※明細書は、JAS構造材の品目名、材積、金額等が部材ごとに記載されたもの

6. □ **公募開始の日付以降に材料発注がなされたことが証明できる書類（発注書等）**　※プレカットの発注書は不可
   □ 材料発注書、材料指示書等（表書き）
   □ 明細書　※明細書は、JAS構造材の品目名、材積、金額等が部材ごとに記載されたもの

7. □ **助成対象に係る木材がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料**
   事業申請者がCW法の登録事業者の場合は ①及び③ を提出、事業申請者がCW法の登録事業者でない場合は ①～④ を提出
   □ ①合法伐採証明書　※テンプレートを使用してください　＊事業申請者が作成
   □ ②供給フロー図　※テンプレートを使用し、見本フロー図を実態に即したものに書き換えること　＊事業申請者が作成
   □ ③CW法に基づく登録木材関連事業者等の証明書・登録証の写し
   ※納品書記載の登録証等Noと一致するもの
   □ ④部材供給者から発行された納品書及びその明細書（CW法に基づいて作成されたもの）
   ※出荷証明書と明細に加え、事業申請者が受領したことを証明する書類でも可
   ※明細の助成対象木材には、JAS構造材の品目名を明記すること
   ※書類に木材の合法性が確認できる文言とCW法登録番号の記載必須

8. □ **工事記録写真（助成対象階の助成対象木材がわかるように撮影）**
   □ 材料荷受け時の検収写真（検収ごと）
   □ JAS構造材の種類ごとの写真(構造用製材、2x4材、構造用集成材、構造用LVL、CLT、構造用合板、構造用パネル)
   □ JAS構造材の種類ごとにJASマークの拡大写真
   □ 部材種ごとの写真（柱、梁桁、トラス、土台、床、壁、屋根等）
   ※JAS製品であることが確認できない木材は、JAS構造材として計上することはできません。JASマークが確認できない木材は、右の様式6号別添3の提出が必要
   □ 部材種ごとにJASマークの拡大写真
   □ 助成対象階の助成木材の施工状態がわかる内観の全体写真（黒板がない写真も撮影）
   □ 建て方終了時の建物の全景写真（2方向から）、黒板あり、黒板なしの2種類
   □ 工事名、撮影日時、撮影箇所、部材種、JAS構造材の別、製品名・規格等が書かれた黒板と一緒に撮影
   □ 様式6号 別添3「JAS証明書」（「写真撮影の手引き」内の様式）
   ※JASマークが確認できない場合提出

9. □ **確認済証の写し**
   ※事業申請時提出の建築確認申請書の内容に変更があった場合のみ、変更後の建築確認申請書一式を変更箇所にマーク入提出

10. □ **申請物件の図面(実績)**　※事業申請時から変更がなくても必ず提出
    助成対象のJAS構造材等を、①凡例を表示の上、②JAS構造材の種類ごとに明瞭に色分けして判別することが可能な下記の ③各図面を提出
    □ 配置図　□ 平面図(部屋の用途が記載されたもの)　□ 立面図
    □ 床伏せ図（各階）　□ 小屋伏せ図　□ 軸組図(X・Y通ごと各1面)
    □ その他　（　　）

11. □ **建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面（林野庁のホームページの最新のフォーマットを使用）** → 炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン
    □ 入力シート　※算定シートの「区分」、「部材、製品名等」について、請求書算定表で記載した内容(製材区分、合板区分等、樹種)を集約して整理してください
    □ 出力シート　※出力シートに「物件名(住所)」を記載してください

12. □ **3件以上申請の要件として「もりんく」で申請した場合は、納入事業者が「もりんく」の「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録していることを示す書類**

13. □ **その他助成額の査定に必要な資料**

図 2.3.3-38　様式 6 号（内装材）チェック表

提出及び添付する付属資料

提出、添付した資料の□に✓を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上、申請書と一緒に提出すること。

1．□ **都市木材需要拡大事業助成金交付申請書（様式6号）本紙及び付属書類**
- □ 様式6号本紙　□ 様式第6号(共同申請)　※事業申請時に共同申請した場合のみ
- □ 交付申請額（別紙3）

2．□ **都市木材需要拡大事業報告書（様式６号-２）**

3．□ **助成対象に係る内装材等の調達費、使用量がわかる請求書又は領収書、木拾い図等**
- □ 請求書（表書き）　□ 明細書

4．□ **公募開始の日付以降に材料発注がなされたことが証明できる書類（発注書等）**
- □ 材料発注書、材料指示書等（表書き）　□ 明細書

5．□ **助成対象に係る内装材がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料**

事業申請者がCW法の登録事業者の場合は ①及び③ を提出、事業申請者がCW法の登録事業者でない場合は ①～④ を提出

- □ ①合法伐採証明書　※テンプレートを使用してください　＊ 事業申請者が作成
- □ ②供給フロー図　※テンプレートを使用し、見本フロー図を実態に即したものに書き換えること　＊ 事業申請者が作成
- □ ③CW法に基づく登録木材関連事業者等の証明書・登録証の写し
  ※納品書記載の登録証等№と一致するもの
- □ ④部材供給者から発行された納品書及びその明細書 (CW法に基づいて作成されたもの)
  ※出荷証明書と明細に加え、事業申請者が受領したことを証明する書類でも可
  ※書類に木材の合法性が確認できる文言とCW法登録番号の記載必須

6．□ **工事記録写真**
- □ 材料荷受け時の検収写真（検収ごと）
- □ 助成対象に係る内装材等の種類ごとの写真（種類ごとに1枚以上）
- □ 施工前の写真　※下地木材も助成対象とする場合
- □ 建て方終了時に建物の全景写真（2方向から）、黒板あり、黒板なしの2種類
- □ 工事名、撮影日時、内装材等の種類を記載した黒板と共に撮影したもの

7．□ **確認済証の写し**

※事業申請時提出の建築確認申請書の内容に変更があった場合のみ、変更後の建築確認申請書一式を変更箇所にマークし提出

8．□ **申請物件の図面(実績)**　※事業申請時から変更がなくても必ず提出

助成対象に係る内装材等を、①凡例を表示の上、②種類ごとに明瞭に色分けして判別することが可能な下記の③各図面を提出

- □ 配置図　□ 平面図(部屋の用途が記載されたもの)　□ 立面図
- □ 木拾い表
- □ その他　（　　）

9．□ **3件以上申請の要件として「もりんく」で申請した場合は、納入事業者が「もりんく」の「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録していることを示す書類**

10．□ **その他助成額の査定に必要な資料**

図 2.3.3-39　様式 6 号（木製サッシ）チェック表

提出及び添付する付属資料

提出、添付した資料の□に✓を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上、申請書と一緒に提出すること。

1. □ **都市木材備蓄拡大事業助成金交付申請書（様式6号）本紙及び付属書類**
   - □ 様式6号本紙　　□ 様式第6号(共同申請)　※事業申請時に共同申請した場合のみ
   - □ 交付申請額（別紙4）

2. □ **都市木材備蓄拡大事業報告書（様式 6 号-2）**

3. □ **助成対象に係る木製サッシに関する請求書又は領収書及びその内訳が記載された明細書**
   - □ 請求書（表書き）　　□ 明細書

4. □ **公募開始の日付以降に材料発注がなされたことが証明できる書類（発注書等）**
   - □ 材料発注書、材料指示書等（表書き）　　□ 明細書

5. □ **助成対象に係る木製サッシに使用される木材がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料**
   事業申請者がCW法の登録事業者の場合は ①及び③ を提出、事業申請者がCW法の登録事業者でない場合は ①～④ を提出
   - □ ①合法伐採証明書　※テンプレートを使用してください　　＊ 事業申請者が作成
   - □ ②供給フロー図　　※テンプレートを使用し、見本フロー図を実態に即したものに書き換えること　＊ 事業申請者が作成
   - □ ③CW法に基づく登録木材関連事業者等の証明書・登録証の写し
     ※納品書記載の登録証等№と一致するもの
   - □ ④部材供給者から発行された納品書及びその明細書 (CW法に基づいて作成されたもの)
     ※出荷証明書と明細に加え、事業申請者が受領したことを証明する書類でも可
     ※書類に木材の合法性が確認できる文言とCW法登録番号の記載必須

6. □ **工事記録写真**
   - □ 材料荷受け時の検収写真（検収ごと）
   - □ 助成対象に係る木製サッシごとの写真（1枚以上）
   - □ 工事完了時に建物の全景写真（2方向から）、黒板あり、黒板なしの2種類
   - □ 工事名、撮影日時、窓の取付場所を記載した黒板と共に撮影したもの

7. □ **確認済証の写し**
   ※事業申請時提出の建築確認申請書の内容に変更があった場合のみ、変更後の建築確認申請書一式を変更箇所にマークし提出

8. □ **申請物件の図面(実績)**　※事業申請時から変更がなくても必ず提出
   助成対象に係る木製サッシの取付箇所が確認できる図面 ※助成対象部分に色付け
   - □ 配置図
   - □ 平面図
   - □ 立面図
   - □ その他　（　　）

9. □ **3件以上申請の要件として「もりんく」で申請した場合は、納入事業者が「もりんく」の「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録していることを示す書類**

10. □ **その他助成額の査定に必要な資料**

図 2.3.3-40　（耐火部材等）事務局用交付申請チェック表

R6　都市木事業　【●木質耐火部材　交付申請　チェック表】

事業No.
事業者名　#N/A
物件名　#N/A
確認（　　）

	提出書類		チェック内容	○/×		問題点・指摘事項
1	□	様式6号	申請日付が交付申請〆切日以前か			
			申請者は事業申請（様式1号）と同じか			
			事業No・物件名・所在地は事業申請と同じか			
			記入もれ、√もれないか　「申請時」は1号と同じか			
2	□	別紙1	1.単価の区分に√あり			
			2.床面積／3.材積の記入　事業、交付時とも記入あるか			
			交付申請額（千円未満切り捨て）　(a),(b)の低い方か			
3	□	報告書(アンケート)	Ⅰ、Ⅱ、Ⅳに記入があるか			
			Ⅲ使用した耐火部材等の記入があるか			
4	□	請求書 又は領収書	工事名・宛先・発行元・日付は適切か			
			木材の明細が添付されているか			
5	□	工事の着手日がわかる資料（いずれか）	①写真の撮影日 ― 7/31以降の工事着工（基礎			
			②作業指示書または日報 ― 根伐・掘削）			
			③その他			
6	□	工程表	様式3号の日付前に助成対象の建て方が完了していないか			
7	□	合法伐採証明	申請者自身の名義で作成されているか			
			日付が公募開始日以降かつ交付申請日より前か			
			・申請者が登録事業者の場合			
			①申請者の合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			・申請者が登録事業者でない場合			
			①供給フロー図			
			②合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			③該当の木材の納品書とその明細			
			合法伐採木材である旨の文言、登録No.の記載			
			供給元から申請者宛か			
8	□	工事記録写真	物件名、撮影日時、位置、木質耐火部材等の種類の記載			
			①搬入写真（各部材の検収毎）			
			②助成対象に係る木質耐火部材等の種類ごとの写真			
			③建て方終了時全景写真（2方向）			
			④耐火被覆完了後の全景写真（2方向）			
			種類毎に１枚以上、耐火被覆の場合、被覆前後を撮影			
			詳細は図面チームで確認			
9	□	建築確認済証	※事業申請時に提出済みは書類移動で可			
			1号書類と同じ建築主、申請建物か			
			変更があった場合、第1面～6面が提出されているか			
10	□	計画変更の場合	計画変更確認申請書、済証の写し			
11	□	図面	耐火部材毎に凡例、色付けがある			
			□　配置図　□　平面図　□　立面図			
			□　軸組図　□　梁伏せ図			
			凡例・着色ない時は依頼			
			詳細は図面チーム			
12	□	その他	3件以上の申請者（事業申請から変更された場合）			
			CW登録ほか、もりんく登録、共同申請者と安定供給、建築物木材利用促進協定内容の確認			

図 2.3.3-41　（JAS 構造材）事務局用交付申請チェック表

R6 都市木事業【●JAS構造材 交付申請 チェック表】

事業No.
事業者　#N/A
物件名　#N/A

確認（　　）

提出書類有・無			確認事項	O/×	結果	問題点・指摘事項
1	□	様式6号	申請日付が交付申請〆切日以前か			
			申請者は事業申請（様式1号）と同じか			
			事業No.・物件名・所在地は事業申請と同じか			
			記入もれ、✓もれないか　「申請時」は1号と同じか			
2	□	別紙	表1～2が記入されているか			
			2の事業申請時木材使用量が事業申請と同じか			
			3-(1)算定額が事業申請と同じか			
			交付申請額（税抜、千円未満切捨）あり　①～③の最も低い額			
3	□	報告書(アンケート)	助成対象木材に応じた内容か			
	□	様式6号-2-別紙	Excelデータが送付されているか			
4	□	算定表	Excelデータが送付されているか			
			請求明細書通りに入力されているか(合計・明細)			
			事業申請時の最終ファイルで作成されているか			
5	□	請求書 又は領収書	工事名・宛先・発行元・発行日付は適切か			
			明細が添付されているか　請求明細又は請求明細に相当するか			
			JAS種類、材積、数量、金額の記載があるか			
			算定表と矛盾がないか			
6	□	木材の発注日、 内容がわかる 書類	発注日が公募開始日以降か　公募開始日：7/31			
			正式な発注（注文）書である			
			申請者から木材調達先への発注か　請求書と同一か			
			明細が添付されているか			
			JAS区分、材積、金額の記載があるか			
7	□	合法伐採証明	申請者自身の名義で作成されているか			
			日付が公募開始日以降かつ交付申請日より前か			
			◆申請者が登録事業者の場合			
			①申請者の合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			◆申請者が登録事業者でない場合			
			①供給フロー図			
			②合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			③該当の木材の納品書とその明細　供給元から申請者宛か			
			合法伐採木材である旨の文言、登録No.の記載			
			製品名(JAS種類)、材積、数量があるか			
8	□	記録写真	物件名、撮影日時、位置、部材名称の記載			
			□ 搬入時の写真　□ 建て方完了時の内部状況の写真			
			□ 建物全景写真（2方向）　□ 助成対象に係る種類ごとの写真			
			基本的な添付があればOK。不備の場合は不備事項のみ記載し、	-	-	
			指摘不要。　詳細は図面チームで確認	-	-	
9	□	建築確認済証	※事業申請時に提出済みは書類移動で可	-	-	
			事業申請（様式1号）時と同じ建築主、申請建物か			
			変更があった場合、第1面～6面が提出されているか			
	□	計画変更の場合	計画変更確認申請書、済証の写し			
10	□	図面	図面上に木材の色分け、凡例、JAS種類の記載があるか			
			一般図（配置、平面、立面、床伏せ図、小梁伏せ図、軸組図）がある			
			ない時、表記・添付依頼　詳細は図面チームで確認	-	-	
11	□	建築物に使用した炭素貯蔵量を示す書類	□ 入力シート　□ 出力シート			
			指定様式で提出されているか			
			事業者情報(入力シート)・物件名が記載されているか(出力シート)			
12	□	その他	3件以上の申請者（事業申請から変更された場合） CW登録ほか、もりんく登録、共同申請者と安定供給、建築物木材利用促進協定内容の確認			

図 2.3.3-42　（内装材）事務局用交付申請チェック表

R6 都市木事業【●内装材 交付申請 チェック表】

事業No.
事業者名　#N/A
物件名　#N/A

確認（　　）

		提出書類	チェック内容	○/×	結果	照合・確認作業
1	□	様式6号	申請日付が交付申請〆切日以前か			
			申請者は事業申請（様式1号）と同じか			
			事業No・物件名・所在地は事業申請と同じか			
			記入もれ、✓もれないか　「申請時」は1号と同じか			
2	□	別紙3	表1：事業、交付時の各部位面積の記入　利用面積≦10㎡:対象外			
			表2：各部位の施工費の記入			
			表3：交付申請額（千円未満切り捨て）　①～③の最も低い額			
3	□	報告書(アンケート)	記入漏れはないか			
4	□	内装材に関する領収書／請求書	工事名・宛先・発行元・日付は適切か			
			明細が添付されているか　請求明細又は請求明細に相当するか			
			材料、加工、運搬費の根拠がある　木下地も助成なら該当分			
5	□	木材製品の使用量	使用材積がわかる資料：木拾表、（請求／材料）明細、仕様書等 事業申請から変更なら事業・交付　両方とも			
6	□	材料の発注日がわかる資料（いずれか）	□ 発注書　□ 調達指示書　公募開始日7/31以降か			
			耐火部材と併用なら、工事着手の写真			
			耐火部材と併用なら、作業指示書または日報			
7	□	合法伐採証明	申請者自身の名義で作成されているか			
			日付が公募開始日以降かつ交付申請日より前か			
			◆申請者が登録事業者の場合			
			①申請者の合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			◆申請者が登録事業者でない場合			
			①供給フロー図			
			②合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			③該当の木材の納品書とその明細			
			合法伐採木材である旨の文言、登録No.の記載			
			供給元から申請者宛か			
8	□	工事記録写真	物件名、撮影日時、位置、内装材等の種類が黒板等で確認できる			
			□ 搬入時の写真（各部材の検収毎）			
			□ 助成対象に係る内装材等の種類ごと			
			□ 建て方終了時の全景写真（2方向）			
			□ 下地材の施工完了時の全景写真			
			□ 内装施工完了後の全景写真			
			不備事項のみ記載し、詳細は図面チームで確認	-	-	
9	□	工程表	様式3号の日付前に助成対象の建て方が完了していないか			
10	□	建築確認済証	※事業申請時に提出済みは書類移動で可	-	-	
			事業申請（様式1号）書類と同じ建築主、申請建物か			
			変更があった場合、第1面～6面が提出されているか			
11	□	計画変更の場合	計画変更確認申請書、済証の写し			
12	□	図面	内装材毎に凡例、色付けがある			
			□ 配置図　□ 平面図（部屋の用途の記載あり）			
			□ 立面図　□ 求積図			
			木拾表・明細への表示　凡例・着色ない時は依頼　詳細は図面チーム	-	-	
13	□	その他	3件以上の申請者（事業申請から変更された場合） CW登録ほか、もりんく登録、共同申請者と安定供給、建築物木材利用促進協定内容の確認			
			□ 木製品のカタログ等　事業申請から変更の場合			

図 2.3.3-43　（木製サッシ）事務局用交付申請チェック表

R6 都市木事業【 ● 木製サッシ 交付申請 チェック表】

事業No.
事業者名　#N/A
物件名　#N/A

確認（　　）

	提出書類		チェック内容	○/×	結果	問題点・指摘事項
1	□	様式6号	申請日付が交付申請〆切日以前か			
			申請者は事業申請（様式1号）と同じか			
			事業No・物件名・所在地は事業申請と同じか			
			記入もれ、✓もれないか　「申請時」は1号と同じか			
2	□	別紙4	事業、交付時：1.窓数／2.調達費　金額の記入あり			
			交付申請額（税抜、千円未満切捨）あり ①~③の最も低い額			
3	□	報告書(アンケート)	記入漏れはないか			
4	□	木製サッシに関する領収書／請求書	工事名・宛先・発行元・日付は適切か			
			明細が添付されているか			
			木製サッシの数量、金額の記載があるか			
			運搬費の記載があるか			
			別紙4と矛盾がないか			
5	□	サッシの発注日がわかる資料（いずれか）	□ 発注書　□ 調達指示書　□ その他			
			日付が公募開始日（7/31）以降か			
			申請者から調達先への発注か　請求書と同一か			
6	□	合法伐採証明	申請者自身の名義で作成されているか			
			日付が公募開始日以降かつ交付申請日より前か			
			◆申請者が登録事業者の場合			
			①申請者の合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			◆申請者が登録事業者でない場合			
			①供給フロー図			
			②合法伐採木材供給者の登録証等の写し			
			③該当の木材の納品書とその明細 又は合法木材と確認できる書類の添付			
			合法伐採木材である旨の文言、登録No.の記載			
			供給元から申請者宛か			
7	□	工事記録写真	物件名、撮影日時、位置、窓の取付場所が黒板等で確認できる			
			□ 搬入時の写真（各部材の検収毎）			
			□ 助成対象に係る木製サッシの種類ごとの写真			
			□ 工事完了時の全景写真（2方向）			
			不備事項のみ記載し、詳細は図面チームで確認	-	-	
8	□	工程表	様式3号の日付前に助成対象の建て方が完了していないか			
9	□	建築確認済証	※事業申請時に提出済みは書類移動で可	-	-	
			事業申請（様式1号）時と同じ建築主、申請建物か			
			変更があった場合、第1面~6面が提出されているか			
10	□	計画変更の場合	計画変更確認申請書、済証の写し			
11	□	図面	木製サッシの取付箇所、色付けがある			
			□ 配置図　□ 平面図　□ 立面図			
			明細への表示・凡例・着色ない時は依頼　詳細は図面チーム	-	-	
12	□	その他	3件以上の申請者（事業申請から変更された場合） CW登録ほか、もりんく登録、共同申請者と安定供給、建築物木材利用促進協定内容の確認			
			□ 木製品のカタログ等　事業申請から変更の場合			

図 2.3.3-44　（木質耐火部材）交付申請審査用チェック表

令和7年1月 Ver0

R6 都市木(耐火部材等)交付申請書チェックシート

受付No.　A6　−0　申請者:　物件名:

記入者(　　□済)(　　□済)　最終チェック者(　　□済)

※欄:　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「−」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定※	Wチェック※	補足チェック 問題点・指摘事項	最終※
様式6号	申請日付	−	R6年11月29日以前である。				
	申請者	①様式1号 ②確認申請書の提出があった場合にチェックする	①様式1号の記載と同じ施工者である ②第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の施工者(法人)である。			・委任の場合: 事業申請の委任書関係を再確認 ・3件以上の申請: CW法の登録事業者である	
	実証事業No.		様式1号の番号と符合する。				
	1. 名称		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。				
	2. 所在地		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面 □【1.地名地番】 または □【2.住居表示】と一致する				
	3、4.事業担当者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。				
	5. 用途	①様式1号/確認済証 ②確認申請書の提出があった場合にチェックする	①様式1号/確認済証の記載と同じ。 ②第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面(建築物別)第五面(階別)も確認	
			①様式1号の記載と同じ。 ②08160(宗教施設)、08600(個室付浴場業等)のどちらでもない				
			①様式1号の記載と同じ。 ②3階建て以下の一戸建て専用住宅、併用住宅でない				
	6. 階数		①様式1号/確認済証の記載と同じ ②第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する				
			助成対象の階数: 複棟、混構造の場合、木造部分の階数である				
	7. 床面積	上記および面積表	延床:①様式1号/確認済証の記載と同じ ②第三面【11.延べ面積】 申請部分の床面積と一致する			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。 申請:　㎡　実績:　㎡	
			助成対象の床面積: 複棟、混構造では木造部分の床面積である。>10㎡				
様式6号	8. 木質耐火部材等の種類	様式1号項目6	建築物の区分が、耐火/準耐火である			・計画変更の場合、確認申請書を再チェックする。	
		別紙・図面	助成区分と同じ木質耐火部材にはチェックがある(事業/交付申請とも)				
			利用階が正しく記載されている				
	9.CLTの使用材積	別紙・材積表・図面	使用されている場合にチェックがある(事業/交付申請とも)				
			予定量が正しく記載されている				
	10.助成部の施工完了日	−	書類受付日以降で、R6年11月29日以前である。			4階建て以上は12月10日以前	
	11.共同申請者の有無	−	「あり」では、様式6号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3棟以上の申請: CW法の登録事業者に加え、「もりんく」ほかの要件の一つを満たす	

添付資料	チェックシート	―	提出された付属資料にチェックがある				
請求書または領収書	木材 鏡・明細 （燃えしろ、被覆助成とも）	様式6号	工事名、宛先（施工者）、発行者、発行日が適切である。				
		伏せ図	部材名、内訳（金額とも）が適切に記載されている。			・柱材、梁材、土台材など	
			燃えしろ部材：品目ごとに「JAS」であることが明記されている。			・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。	
			燃えしろ部材：JAS区分が適切に表示され、部材寸法が正しい。				
		木拾表等	CLT建築物の場合、使用材積の根拠があり、m^3 数と集計が一致する				
	被覆材等の鏡・明細（被覆助成は必須）	様式6号	工事名、宛先（施工者）、発行者、発行日が適切である。				
		図面 部材リスト	部材名、内訳（金額）が適切に記載されている。			・普通石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　・強化石膏ボード　・外装材 ・軒天材　・屋根材　・床材　・断熱材　・その他	
様式6号別紙1 交付申請額	各数値	―	記入もれ、チェック忘れがない				
	1.単価の区分	様式6号	8.木質耐火部材等の種類のチェックと同じ区分が選択されている			□ ア.燃えしろ製材、 □ イ.その他（被覆等）	
	2.床面積に単価を乗じた金額		7.床面積の助成対象に記載された面積と同じである				
		―	①、②それぞれに1.単価をかけた金額が(a)、(b)である。 (a)、(b)のうち低い方の金額も正しい				
	3. CLTを利用した建築物	様式6号	9.使用材積に記載された事業および交付申請の材積と同じである				
		―	①、②それぞれに1.単価をかけた金額が(a)、(b)である。 (a)、(b)のうち低い方の金額も正しい				
	4.上限金額	様式6号	延べ面積、階数で該当する方を選択。				
	交付申請額	欄2、3	2と3のどちらかでの(a)、(b)の低い方の金額が、千円未満切捨で記入される				
様式6号ー2	全般	―	Ⅰ～Ⅳまでが揃い、記入されている			・質問の意図と大きく異なる回答の場合は修正を要請する。	
	Ⅰ基本情報 1～3	様式6号 確認済証	各項目が正しく記入されている			・計画変更の場合は、変更後の内容との照合をする。	
	Ⅰ－4～9	確認申請書	各項目が正しく記入されている			法21条、27条、61条のどの適用も受けない場合、要確認	
	Ⅰ－10、11	様式6号	金額、利用量が記入されている				
	Ⅱ.施工実績等	―	1、2共に構造別に棟数が記入されている				
	Ⅲ.使用部材リスト	請求書等 図面 部材リスト	主要構造部の主要な木構造材が、記入され的確な内容である				
			燃えしろ木材では、JAS構造材の規格が記載され的確な内容である				
			CLT建築物では、JAS構造材の規格が記載され的確な内容である				
			主要構造部の耐火被覆材等の品目・規格が揃い的確な内容である			・普通石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　・強化石膏ボード　・外装材 ・軒天材　・屋根材　・床材　・断熱材　・その他	
	Ⅳ.アンケート	―	チェック忘れ、記入もれがない			・質問の意図に合わせて、的確に回答されている。 ・CLT利用なら、専用シートの提出あり。	
木材使用割合	構法別の表	―	該当する構法に記入あり、各欄の合計が100%である。				

作業指示書・日報	基礎(根伐)の着工日	様式6号	工事名、施工(指示)者が適切である				
		様式3号	基礎(根伐)着手が、公募開始7月31日以降である			着手日:R6年　月　日	
工程表	発注書・納品書写真	様式6号	工事名が適切で、該当する工種が確認できる。			写真記録も確認	
		－	日付が根拠である書類・写真と整合する。 採択日以降の完了である			公募開始　→工事着手　→納品 採択通知　→事業(建て方or被覆)完了	
合法伐採証明	鋼・明細	共通	申請者名義となっているか。				
			木材の明細が明記されているか。 別紙1－2の2と材積が一致する。				
		申請者が登録事業者等の場合	登録番号等が記載されているか。				
			登録証等の写しが添付されているか。				
		申請者が登録事業者等でない場合	申請にあるJAS構造材、助成木材についてのフローが示されているか。				
			フロー図において現場に直接納品する業者が合法伐採木材供給者の登録証等を有しているか。				
			上記の業者名義の登録証等の写しが添付されているか。				
			上記の業者から発行した納品書等が添付されており、合法伐採木材であることが明記されているか。				
建築確認済証	－	－	確認済証の有無			R5年　月　日付　確築主:変更なし□	
建築確認申請書	建築主	※確認申請書の提出あれば、チェック	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			・確認申請書 第1面～6面がある。 ・表紙に受付印または引受書の添付あり	
配置図	棟数	確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する				
一般図	部屋名・階数	－	3階建て以下の戸建て専用住宅、併用住宅の用途でない				
		別紙	木造部の階数≧4なら、上限3000万円				
面積表	木造助成部	－	床面積の合計＞10㎡である				
	床面積	様式6号	7.床面積の助成対象の床面積の合計と整合する				
	延床面積	別紙	木造部の延床≧3000㎡なら、上限3000万円となる				
(仕様リスト)	(準)耐火構造	(請求明細)	主要構造部ごとの耐火被覆材等の仕様が示されている			・図示、補足資料等で内容確認できる。	
平面図	凡例および図面表記	－	各階で、耐火構造／準耐火構造が凡例をつけ色分け図示されている				
立面図		－	各面で、耐火構造／準耐火構造が凡例をつけ色分け図示されている				
(断面詳細)		－	主要構造部ごとの(準)耐火構造が判るよう図示されている			・図示、補足資料等で内容確認できる。	

梁伏図	木構造	請求書	各階の壁・床、小屋の木構造がわかる				
軸組図			一面以上あり、木構造がわかる				
工事記録写真	写真全般	ー	工事名、撮影日時、位置、部材名称が明確に記載されているか。			※写真内に記載が無い場合にはやむを得ないので、写真張り付ける台紙の余白への記載を指示する。	
	着工日前後	作業指示書・日報	公募開始7月31日以降に、基礎(根伐)工事を開始している				
	材料検収	請求書等	主要構造部の木構造材がある			・トラックに積んだ状態or荷下ろし桟積みされたもの	
			燃えしろ木材の場合、JAS品目が整合し、JAS材と確認できる			・同上	
			主要構造部の耐火被覆材等が、一通り揃っている				
工事記録写真	建て方完了後の木材	ー	主要構造部の木構造材が写されている				
		請求書木拾表	燃えしろ木材のJAS品目が整合し、JASマークが確認できる				
			同上で燃えしろ寸法が確認されている				
		ー	CLT構造材の場合、各構造材どうしの接合状況が確認できる			・接合金物が各種わかるもの。	
	耐火被覆完了後の被覆材	ー	主要構造部の部位ごとに撮影されている			・床 ・壁 ・天井 ・外壁 ・屋根	
			被覆材の種類ごとに撮影されている			・普通石膏／ ・強化石膏ボード ・外装材 ・軒天材 ・屋根材 ・床材 ・断熱材 ・その他	
			施工完了の日付:採択通知日以降、交付申請提出以前である。				
	被覆完了後の全景	ー	2方向からの写真が撮られている			・黒板あり、なしで撮影あり。	

図 2.3.3-45　（JAS 構造材）交付申請審査用チェック表

令和6年12月 Ver 1.0

R6 都市木(JAS)交付申請書チェックシート

受付No.　A6　−0　物件名:　申請者:

記入者(　　済□)(　　済□ 最終チェック者(　　済□)

※凡:　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「−」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	必須項目	判定※	補足チェック 問題点・指摘事項	是正後※	Wチェック※
チェック表	提出書類	−	該当する全ての項目にチェックあり。対応する書類の添付あり。					
様式6号	申請日付	−	11月29日以前の日にちである。	★				
	実証事業No.	様式1号	様式3号の番号と符合するか。					
	事業の組合せ	事業リスト	木質耐火部材等との併用はない	★		・内装材併用の場合は、耐火・準耐火建築物である		
	申請者	①様式1号 ②確認申請書 ※②は確認申請書の提出があった場合にチェックする。	①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。	★		・変更の場合: 事業申請の変更書関係を再確認 ・工事届の場合: 工事内容が記載された書類 (建て主との請負契約書等)の添付 ・3件以上の申請: CW法の登録事業者である		
	1. 物件名		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。	★				
	2. 所在地		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面 □【1.地名地番】 または □【2.住居表示】と一致する	★				
	3, 4.事業担当者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。					
	5. 建築確認申請の物件の用途		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。	★		・複合用途なら第四面(建築物別)第五面(階別)も確認		
			①様式1号の記載と同じ。 ②08160(宗教施設)、08600(個室付浴場業等)のどちらでもない	★		・工事届では、主要用途44,46国家公務でない。		
			①様式1号の記載と同じ。 ②3階建て以下の一戸建て専用住宅、併用住宅でない	★		・工事届では3階建以下の居住専用建築物でない。		
	6. 物件の階数		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する。					
	7. 床面積		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【11.延べ面積】 申請部分の床面積と一致。 10㎡を超える。			・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、 第四面、第五面も確認する。		
	8. JAS構造材の種類	別紙1−2	材積を計上された構造材と同じ材にチェックが入れてある。	★		・図面の凡例とも一致する。		
	10.助成対象木材の建て方完了日	−	書類受付日以降、11月29日以前である。					
	11.共同申請者の有無	−	「あり」では、様式6号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3件以上の申請: 「もりんく」登録者、山元との安定供給協定等を締結された宣言事業者との共同申請、脱炭素協定締結者、宣言事業者建築主との共同申請、炭素貯蔵量の算定者		
調達費算定表(入力データシート)	請求書ごとの値引き率	請求書(領収書)	請求書と総額、値引き額が同じ。	★				
	材料費(木材のみ)		助成の区分、単価、JAS品目区分が正しい。	★				
			請求書番号ごとに適切に仕分けされている。	★				
	加工費		請求書の加工名称、加工費と一致	★				
	運搬費		請求書の運搬名称、運搬費と一致	★				
調達費算定表(出力結果シート)	請求書ごとの集計値	請求書(領収書)	請求書番号ごとの材積、材料費、加工費、運搬費の合計が請求書等と整合している。	★				
	材料ごとの内訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致する。	★				
			材料費の合計がJASの種類ごとに一致する。	★				

請求書または領収書	銘・明細	様式6号	工事名、宛先（施工者）、発行者、発行日が適切である。	★		※申請者が作成なら、証明書として発行。調達先との関係を示す資料も必要		
		―	品目ごとに「JAS」であることが明記されている。	★		・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。		
		―	JASの区分が適切に表示されているか。	★		・機械等級製材と機械等級集成材の区別、目視等級製材と機械等級製材の区別がついていない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区別が曖昧なものもあるのできちんとした表示を促す。		
		―	部材名が適切に記載されているか。	★		・柱材、梁材、土台材など		
		調達費算定表	材積と金額の明細が確認できるか。	★		・加工費、運搬費の根拠あり。 ・工事総額、値引きが整合する。 ・合計金額に変更がなく、事業申請時の見積どおりと記載された場合は確認を省略可能		
		様式6号別紙1	目視等級製材を構造材として助成の場合、乾燥処理材の記載あり。	★		・SD15　・SD20／・D15　・D20／・D25		
		―	部材名が適切に記載されているか。			・柱材、梁材、土台材など		
様式6号 別紙 2	各数値	―	記入漏れなく、正しく切り捨て					
	1.木材使用量	調達費算定表	総量、JAS使用量が整合する。 国産材使用量が妥当である。			申請　□総量　□　国産材、　□JAS量　□　国産材 実積　□総量　□　国産材、　□JAS量　□　国産材		
	2.助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量	―	区分：助成となる階に応じて○が記入されている。	★				
		調達費算定表	JAS構造材の使用量が、出力シートの材積と同じである。	★				
			目視等級構造用製材をJAS構造材とする場合に、機械等級構造用製材もJAS構造材に入っているか。	★				
			構造用合板及び構造用パネルは、構造用製材等が使われていない階では含まれていない。	★		・助成対象階以外の階に使われている場合は、助成対象外。		
			国産材使用量が妥当である。	★				
	3.(1)事業申請時に使用することを予定した木材による算定額	事業申請時の調達費算定表	事業申請時の調達費算定表の金額と一致する。	★		・事業申請時の調達費で助成額が決まってしまう場合は、使用材積に単価を乗じた金額とする。		
	3.(2)交付申請時に実際に使用した木材による算定額	別紙1	別紙1と材積が一致する。	★				
	3.(3)実際に使用したJAS構造材の調達費による算定額	調達費算定表	調達費算定表の値引き後の金額が一致する。	★				
	3.(5)交付申請額	―	3(1)、(2)、(3)を比較して一番低い額になっている。	★				
様式6号－2	全般	―	共通、JAS構造材の種類に応じて、必要なシートに回答されている。			シート 1(基本情報)、 2(共通) 3、4、5、6(製材等)、 7･8(CLT)		
	基本情報	様式6号	正しく記載されている。					
同上（共通）	全般	―	記述欄の記載事項について、記入漏れなく具体的に書かれているか。			・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。		
様式6号－2（製材他）	全般	―	記述欄の記載事項について具体的に書かれているか。			・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。		
様式6号－2（CLT）－1及び－2	全般	―	記述欄の記載事項について具体的に書かれているか。			・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。		
	構造の工法		構造種別を代表する名称※が記載されているか。●●構法など商品名は不可。			※構造種別：軸組構法、2×4工法、CLTパネル工法、RC造、S造など		
	設計ルート		構造計算等の具体的な名称※が書かれているか			※壁量計算等、許容応力度設計、保有水平耐力設計、ルート1、ルート2、ルート3、限界耐力計算、時刻歴応答解析など		
	使用したCLTの規格・数量等	―	単価は、単位が記入されているか。					
		―	強度等級／構成は正しく記入されているか。					
様式6号－2別紙	部位別の木材使用量割合調査	様式6号、6号―2基本情報	工法とJAS構造材の種類が適切か。					

工事記録写真	写真全般	―	工事名、撮影日時、位置、部材名称が明確に記載されているか。	★		※写真内に記載が無い場合にはやむを得ないので、写真張り付ける台紙の余白への記載を指示する。		
		―	撮影日時は、発注書等の日付以降～交付申請書の日付間になっているか。	★				
	材料検収写真	―	助成対象木材の全ての種類が揃っているか。	★		建築現場着の写真。トラックに積んだ状態or荷下ろしされ積みされたもの。		
	助成対象木材の写真	―	助成対象木材の全ての部材が揃っているか。	★		・原則としてJASマークを写す ・引いて撮った写真、アップで撮った写真の2種類		
	保存処理材の写真		保存処理材のJASマークであるか確認する。	★		・保存処理材として助成を受ける場合は、機械等級、目視等級、集成材等のJASマークでは、確認したことにならないので注意		
	CLT接合部の写真	―	想定される接合部の種類が一通り揃っているか。	★		・耐力壁の場合は壁頭部・壁脚部の写真、水平構面（床・屋根）の場合はパネルの継ぎ目部分の写真。耐力壁と水平構面の接合部		
	内観写真		階ごとに、全体が判るように撮影されているか。	★				
	建て方終了後の全景写真	―	2方向からの写真が撮られているか。	★				
JAS製品であることの証明書	銘・明細	※写真によってJASマークが確認できない場合のみ	会社名、事業番号、申請者名が適切。	★		・JAS構造材の供給業者が証明する（申請者ではない）。		
			JAS製造業者は、認定業者か。	★		・全木検、合板検査会のHPで確認する。		
			納品書の該当項目等の記載が正しいか。	★				
発注書、材料指示書等	銘・明細	様式6号	工事名、宛先（施工者）、発行者が適切。	★				
		様式6号	発注日が7月31日以降、建て方完了月以前。	★		採択日：　　発注日：		
		―	JASであることが明記されている。	★				
合法伐採証明	銘・明細	共通	申請者名義となっているか。			※再提出を求めた場合のみチェック 樹種や材積等は、請求書等と相互確認しなくても良い		
			助成対象となるJAS構造材の種別が明記されているか。					
		申請者が登録事業者等の場	登録番号等が記載されているか。					
			登録証等の写しが添付されているか。					
		申請者が登録事業者等でない場合	申請にある全てのJAS構造材についてのフローが示されているか。					
			フロー図において現場に直接納品する業者が合法伐採木材供給者の登録証等を有しているか。			※再提出を求めるのは、写真や請求書間に齟齬があった場合など		
			上記の業者名義の登録証等の写しが添付されているか。					
			上記の業者から発行した納品書等が添付されており、合法伐採木材であることが明記されているか。					
建築確認済証	―	―	確認済証の有無	★				
建築確認申請書	建築主	※確認申請書の提出があった場合、チェックを行う	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体			・確認申請書　第1面～6面がある。 ・表紙に受付印または引受書の添付あり ※基礎から上部で国から助成を受けていない		
平面図・立面図・梁伏図・軸組図・配置図	凡例および図面表記	―	JAS構造材、その他林産物JASの区別、表記、使用箇所が明確に識別できる	★		凡例：・助成材の表記　・着色 構造材：・JAS　・品目　・材種 その他林産物：・JAS　・品目　・材種		
		―	JAS構造材は、「構造耐力上主要な部分」に使われている。	★		・土台　・柱　・梁／桁等　・小屋組 ・壁　・床版　・屋根版　・斜材（単独なら不適）		
		見積書等の表記含む	製材は、JAS構造材の機械等級、目視等級（乾燥材）に区別されている	★		・機械等級製材と　集成材の混同がない。		
			CLTは、JAS構造材である。 注：Jパネル t36は非JASで対象外	★				
		別紙1の2	JAS構造材が使用されている階が別紙1の2の助成対象階と一致する。	★				
		―	構造用合板及び構造用パネルは、助成対象階に使われているか。	★		・助成対象階以外の階に使われている場合は、助成対象外。		
		―	3階建以下の一戸建の住宅でない（平面図で部屋名も確認）。	★		・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。		
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。	★				
備考	JAS構造用合板		中国産JAS合板（江苏笨笨猫新材料有限公司製、または山東顾雾環保板有限公司製）でない。					

図 2.3.3-46　（内装材）交付申請審査用チェック表

令和7年1月 Ver0

R6 都市木（内装材） 交付申請書チェックシート

受付No.　　A6　－0　　申請者：　　物件名：

記入者（　　済□）（　　済□）　最終チェック者（　　済□）

※欄：　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「－」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定 ※	Wチェック ※	補足チェック 問題点・指摘事項	最終 ※
様式6号	申請日付	－	R6年11月29日以前の提出である。				
	申請者	①様式1号 ②確認申請書の提出があった場合にチェックする	①様式1号の記載と同じ施工者である ②第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の施工者（法人）である。			・委譲の場合：事業申請の委譲書関係を再確認 ・もりんく登録者である。 ・3件以上の申請：CW法の登録事業者である	
	実証事業No.		様式1号の番号と符合するか。				
	1. 名称		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。				
	2. 所在地		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面　□【1.地名地番】 または □【2.住居表示】と一致する				
	3、4.事業担当者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。				
	5. 用途	①様式1号/確認済証	用途：①様式1号／確認済証の記載と同じ。 ②第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面（建築物別）第五面（階別）も確認 ・共同住宅等：延床＞500㎡あるいは≧3階建	
		②確認申請書の提出があった場合にチェックする	①様式1号の記載と同じ。 ②08160（宗教施設）、08600（個室付浴場業等）のどちらでもない				
			①様式1号の記載と同じ。 ②3階建て以下の一戸建て専用住宅、併用住宅でない				
	6. 床面積	平面図	対象となる部屋の面積と建物の延床面積である。			・共同住宅等：延床＞500㎡あるいは≧3階建	
		面積表 求積図	様式1号の記載と同じか、変更なら根拠となる書類がある			・事業申請と交付が違う場合、図面・計算表も変更あり。	
			各面積が明記されている			・建築基準法の床面積とする。	
	7. 内装材利用面積	面積表 求積図	壁又は天井／床に分けて記載がある				
			様式1号の記載と同じか、変更なら根拠となる書類がある			・事業申請と交付が違う場合、図面・計算表も変更あり。	
			施工エリアが示され、面積が整合する			・助成木材の施工エリアのみ、明確に図示される。	
			助成対象の面積の合計が10㎡を超える			・木質耐火／JAS構造材助成の新築および増改築する部分の床面積の合計（非木造部分を除く）	
様式6号	8. 使用した内装材等の種類	材料リスト カタログ 図面	様式1号の記載と同じか、変更なら根拠となる書類がある			・計画変更の場合、確認申請書を再チェックする。	
			壁又は天井、床で使われた全ての種類がチェックされている				
			仕上げ表面に木材が使われている。仕様確認できる書類が添付されている				
	9.木材製品使用量	木拾表 ・計算書	各面の材積が示され、集計される				
			事業、交付申請とも正しく記入される				
			事業申請から変更の場合、新たな根拠が示されている				

様式6号	10.助成木材の施工完了日	―	採択通知日以降かつ交付書類受付日またはR6年11月下旬以前である。			R6年　月　旬、写真：　月　日付 ＞採択通知：R6年　月　日
	11.共同申請者の有無	―	「あり」では、様式6号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3棟以上の申請：CW法の登録事業者に加え、そのほかの要件の一つを満たす
添付資料	チェックシート	―	提出された付属資料にチェックが入れてある。			
様式6号－2	全般	―	①から⑪までに適切に具体的に記入される			・質問の意図と大きく異なる回答の場合は修正を要請する。
	問⑥	様式6号 －項目8	変更された内装木材と整合する			・壁および天井 ・床
請求書または領収書	鏡・明細	様式6号	工事名、宛先(施工者)、発行者、発行日が適切である			
		材料リスト 木拾表 計算書 図面	材料名が適切に記載されている			・製材　・合板　・集成材　・LVL　・CLT ・フローリング　・OSB ・その他(　　)
			内訳、金額が適切に記載されている			
			仕上げ対象部位の下地材も含まれる場合、該当部のみの内訳である			
様式6号 別紙3 交付申請額	各数値	―	記入もれ、チェック忘れがない			
	1.面積による座出額	様式6号	7.内装材利用面積と同じ区分に記入されている			□ 壁および天井　□ 床
			事業／交付申請ともに面積が正しく転記され、合計金額①②も正しい			
	2.内装材の調達費	施工部位	様式6号−項目7.内装材利用面積と同じ区分に記入されている			
		請求書 領収書等	木材費：内装仕上げの木材およびその範囲の下地木材だけである			・壁および天井 ・床
			加工費：工場加工のみである			・壁および天井 ・床
			運搬費：工場／調達場所から現場までである			・壁および天井 ・床
	3.比較金額	合計①～③	最も低い金額となっている			
	交付申請額	3.比較	千円未満切り捨てて算出される			
			上限額1000万円を超えない(単独) 耐火部材(JAS)との併用では、上限1500／3000万円となる			・耐火部材(JAS)との併用：木造部の延床≧3000㎡または 階数≧4で上限3000万円
発注書・調達指示書	鏡・明細	様式6号	工事名、宛先(施工者)、発行者が適切。			
		様式3号	発注日が公募の開始日 7月31日以降である			発注日：R6年　月　日
CW法に基づき合法性を証明できる資料	鏡・明細	―	申請者名義となっている			
		―	合法性を確認した木材であることが明記されている			
		請求書 納品書等	助成に係る内装木材の明細の合法性が確認できている			・下地木材も助成なら、その分も必要となる

建築確認済証	―	―	確認申請・計画変更申請が必要な場合は、済証が添付されている			耐火・準耐火建築物であること
建築確認申請書	建築主	※確認申請書の提出があった場合、チェックを行う	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体である			・確認申請書　第1面～6面がある。 ・表紙に受付印または引受書の添付あり
配置図	棟数	確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する			
一般図	部屋名	―	3階建て以下の戸建て専用住宅、併用住宅の用途でない			
	階数		耐火部材(JAS)との併用：木造部の階数≧4で上限3000万円			
利用面積表など	内装助成部	―	助成対象部分の合計＞10㎡である			
	延床面積	耐火部材の申請書	耐火部材(JAS)との併用：木造部の延床面積≧3000㎡で上限3000万円			
平面図	凡例および図面表記	様式6号請求書リスト等	部屋名、内装木材の施工範囲と面積が示されている			
立面図			階数・規模が整合する			
展開図			部屋名、内装木材の施工範囲と面積が示されている			
下地図			木下地の助成を受けるなら、組み立てが判り、材料明細と整合する			
仕様リスト	木材製品規格・寸法	明細書図面	規格・寸法が請求書、図面と整合する			
カタログ			仕上がり表面が、木材となっている			
工事記録写真	写真全般	―	工事名、撮影日時、位置、部材名称が明瞭に記載されているか。			※写真内に記載無き場合にはやむを得ないので、写真貼付台紙の余白への記載を指示する。
	着工日前後	作業指示書・日報	耐火部材等の助成併用の場合、公募開始の日以降に、基礎(根伐)工事を開始している			
	施工完了	工程表	採択結果通知日以降に内装助成材の仕上げが完了している。			採択通知：R6年　　月　　日
	材料検収	請求書図面等	使用木材製品ごとに記録されている ・製材　・合板　・集成材　・LVL　・CLT ・フローリング　・OSB ・その他(　　)			・トラックに積んだ状態or荷下ろし後積みされたもの ・壁および天井 ・床
工事記録写真	施工中(下地材)	―	下地木材も助成なら、各部ごとに記録あり			
			木質内装仕上の施工部分に限られる			
	建て方完了	―	2方向からの外観写真が撮られている			
	内装完了	―	木質内装材の種類ごとに1枚以上、記録されている			
備考						

図 2.3.3-47　（木製サッシ）交付申請審査用チェック表

令和7年1月 Ver0

R6 都市木（木製サッシ）交付申請書チェックシート

受付No.　A6　-0　申請者:　物件名:

記入者（　　済□）（　　済□）最終チェック者（　　済□）

※欄:　適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「ー」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定※	Wチェック※	補足チェック 問題点・指摘事項	最終※
様式6号	申請日付	ー	R6年11月29日以前の提出である。				
	申請者	①様式1号 ②確認申請書の提出があった場合にチェックする	①様式1号の記載と同じ施工者である ②第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の施工者（法人）である。			・委譲の場合：事業申請の委譲書関係を再確認 ・もりんく登録者である。 ・3件以上の申請：CW法の登録事業者である	
	実証事業No.		様式1号の番号と符合するか。				
	1. 名称		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。				
	2. 所在地		①様式1号の記載と同じ。 ②第三面 □【1.地名地番】 または □【2.住居表示】と一致する				
	3、4.事業担当者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。				
	5. 用途	①様式1号/確認済証 ②確認申請書の提出があった場合にチェックする	用途：①様式1号／確認済証の記載と同じ。 ②第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面（建築物別）第五面（階別）も確認	
			①様式1号の記載と同じ。 ②08160（宗教施設）、08600（個室付浴場業等）のどちらでもない				
			①様式1号の記載と同じ。 ②3階建て以下の一戸建て専用住宅、併用住宅でない				
	6. 床面積	平面図	対象となる部屋の面積と建物の延床面積である。				
		面積表求積図	様式1号の記載と同じか、変更なら根拠となる書類がある			・事業申請と交付が違う場合、図面・計算表も変更あり。	
			各面積が明記されている			・建築基準法の床面積とする。	
	7. 木製サッシ使用量	カタログ展開図	木製サッシの数が正しい			か所	
			様式1号の記載と同じか、変更なら根拠となる書類がある			・事業申請と交付が違う場合、図面・計算表も変更あり。	
			開口寸法より算出された面積と整合する				
			助成対象の面積の合計が10㎡を超える			・木質耐火／JAS構造材助成の新築および増改築する部分の床面積の合計（非木造部分を除く）	
	8. 使用した木材の種類	材料リストカタログ図面	様式1号の記載と同じか、変更なら根拠となる書類がある				
	9.助成木材の施工完了日	ー	採択通知日以降かつ交付書類受付日またはR6年11月下旬以前である。			R6年　月　旬、写真：　月　日付 ＞採択通知：R6年　月　日	
	10.共同申請者の有無	ー	「あり」では、様式6号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり			・3棟以上の申請：CW法の登録事業者に加え、そのほかの要件の一つを満たす	

添付資料	チェックシート	―	提出された付属資料にチェックが入れてある。				
様式6号－2	全般	―	①から⑪までに適切に具体的に記入される			・質問の意図と大きく異なる回答の場合は修正を要請する。	
	問③	様式6号-項目8	変更された木製サッシと整合する				
請求書または領収書	銘・明細	様式6号	工事名、宛先（施工者）、発行者、発行日が適切である			R6年　月　日付	
		カタログ仕様書図面	製品名が適切に記載されている				
			内訳、金額が適切に記載されている				
様式6号別紙3 交付申請額	各数値	―	記入もれ、チェック忘れがない				
	1.助成単価による算出額	様式6号	7.使用量と同じ数量で記入されている			※	
			事業／交付申請ともに計算が正しい				
	2.木製サッシの調達費	請求書領収書等	購入費：　本体価格（値引き後）である				
			運搬費：　購入場所から現場までである				
		計算値③	（購入費＋運搬費）/2である				
	3.比較金額	合計①～③	最も低い金額となっている				
	交付申請額	3.比較	千円未満切り捨てて算出される				
			上限額100万円を超えない（単独） JAS／木質耐火との併用では、上限1500／3000万円となる			・JAS／木質耐火との併用：木造部の延床≧3000㎡または 階数≧4で上限3000万円	
発注書・調達指示書	銘・明細	様式6号	工事名、宛先（施工者）、発行者が適切。				
		様式3号	発注日が公募の開始日7月31日以降である			発注日：R6年　月　日	
合法伐採証明	銘・明細	共通	申請者名義となっているか。			R6年　月　日付	
			木材の明細が明記されているか。 別紙の妻2の実績と材積が一致する。				
		申請者が登録事業者等の場合	登録番号等が記載されているか。				
			登録証等の写しが添付されているか。				
		申請者が登録事業者等でない場合	申請にある全ての木製サッシについてのフローが示されているか。				
			フロー図に該当する納入業者が合法伐採木材供給者の登録証等を有しているか。				
			上記の業者名義の登録証等の写しが添付されているか。				
			上記の業者から発行した納品書等が添付されており、合法伐採木材であることが明記されているか。				

建築確認済証	―	―	確認申請・計画変更申請が必要な場合は、済証が添付されている			R6年　月　日付 建築主の変更：なし　／　あり	
建築確認申請書	建築主	※確認申請書の提出があった場合、チェックを行う	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体である			・確認申請書　第1面～6面がある。 ・表紙に受付印または引受書の添付あり	
配置図	棟数	確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する				
一般図	部屋名	―	3階建て以下の戸建て専用住宅、併用住宅の用途でない				
	階数		JAS/耐火部材との併用：木造部の階数≧4で上限3000万円				
利用面積表など	内装助成部	―	助成対象部分の合計＞10㎡である				
	延床面積	耐火部材の申請書	JAS/耐火部材との併用：木造部の延床面積≧3000㎡で上限3000万円				
平面図	凡例および図面表記	様式6号請求書リスト等	木製サッシの位置、数が確認できる				
立面図			同上				
展開図			木製サッシの位置、数、寸法が確認できる				
仕様リスト	木材製品規格・寸法	明細書図面	規格・寸法が請求書、図面と整合する				
カタログ			仕上がり表面が、木材となっている				
工事記録写真	写真全般	―	工事名、撮影日時、位置、部材名称が明確に記載されているか。			※写真内に記載無き場合にはやむを得ないので、写真貼付台紙の余白への記載を指示する。	
	着工日前後	作業指示書・日報	耐火部材等の助成併用の場合は、公募開始日(7/31)以降に、基礎(杭伐)工事を開始している			耐火部材の助成要件として	
	材料検収	請求書図面等	対象となる木製サッシの製品名、数量が確認できる。				
	取付完了	―	取付面の外観写真が撮られている				
		工程表	採択結果通知日以降に助成サッシの取付けが完了している。			採択通知：R6年　月　日	
		―	内観写真：木製サッシの種類ごとに記録されている。				
備考							

図 2.3.3-48　様式 7 号　都市木材需要拡大事業助成金交付決定通知書

様式７号

令和　年　月　日

都市木材需要拡大事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長　　菅野　康則

貴社より申請がありました都市木材需要拡大事業助成金交付申請書について、
下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に様式9号「都市木材需要拡大事業助成金交付請求書」を送信してください。
※都市木材需要拡大事業ホームページよりダウンロードしてください。

記

実　証　事　業　No.	
物　　件　　名	
助成金交付決定額	

請求書送信先：info@toshimokuzai.jp
一般社団法人全国木材組合連合会
都市木材需要拡大事業事務局

＜参考３＞現地調査報告書の写真等（抜粋）

全木連が行った現地調査報告書からの写真等の抜粋を示す。

NO.1

調査日時	令和 6 年 12 月 3 日（火）13：30～15：30		
申請者	山万株式会社		
名称	（仮称）ユーカリが丘もりの保育園　新築工事（A612-037-1）		
所在地	千葉県佐倉市青菅字木ノ宮大割 1023 番 3、1023 番 4 の一部		
用途	08180　保育園		
階数	地上　1　階	延べ床面積	630.18　㎡
使用 JAS 構造材	枠組壁工法用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材、構造用合板		
総木材	92.1403　㎥	内国産材	0　㎥
JAS 構造材	84.5744　㎥	内国産材	0　㎥

Google 地図における
佐倉市青菅字木ノ宮大割 1023 番 3,4 の一部

スマホで
現在地の確認

建物外観：　北側より

建物外観：　西側より

工事看板

建築基準法の確認済の内容
建設業の許可票

表記（共通）　◯：　JAS 印字・シール	▽：　寸法計測　確認 ▼：　聴取（記録）確認

内観：　Y3 通から Y20 通を見る
X36～X44 通の範囲

内観：　Y30 通から Y3 通を見る
X39～X32 通の範囲

内観：　X28 通から X1 通を見る
Y22～Y32 通の範囲

内観：　X3 通から X24 通を見る
Y25～Y34 通の範囲

1 階　X39～32 通×Y25～34 通　土台
JAS 保存処理材　K3

1 階　X34～39 通×Y31～32 通　土台
JAS 保存処理　K3 印字

1 階　X34～39 通×Y31～32 通　土台
JAS 保存処理材　JAS マーク印字

1 階　X34～28 通×Y3～8 通
床（大引）の範囲変更を確認

1 階　X43～34 通×Y3～10 通
JAS　枠組壁工法用製材

1 階　X40～41 通×Y8 通　縦枠
JAS　枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X43～37 通×Y6～3 通
JAS　枠組壁工法用製材

1 階　X42～37 通×Y4 通　トラス
JAS　枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X35～31 通×Y17～20 通
まぐさ　JAS　構造用集成材

1 階　X32～31 通×Y17～20 通　まぐさ
JAS　構造用集成材　JAS マーク

1 階　X31～32 通×Y11～14 通
まぐさ 410　JAS 構造用集成材　計測

1 階　X44×Y4～7 通
JAS 構造用集成材：まぐさ 410 計測
JAS 枠組壁工法用製材：トラス架け方確認

1 階　X28～32 通×Y12～3 通
柱・梁：構造用集成材（ﾎﾞｰﾄﾞ貼り済）

1 階　X32～26 通×Y23～3 通
X20~21 通り梁：構造用集成材の追加

1 階　X42～39 通×Y33～25 通
小屋組：　JAS　枠組壁工法用製材
軒桁：　JAS 構造用集成材

1 階　X39～42 通×Y34 通
梁：　構造用集成材→LVL に変更
JAS マーク未確認

1 階　X11～28 通×Y23～26 通
小屋組：　JAS　枠組壁工法用製材
柱・梁：構造用集成材（ﾎﾞｰﾄﾞ貼り済）

1 階　X14～15 通×Y23～26 通
JAS　枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X27～14 通×Y30～34 通
壁：　JAS 枠組壁工法用製材

1 階　X26～27 通×Y33～34 通　縦枠
JAS 枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X24～29 通×Y33～34 通　縦枠
JAS 枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X34-36 通×Y17 通　通しまぐさ
JAS 枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X12～19 通×Y32～26 通
縦枠：　JAS 枠組壁工法用製材

1 階　X2～3×Y31～33 通　天井根太、
垂木：JAS 枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X9～11 通×Y29～34 通
壁・小屋：　JAS 枠組壁工法用製材
まぐさ：　JAS 構造用集成材

1 階　X11 通×Y30 通　　縦枠：
JAS 枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X8～10 通×Y30～31 通　天井根太：
JAS 枠組壁工法用製材　JAS マーク

1 階　X11 通×Y30～34 通
JAS 構造用集成材　JAS マーク

1 階　X7～2 通×Y23～26 通　トラス
空調ｽﾍﾟｰｽ廻り：JAS 枠組壁工法用製材

1 階　X1～8 通×Y23～34 通
壁・小屋組：JAS 枠組壁工法用製材

1 階　X3～1 通×Y29～33 通
まぐさ　JAS 構造用集成材

1 階　X1 通×Y30～32 通　まぐさ
JAS 構造用集成材　JAS マーク

1 階　X19～24 通×Y29～26 通
まぐさ　JAS 構造用集成材

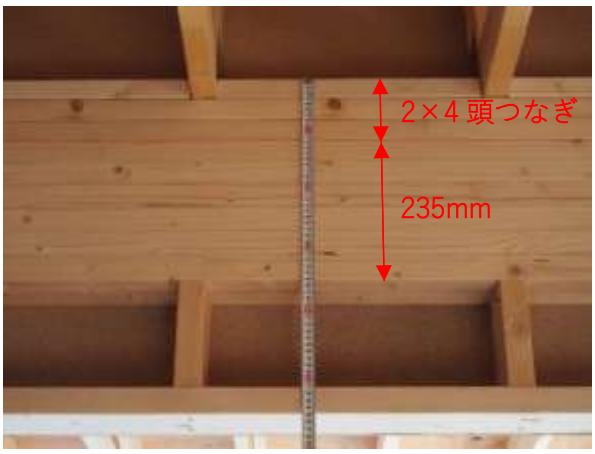

1 階　X21～24 通×Y26 通　まぐさ 410
JAS 構造用集成材　計測確認

1 階　X36～44 通×Y8～3 通　床
JAS 構造用合板（西北ﾌﾟﾗｲｳｯﾄﾞ製）

1 階　X40 通×Y4 通　床
JAS 構造用合板　JAS マーク

1 階　X15～24 通×Y26～34 通　床
JAS 構造用合板（日新）

1 階　X15～16 通×Y28～29 通　床
JAS 構造用合板　JAS マーク

1 階　X1～11 通×Y22～34 通　床
JAS 構造用合板（西北ﾌﾟﾗｲｳｯﾄﾞ）

1 階　X4～5 通×Y30 通　床
JAS 構造用合板　JAS マーク

No. 2

調査日時	令和 6 年 11 月 1 日(金)　13：30-15:00		
申請者	有限会社　松永和廣設計事務所		
名称	（仮称）元気広場下清水新築工事（A622-045）		
所在地	静岡県静岡市清水区下清水　371-2 の一部 370-2 の一部他		
用途	08220　児童福祉施設等		
階数	地上　1　階	延べ床面積	661.19　㎡
使用 JAS 構造材	構造用集成材、直交集成板（CLT）、構造用合板		
総木材	100.3697　㎥	内国産材	59.4884　㎥
JAS 構造材	93.0451　㎥	内国産材	34.0470　㎥

スマートフォンで現在地確認

Google 地図における清水区下清水　371-2

労災保険掲示板

確認お知らせ板

外観　　西面

外観　西-南角面

土台 21 道り×わ～ら間　AQ 認証→対象外材

土台　AQ 認証材→対象外材

土台 機械等級製材　檜　E90　105×105

土台　有限会社　小寺製作所　棚頭工場
認定番号　JLIRA-B・37・03（JAS 認定工場）
認定区分：機械等級区分構造用製材

土台外観　21 道り×り～よ間

土台外観　21 通り

管柱　構造用集成材 E90―F315　スプルース

105×105　　銘建工業

管柱　105×105　構造用集成材

管柱　105×105　構造用集成材

柱 1道り×り～た間　＋間柱　（追加）

管柱　て道り×12-16　間

内観　1道り×い道り　方向

内観　テ－あ間　道り面

内観　18 道り　い-と間より 1 道りを見る

梁　機械等級製材　杉　E70

火打ち材　機械等級製材　杉　E70　90×90

梁　構造用集成材

トラス　構造用集成材　水平梁米松　E120-F330

120×450　／　小屋束・圧縮材 E120×F375
120×120

内観　トラス　火打ち（金物）

トラス　水平材：圧縮材斜材：小屋束：登り梁
母屋杉 E70 機械等級製材／構造用集成材 E105-F300

トラス　水平梁：米松集成材　接合金物

梁　ジョイント金物

現場確認

火打ち材　杉　機械等級製材　E70　90×90

床 材　構 造 用 合 板　24mm　（ 外 材 ）
JAS マークは交付申請時提出

床材　構造用合板　小梁：機械等級製材　E70
90×90

トラス

ラミナビーム

トラス　内観

内観

内観　右 11 道りから 1 道り方向を見る

トラス／母屋／　屋根：ルーフデッキ

NO.3

調査日時	令和 6 年 11 月 21 日（木）10：00～11：30		
申請者	ou2　株式会社		
名称	圓山大地様邸新築工事（A615-031）		
所在地	東京都板橋区前野町三丁目 24 番 38		
用途	08010 一戸建ての住宅		
階数	地上　4　階	延べ床面積	425.59　㎡
使用 JAS 構造材	構造用集成材、構造用合板		
総木材	117.5083　㎥	内国産材	25.1314　㎥
JAS 構造材	79.8103　㎥	内国産材	1.2396　㎥

スマートフォンで現在地確認

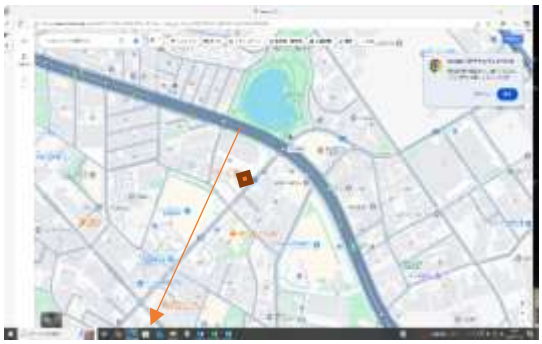

Google 地図における板橋区前野町三丁目

確認及び労災保険掲示板

お知らせ板

外観　　南東面

外観　　南西面

■1階

土台：構造用集成材　檜　E95-F315 120×120

土台　120 寸法確認

土台 120×2 本　寸法確認

土台　A 通り

土台　JAS マーク（構造用集成材シール）
120　寸法確認

土台　A 通り

土台　Y2 通り　南面

土台　Y4´通り

土台　構造用集成材　JAS マーク

土台　構造用集成材　120×120　2 本並び

1F／柱 Y6 通り　左側　SE 工法（株）NCN

1F／柱　構造用集成材　赤松　E105-F300
120×360　×2 本

以下　1 階　柱、桁梁写真

柱　X1　通り　Y6-Y5　通り間

柱　120　×2 本

柱　360　寸法確認

梁　150×360　×2 本

柱　150×360　　×2 本

柱　　A 通り

C12　柱　構造用集成材　E95-F315　120×120

C12　柱　構造用集成材　E95-F315　120×120

梁　構造用集成材　Y6　通り　120×600　　×2 本　Y6 通り　3 本目梁：120×240

梁構造用集成材　Y5-Y6 間 120×600　×2

桁梁　Y5 通り　120×240　×2

梁　構造用集成材　JAS マーク

梁　JAS マーク　構造用集成材

桁梁・２F 床材／JAS 構造用合板 28

桁梁・２Ｆ床材

桁梁・２Ｆ床材

梁

参考　柱脚　ベースプレート（ラーメン）

■2 階

柱　構造用集成材　JAS マーク

柱　構造用集成材　JAS マーク

柱　Y3 通り　構造用集成材　赤松
E95-F315　　120×120

柱

桁梁　構造用集成材

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

桁梁　構造用集成材　JAS マーク

2 階床　構造用合板　28ｍｍ
JAS 印字

2 階床　構造用合板　28ｍｍ

■3 階

3 階　X1×Y5 通りより 910　ダブル柱
JAS 構造用集成材

3 階　X1 通りより 6000×Y4 通りより 1130
ダブル柱　JAS 構造用集成材

3 階　X2 通りより 300×Y4 通りより 1130
柱　JAS 構造用集成材

3 階　X2 通りより 2500×Y4 通りより 2780
ダブル柱　JAS 構造用集成材

3 階　JAS 構造用集成材　　JAS マーク

3 階　X2 通り ×Y2 通り周辺
JAS 構造用合板

3 階　JAS 構造用合板

3 階 X1×Y6 通り方向　梁　JAS 構造用集成材

3 階　Y6 通り方向　梁　JAS 構造用集成材

3 階　Y3～通り方向　梁　JAS 構造用集成材

■4 階

4 階　　X1×Y6 通　梁 JAS 構造用集成材

4 階　　X1×Y6 通　梁 JAS 構造用集成材
JAS マーク

4 階　X1×Y5.6 通　梁 JAS 構造用集成材

4 階　X1×Y5.6 通　梁 JAS 構造用集成材
JAS マーク

4 階　X1.5 付近×Y3～3.5 通　母屋
JAS 構造用集成材

4 階　X1.5 付近×Y3～3.5 通　母屋
JAS 構造用集成材　JAS マーク

4 階　X1.7×Y3.6 通　小屋束
JAS 構造用集成材

4 階　X1.7×Y3.6 通　小屋束
JAS 構造用集成材　JAS マーク

4 階　X1.2×Y3.5 通　柱
JAS 構造用集成材

4 階　X1.2×Y3.5 通　柱
JAS 構造用集成材　JAS マーク

4 階　X1.9×Y5.2 通　柱
JAS 構造用集成材

4 階　X1.9×Y5.2 通　柱
JAS 構造用集成材　JAS マーク

4 階　X1.3 付近～×Y4～5 付近通　床材
JAS 構造用合板

4 階　X1.3 付近～×Y4～5 付近通　床材
JAS 構造用合板　JAS マーク

4 階　内観

4 階　内観

NO. 4

調査日時	令和 6 年 11 月 22 日（金）15：00～16：30		
申請者	（株）東京組		
名称	（仮称）南麻布 5 丁目 AP 計画　新築工事（A615－020－1、A615－020－2）		
所在地	東京都港区南麻布 5 丁目 17 番 33		
用途	08030 共同住宅		
階数	地上　3　階	延べ床面積	168.51　㎡
使用 JAS 構造材	枠組壁工法構造用製材、構造用集成材、構造用単板積層材（LVL）		
使用木製サッシの数	27 窓		
総木材	37.3840　㎥	内国産材	15.7366　㎥
JAS 構造材	16.0699　㎥	内国産材	15.0157　㎥

Google 地図における
東京都港区南麻布 5 丁目 17 番 33

スマホで
現在地の確認

建物外観：　東側　道路面

建物外観：　北東側　道路面

工事看板

建築基準法の確認済の内容　建設業の許可票

3 階　X1×Y0 通　垂木
2×4 材　JAS マーク無し

3 階　X1×Y0 通　垂木
2×4 材　JAS マーク無し

3 階　X1×Y0 通　垂木、野地板、上枠
2×4 材　JAS マーク無し

3 階　X0×Y1 通　垂木、野地板、上枠
2×4 材　JAS マーク無し

3 階　X4×Y2 付近通
JAS　LVL　JAS マーク無し

3 階　X4×Y2 付近通
JAS　LVL　JAS マーク無し

3 階　X4×Y8 通
JAS 構造用集成材

3 階　X4×Y8 通
JAS 構造用集成材　JAS マーク

3 階　X0×Y1 通　たて枠
2×4 材

3 階　X0×Y1 通　たて枠
2×4 材　JAS マーク

3 階　X0×Y1 通　下枠
2×4 材　JAS マーク

3 階　X0×Y5 通　壁面材
構造用合板　JAS マーク

3 階　X0×Y5 通　壁面材
構造用合板　JAS マーク

3 階　X4～X6×Y11 通　まぐさ
構造用集成材

2 階　X0～5×Y2～3 通　床根太
2×4 材　SPF、　JAS マーク無し

2 階　X0～5×Y3～4 通　床根太
2×4 材　SPF、　JAS マーク無し

2 階　X0～5×Y3 通　床根太
2×4 材　寸法計測

2 階　X5～0×Y0～4 通　床根太、上下枠
2×4 材　SPF、JAS マーク無し

2 階　X9～4×Y7～11 通　床根太
2×4 材　SPF、　JAS マーク無し

2 階　X0～5×Y1～2 通
JAS 構造用集成材　寸法計測

2 階　X5×Y0～5 通
JAS 構造用集成材

2 階　X5×Y0～5 通
JAS 構造用集成材　JAS マーク

2 階　X0×Y2～4 通　たて枠
2×4 材　スギ、　JAS 構造材

2 階　X0×Y2～3 通　たて枠
2×4 材　スギ、　JAS マーク

2 階　X7×Y9 通　床材
構造用合板　JAS マーク

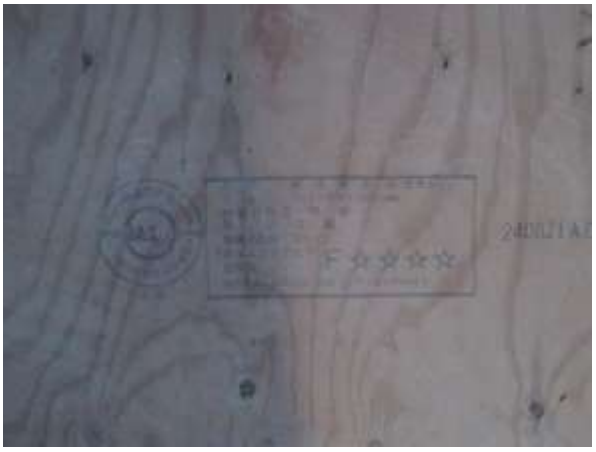

2 階　X4×Y4 通　床材
構造用合板　JAS マーク

1階　X5～0×Y0～5通　床根太
2×4材　SPF、　JASマーク無し

1階　X3～5×Y1～5通　床根太
2×4材　SPF、　JASマーク無し

1階　X7～2×Y6～11通　床根太
2×4材　SPF、　JASマーク無し

1階　X5～6×Y7通　床根太
2×4材　SPF、　JASマーク無し

1階　X8～6×Y7～9通
JAS構造用集成材

1階　X7×Y7～8通
JAS構造用集成材　JASマーク

1 階　X0×Y0～4 通　床根太、上下枠
2×4 材　SPF、　JAS マーク無し

1 階　X0～2×Y9～6 通　たて枠
2×4 材　スギ、　JAS 構造材

1 階　X0×Y1～3 通　たて枠
2×4 材　スギ、　JAS 構造材

1 階　X0×Y2 通　たて枠
2×4 材　スギ、JAS マーク

1 階　X0～1×Y3～4 通　床：構造用合板
期限までに施工完了とのこと

1 階　X1×Y3～4 通　床材
構造用合板　JAS マーク

■木製サッシ

内観：1 階　エントランス　X0 通
木製サッシ取付状況

木製サッシ　WW-07　杉　ｷｯﾌﾟ内倒し
1 階　エントランス　X0 通

内観：1 階　101 号室　キッチン、居室
Y11、X9 通　木製サッシ取付状況

木製サッシ WW-06　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ片開き
1 階　101 号室　キッチン　Y11 通

木製サッシ WW-05　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ両開き
1 階　101 号室　居室　Y11 通

木製サッシ WW-04　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ両開き
1 階　101 号室　居室　X9 通

内観：1 階　101 号室　UB
X8~7 通　木製サッシ取付状況

木製サッシ WW-03　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ片開き
1 階　101 号室　UB　　X8~7 通

内観：1 階　102 号室　居室
X7、6、Y0 通　木製サッシ取付状況

木製サッシ WW-02　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ両開き
1 階　102 号室　居室　X7 通

木製サッシ WW-01　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ片開き
1 階　102 号室　居室　X6 通

木製サッシ WW-09、08　杉　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ片開き
1 階　102 号室　居室、UB　　Y0 通

木製サッシ　外部仕様の確認
※ 2階、3階も1階と同じ位置に同じ製品が設置される

木製サッシ　ﾄﾞﾚｰｷｯﾌﾟ両開き　動作確認

2階　階段室　X0通　木製サッシ
WW-16　杉　ｷｯﾌﾟ内倒し　寸法計測

内観：2階　201号室　キッチン、居室
Y11通　WW-15、14　杉　　取付状況

内観：2階　201号室　居室、UB
X9、X8～7通　WW-13、12　杉　取付状況

内観：2階　202号室　居室　X7通
木製サッシWW-11　杉　　取付状況

2 階　202 号室　居室　X7 通
木製サッシ WW-11　寸法計測

内観：2 階　202 号室　居室　X7、6 通
WW-11：取付済、WW10：施工完了予定

内観：2 階　202 号室　居室、UB　Y0 通
木製サッシ WW-18、17：　施工完了予定

内観：3 階　階段室　X0 通
木製サッシ WW-25：　施工完了予定

内観：3 階　301 号室　キッチン　Y11 通
WW-24：　施工完了予定

内観：3 階 301 号室　居室　Y11、X9、X8 通
WW-23、22、21：　施工完了予定

内観：3 階　302 号室　居室　X7、X6 通
WW-20、19：　施工完了予定

内観：3 階　302 号室　居室、UB　Y0 通
WW-27、26：　施工完了予定

※　2 階：3 窓、3 階：9 窓は施工完了の上、　写真記録して、交付申請で提出するとのこと

NO.5

調査日時	令和 6 年 11 月 25 日（月）14:30～16：00		
申請者	（株）ケーティアイ建設工業		
名称	（仮称）泉佐野市新町 1 丁目 PROJECT（A627－004－2）		
所在地	大阪府泉佐野市新町 1 丁目 714 番 4、714 番 5		
用途	08030 共同住宅		
階数	地上　3　階	延べ床面積	168.51　㎡
使用内装材	床：フローリング		

Google 地図における
大阪府泉佐野市新町 1 丁目
714 番 4、714 番 5

スマホで
現在地の確認

工事看板

建築基準法による確認済
建設業の許可票

建物外観：　道路側　東面

建物外観：　道路側　西面

3 階 303 号室　床：突板フローリング
内観：LDK、洋室の施工範囲と状況確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
内観：LDK の施工範囲と状況確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
LDK　内法寸法の計測確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
玄関　内法寸法の計測確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
玄関、LDK の使用製品の確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
LDK、洋室の使用製品の確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲の確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
洋室　内法寸法の計測確認

3 階 303 号室　床：突板フローリング
洋室、LDK の使用製品の確認

3 階 302 号室　床：突板フローリング
内観：LDK の施工範囲と状況確認

3 階 302 号室　LDK　内法寸法の
計測確認：界壁の厚さ分、巾が異なる
303 号と同プラン

3 階 302 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲の確認

301 号室：303 号室の反転プランで
床仕上げ状況は同じことを確認

3 階 304 号室　床：突板フローリング
内観：廊下、玄関の施工範囲と状況確認

3 階 304 号室　床：突板フローリング
内観：LDK、洋室の施工範囲と状況確認

3 階 304 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、LDK の施工範囲と状況確認

3 階 304 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲と状況確認

305 号室：304 号室を反転したもので
床仕上げ状況は同じことを確認

3 階 306 号室　床：突板フローリング
内観：玄関の施工範囲と状況確認
※下駄箱の下にもフローリング施工（共通）

3 階 306 号室　床：突板フローリング
内観：台所の施工範囲と状況確認
※流し下にもフローリング施工（共通）

3 階 306 号室　床：突板フローリング
内観：LDK、洋室の施工範囲と状況確認

3 階 306 号室　床：突板フローリング
洋室、LDK の使用製品の確認

3 階 306 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲と状況確認

3 階 307 号室　床：突板フローリング
内観：廊下の施工範囲と状況確認

3 階 307 号室　床：突板フローリング
内観：廊下、LDK の施工範囲と状況確認

3 階 307 号室　床：突板フローリング
内観：LDK、洋室の施工範囲と状況確認

3 階 307 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲と状況確認

3 階 307 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、LDK の施工範囲と状況確認

2・3 階床　突板フローリング
製品確認：カタログ照合、寸法計測

2・3 階床　突板フローリング
製品確認：カタログ照合、品番

2・3 階床　突板フローリング
製品確認：カタログ照合、品番

以上、3 階 記録（堀）

2 階：3 階と同じプランと製品
2 階記録（武藤）

2 階　 201 号室　洋室・クローゼット
フローリング張り

2 階　 201 号室　キッチン・廊下
フローリング張り

2 階　フローリング材
ダイレクトエクセル 455 DXSA-WH

2 階　 202 号室　LDK・洋室
フローリング張り

2 階　 202 号室　洋室・クローゼット
フローリング張り

2 階　 205 号室　廊下・LDK・洋室
フローリング張り

2 階　 205 号室　LDK・洋室
フローリング張り

2 階　 206 号室　洋室・クローゼット
フローリング張り

2 階　 206 号室　洋室・クローゼット
フローリング張り

2 階　 207 号室　玄関より廊下
フローリング張り

2 階　 207 号室　LDK
フローリング張り

2 階　 207 号室　洋室
フローリング張り

1 階床：突板フローリング
製品確認：カタログ照合

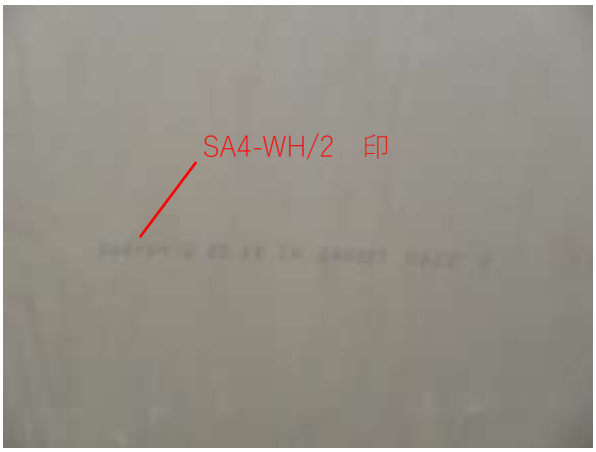

1 階床：突板フローリング
製品確認：裏面の品番

1 階 101 号室　床：突板フローリング
内観：台所の施工範囲と状況確認

1 階 101 号室　床：突板フローリング
内観：LDK、洋室の施工範囲と状況確認

1 階 102 号室　床：突板フローリング
内観：玄関の施工範囲と状況確認

1 階 102 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲と状況確認

1 階 103 号室　床：突板フローリング
内観：洋室の施工範囲と状況確認

1 階 103 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲と状況確認

1 階 104 号室　床：突板フローリング
内観：洋室の施工範囲と状況確認

1 階 104 号室　床：突板フローリング
内観：LDK の施工範囲と状況確認

1 階 105 号室　床：突板フローリング
内観：LDK の施工範囲と状況確認

1 階 105 号室　床：突板フローリング
内観：洋室の施工範囲と状況確認

1 階 106 号室　床：突板フローリング
内観：LDK、洋室の施工範囲と状況確認

1 階 106 号室　床：突板フローリング
内観：洋室の施工範囲と状況確認

1 階 107 号室　床：突板フローリング
内観：廊下、LDK の施工範囲と状況確認

1 階 107 号室　床：突板フローリング
内観：LDK の施工範囲と状況確認

1 階 107 号室　床：突板フローリング
内観：洋室の施工範囲と状況確認

1 階 107 号室　床：突板フローリング
内観：洋室、CL の施工範囲と状況確認